経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業

令和８年度概算要求額　1.２億円（1.2億円）

大臣官房
デジタル・トランスフォーメーション室

事業目的・概要

事業目的

デジタル技術の進展等により産業界のデジタル・トランスフォーメーションが進む中、行政もデジタル技術を活用して政策立案やサービスのあり方を変革することが必要である。経済産業省の行政サービスについてデジタル・トランスフォーメーションを進めることで、事業者の意思決定の迅速化、生産性向上、新たな価値創造を図ることを目的とする。

事業概要

行政サービスのデジタル・トランスフォーメーションの推進のためには、行政サービスを個別にデジタル化するのではなく、法人番号をキーに各システムのデータの参照、APIを通じた行政システム・データの連携を可能とする、「デジタルプラットフォーム」の構築が急務である。そのため、本事業では、経済産業省の行政サービスのデジタル化を推進するとともに、法人に関するデータのオープン化やデータの利活用を推進するため、各種調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

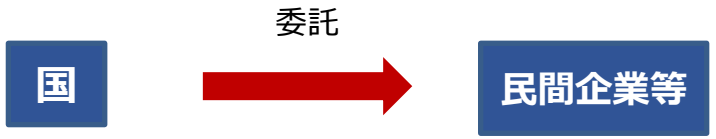

当該事業における法人向けの行政手続きシステムプラットフォームのイメージ

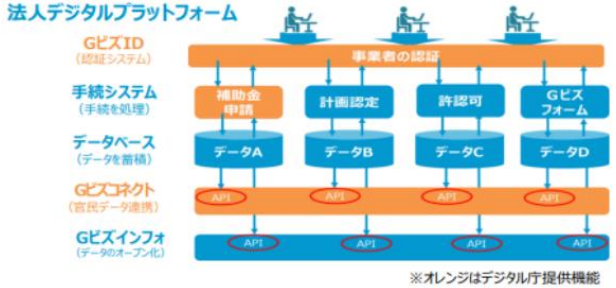

成果目標・事業期間

平成16年から終了予定年度なしの事業であり、

事業者の利便性向上や業務効率化に加え、政策の質的向上を図るための調査を毎年数件実施する。

短期的には、実施した調査が、経済産業省のDX施策の検討に活用されることを目指す。

長期的には、調査で得られた知見が、経済産業省のDX施策の立案・実施において活用されることを目指す。

経済産業統計の整備

令和８年度概算要求額 17億円（15億円）

大臣官房調査統計グループ
総合調整室

事業目的・概要

事業目的

本事業は、信頼性の高い統計の整備及び作成により、経済産業政策等の立案・評価はもとより、事業者や個人の合理的な意思決定、学術研究や国際的な相互理解等に必要となる基盤情報を提供するとともに、これらの政府統計等を利活用し、データを用いた分析能力を有する職員を育成すべく人材育成・研修等を行うこと等により、データ駆動型行政を推進することを目的とする。

事業概要

①以下の各種統計の整備及び作成を行う。

動態統計：経済産業省生産動態統計調査、商業動態統計調査

企業統計：経済産業省企業活動基本調査（令和８年調査から、本調査に「海外事業活動基本調査」を統合）

加工統計：鉱工業指数、製造工業生産予測指数、第３次産業活動指数、延長産業連関表

②統計の品質管理のためのマニュアル整備、統計に関する基準・分類の改定及び整備に伴う統計調査の見直し、並びにデータを用いた分析能力を有しEBPMの担い手となる人材の育成等の取組について委託を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）統計作成作業に係る一部の業務について請負により民間事業者にて実施。

（２）統計の品質管理のためのマニュアル整備、統計に関する基準・分類の改定及び整備に伴う統計調査の見直し、人材育成等事業について民間事業者に委託。

成果目標・事業期間

・短期的には、本事業で実施する統計について、e-Statにおけるデータベース形式での掲載を進める。また、データを用いた分析能力を有しEBPMの担い手となる人材（EBPM・データ利活用実践研修参加者数）を継続的に毎年50人育成する。

・長期的には、e-Statでの統計利活用を促進し、データベース形式のデータセットの閲覧数を、令和９年度までに年間12万件とすることを目指す。またEBPM・データ利活用実践研修で身につけた知識を活用し、業務において広義のEBPMを実践した研修生人数を、令和10年度までに延べ200人とする。

福島国際研究教育機構関連事業

令和８年度概算要求額 6.7億円（0.2億円）

（１）　福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室
（２）　製造産業局ロボット政策室、
資源エネルギー庁
原子力発電所事故収束対応室

事業目的・概要

事業目的

「福島国際研究教育機構」（以下「F-REI」）が実施する新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保に係る取組を支援することを目的とする。

事業概要

福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力強化を牽引する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指すF-REIを令和５年４月に設立した。

F-REIでは、中期目標及び中期計画に基づき、「基盤作りと存在感の提示」に重点を置き、F-REIの施設が整備される前にもできる限り早期に成果が得られるよう、研究開発等に取り組む。

事業目的を達成するため、本事業では以下の取組を支援する。

（１）法人運営等

- F-REIの運営管理
- 研究開発等の支援体制の整備
- 研究開発シーズの実現可能性を調査するFS調査の実施　等

（２）研究開発事業等

- 複合災害を経験した福島で、廃炉や災害現場等の過酷環境で機能を発揮するロボットの研究開発等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）法人運営等、（２）研究開発事業等

成果目標・事業期間

令和5年度からの事業であり終了年度は未定。

短期的には、福島復興再生特別措置法第百十五条に基づく主務大臣による毎年度の研究開発等業務の実績の評価において、該当項目が標準以上の評価となることを目指す。

長期的には、同条に基づく主務大臣による中期目標の期間の最後の事業年度（2029年度）の終了後に実施する研究開発等業務の実績の評価において、該当項目が標準以上の評価となることを目指す。

産業保安等調査研究事業

令和８年度概算要求額 12億円（10億円）

（１）産業保安・安全グループ
保安政策課
（２）産業保安・安全グループ
化学物質管理課

事業目的・概要

事業目的

設備やプラントの高経年化や保安人材の高齢化などの構造的課題や自然災害の激甚化等の環境変化を踏まえた、適切な規制見直しを行い、産業保安に係る人的被害を伴う事故件数及び死傷者数について、現行の事故報告体制以降で最も少なくする。

また、化学物質管理について、最新の国際動向や技術動向等を踏まえながら、関係法令の適切かつ効率的な執行を進め、国際条約等の締約国としての責務を果たしていくことを目的とする。

事業概要

産業保安・製品安全の確保、適切な化学物質管理を推進するため、以下の取組を行う。

（１）産業保安等技術基準策定調査研究等事業

適切な規制見直し等に向けた技術進展や海外の規制動向等に係る調査研究、事故を未然に防止するための事故原因解析・再発防止策の検討を行う。

（２）化学物質規制対策事業

化学物質管理に関係する法律について、最新の国際動向等を踏まえつつ適切かつ効率的な執行を進めるため、化学物質の排出量推計等の法執行補助、法執行の効率化に資する試験方法等の開発、さらには、国際条約や新たな課題への対応等に必要な調査等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

産業保安分野が直面する構造的課題・環境変化を踏まえた適切な規制見直しを行うことで、産業保安等に係る人的被害を伴う事故の件数及び死傷者数について、現行の事故報告体制になって以降最も少なくすることなどを目指す。

また、化学物質管理に関する法律の適切な執行を通じて、化学物質による人の健康と環境への悪影響を最小限に抑えるとともに、国際機関等への化学物質に関するデータ提供等により、各種条約締約国としての責務を果たし国際貢献を行うことを目指す。

スマート保安実証支援事業

令和８年度概算要求額 1.0億円（2.5億円）

産業保安・安全グループ
産業保安企画室

事業目的・概要

事業目的

高圧ガス、電力、都市ガス、LPガス等の産業保安分野では、今後、保安人材の多くを占める熟練層が大量に退職する一方で、若年層の雇用が困難な状況であり、人材不足によって我が国の産業保安が揺らぎかねない状況にある。こうした状況を踏まえ、テクノロジーの活用を通じて保安面での安全性と効率性の向上を実現する「スマート保安」の導入を支援することにより、中堅・中小事業者等の保安レベルの向上と人材不足への対処を行う

事業概要

高圧ガス、電力、都市ガス、LPガス等の産業保安分野における中堅・中小事業者等へのスマート保安技術の導入を促進するため、スマート保安技術の導入に対する実証支援を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、
短期的には5件のベストプラクティス創出を目指す。
長期的には10件の認定高度保安実施者の創出を目指す。

停電復旧見通し・情報共有システムの高度化事業

令和８年度概算要求額 1.5億円（新規）

産業保安・安全グループ
電力安全課

事業目的・概要

事業目的

自然災害の激甚化・頻発化が進む中、災害時における送配電設備の被害状況の迅速な把握と、関係者間での停電の復旧見通し・情報共有による円滑な停電復旧対応を可能とする体制の構築を目的とする。

事業概要

令和元年台風第15号による千葉県を中心とした大規模停電では、多数の倒木や土砂崩れ等により現場状況の把握が困難な状態が続いた。

現場状況の把握が困難な場合にも、国・自治体・インフラ事業者の保有する現況情報、過去の停電復旧データなどで情報を補完し、高度な解析技術でより精緻な見通しを算出しながら、関係者に適時・適切に関連情報を届けるため、国が早期電力復旧情報プラットフォーム（RESI）を構築した。一方で、自然災害の激甚化・頻発化が進む中で、同システムを維持しつつ、更なる災害復旧の円滑化に向けた高度化が必要な状況。

このため、システムを維持するためリプレースを行いつつ、停電復旧見通しをより精緻化し、各関係者が迅速にその見通しに係る情報を把握するため、多様な災害ごとの被害及び復旧実績を基にした災害モデルの構築を行い、同システムの高度化を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

令和8年度の1年間の事業であり、

高度化したシステムを一般送配電事業者10社において活用することを確認する。

多様な災害ごとの被害及び復旧実績を基に必要な災害モデルを構築する。

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

令和８年度概算要求額 35億円（22億円）

産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

事業目的・概要

事業目的

金属鉱山等からは、採掘終了後においてもカドミウム、鉛、ヒ素といった重金属等を含む坑廃水が排出される場合があり、河川の水質汚濁による鉱害を防止するため、必要な坑廃水処理を継続する必要がある。

このため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく基本方針（第6次：令和5年度～令和14年度）の下、地方公共団体等が行う鉱害防止工事、坑廃水処理を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、費用負担の適正化を図り、もって休廃止鉱山に係る鉱害の防止を図る。

また、近年の気象災害は激甚化・頻発化の傾向にあり、大規模災害発生時において、坑廃水処理施設の機能維持に資する非常用発電機や貯水槽等の設置に必要な費用の一部を補助することにより、坑廃水処理施設からの未処理原水の放流等の防止を図る。

事業概要

（１）休廃止鉱山において、鉱害防止事業を実施している地方公共団体等に対して、集積場の覆土、集積場の耐震安定化工事、坑口閉塞等の鉱害防止工事、及び坑廃水処理等の鉱害防止事業に要する費用の3/4を補助する。

（２）大規模災害による停電や道路不通など不測の事態が発生した際でも、坑廃水処理施設の機能維持に資する事業に要する費用を補助（大企業:1/4、中小企業1/3）する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

昭和46年から令和14年までの事業であり、坑廃水処理事業を実施した鉱山のうち、年間の排出基準等管理基準を超過した坑廃水排出事故件数を０にすることを目指す。

賠償償還及払戻金（石炭じん肺訴訟に係る賠償金）

令和８年度概算要求額 2.8億円（2.8億円）

産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付
石炭保安室

事業の内容

事業目的

国内の炭鉱の坑内で働いていた労働者又はその遺族による国にじん肺罹患の損害賠償を求めた訴訟において、筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年4月27日）で、国の規制権限不行使の国家賠償法第1条第1項適用上の違法が確定した。

このため、同様な訴訟において要件を満たす原告と早期に和解し、和解調書に基づき損害賠償金を支払うことを目的とする。

事業概要

本事業は、国内の炭鉱の坑内で働いていた労働者が、じん肺に罹患したとして国を提訴した訴訟において、国は、要件を満たす原告と早期に和解し、その訴訟の手続きに従って損害賠償金を支払うもの。

和解に当たっては、筑豊じん肺訴訟最高裁判決（平成16年４月27日）で示された以下の要件を満たすことが必要。

（１）昭和35年４月1日から昭和61年10月31日までの間に国内の炭鉱の坑内で働いていたこと。

（２）じん肺が進行し療養が必要であること、あるいはじん肺により死亡したものであること。

（３）時効などにより、損害賠償請求権が消滅していないこと。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国内の炭鉱の坑内で働いていた労働者が、じん肺に罹患したとして国を提訴した訴訟において、最高裁判決の要件を満たす原告と和解が成立した場合に、国は、その訴訟の手続きに従って速やかに損害賠償金を支払う。

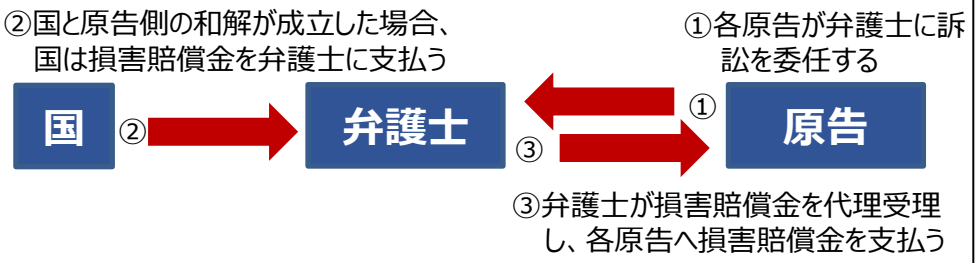

成果目標

最高裁判決の要件を満たす原告と和解が成立した場合に、速やかに損害賠償金を支払うこと。

経済産業政策関係調査事業

経済産業政策局総務課

令和８年度概算要求額 14億円（10億円）

事業目的・概要

事業目的

日本経済は、デフレから脱却し、持続的な経済成長を実現していく、大きな分岐点にある。民間企業による賃上げや国内投資への意欲が示される中、民間の投資を呼び込み、イノベーションによって生産性を上げ、所得を向上させる好循環の実現を目指しており、大胆な政策の検討が必要。このため、各国の産業政策のあり方について調査するとともに、我が国の経済情勢・産業構造等を踏まえ、経済産業政策上の課題抽出や具体的な政策対応を導き出すことを目的とする。

事業概要

我が国経済及び産業の発展等に必要な施策の遂行のために、専門的な知見を有するシンクタンク等へ委託を行い、我が国の経済状況の分析及び経済産業政策の課題抽出を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

毎年約60～70件の調査を、
経済産業政策への企画立案へ活用する。

独立行政法人経済産業研究所運営費交付金事業

令和８年度概算要求額 21億円（19億円）

経済産業政策局
産業構造課

事業目的・概要

事業目的

独立行政法人経済産業研究所（以下、「RIETI」）は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目指す。本事業は、RIETI運営のために必要な経費を交付することを目的とする。

事業概要

RIETIの以下の業務の遂行のために必要な経費を交付する。

(1)内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究。

(2)(1)にかかる成果の普及及び政策の提言。

(3)内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供。

(4)(1)～(3) の業務に附帯する業務。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

令和６年度から令和１０年度までの５年間の事業であり、

・短期的には政策アドバイス件数やシンポジウムの集客数等の目標値を目指す。

・中期的には政策立案へのさらなる貢献、国内外の政策研究機関等との連携強化等を目指す。

・長期的には政策担当者がアドバイスを求めて最初に相談し、研究成果にアクセスするような、日本及びアジアにおけるトップクラスの政策研究機関となることを目指す。

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和８年度概算要求額 60億円（8.7億円）

経済産業政策局　地域経済産業政策課

事業目的・概要

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

①中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を支給する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

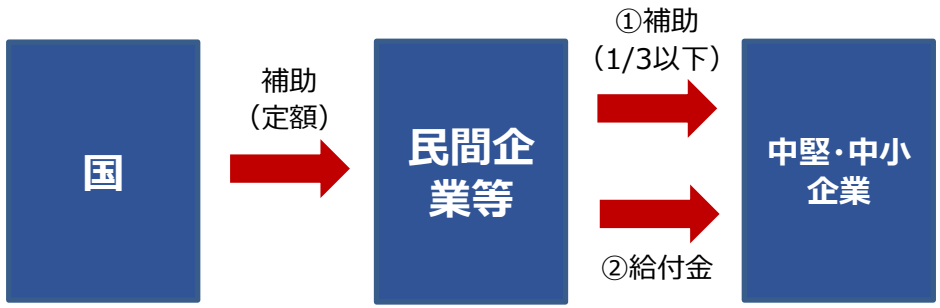

①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円

※投資下限額は10億円

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：給付上限額450万円

※兼業・副業・出向の場合は給付上限額200万円

成果目標・事業期間

①中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

特定事業等促進円滑化業務事業

令和８年度概算要求額 0.6億円（0.6億円）

（１）経済産業政策局産業資金課
（２）経済産業政策局産業創造課
（３）経済産業政策局地域経済産業政策課
（４）商務情報政策局情報産業課

事業目的・概要

事業目的

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律、産業競争力強化法及び特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下まとめて「根拠法」という。）に基づき、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が行う特定事業等促進円滑化業務について、円滑かつ確実な実施が図られるよう、公庫への経費補助を実施することを目的とする。

事業概要

公庫が行う本業務は、根拠法に基づく計画認定を受けた事業者へ融資を行う指定金融機関に対して公庫が財政投融資資金を原資とする資金の貸付け等を行うことで、当該事業者への大規模・長期・低利の資金供給等を可能とするもの。本事業では、当該業務の実施に必要となる公庫への経費補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

低炭素型製品の開発・製造、事業再編、事業適応、高度な情報通信システムの導入等を行う事業者の長期・大規模な資金調達を支援する融資制度の円滑かつ確実な実施により、すべての事業者が計画通り事業を完了することを目標とする。

地域の中堅・中核企業支援事業

令和８年度概算要求額 8.0億円（8.0億円）

経済産業政策局　地域経済産業政策課
地域産業基盤整備課

事業目的・概要

事業目的

本事業は、特に地方部において阻害要因の大きい、経営規模拡大に向けた新事業展開や、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う取組等への支援を通じ、地域経済を牽引する中堅・中核企業の自律的な成長を後押しすることを目的とする。

事業概要

（１）中堅・中核企業の経営力強化支援事業

中堅企業は、経営規模拡大による業態や展開地域の拡大に伴い、経営課題の幅が広範かつ高度なものとなることから、それぞれに最適な専門支援機関を活用していく必要があるが、専門家も都市部に集中しており、中堅企業は経営の軸足を地方に置く割合が高いが故にアクセスが限られるなど、ミスマッチが存在している。本事業は、令和７年2月に、関係省庁で構成される「中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ」（以下「中堅WG」）で決定した「中堅企業成長ビジョン」に基づき、上記のミスマッチを解消すべく、地域における中堅・中核企業支援のエコシステムを確立することを目指す。

経営規模拡大に伴う新事業展開の促進については、ブロックごとに採択したプラットフォーム事業者が中心となって、地域の中堅・中核企業と支援機関とのマッチング、専門家の派遣等を実施する。（補助率：3/4）

（２）地域の人事部支援事業

人口減少と高齢化の進行に伴い、地域の中堅・中小企業が深刻な人手不足に直面していることを踏まえ、本事業は、民間事業者等が地域企業群や関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援する。「地域の人事部」の取組の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携等を推進する。（補助率：定額）

また、(a)地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、地域企業群への幹部インターンシップ制度を導入し、地域企業の事業承継に関心のある右腕人材や未来の後継者候補と中堅・中小企業のマッチングや引継ぎ・キャリア支援等を行う取組、(b)地域の人事部事業の持続化に向けた自治体との連携を推進するため、法制度と連携した地域の人材確保・育成・定着を目指す取組を支援する。(補助率：1/2等)

（３）地域の中堅・中核企業支援に向けた基盤整備事業

地域の中堅・中核企業支援に向けて、法令等に基づき実施する基盤整備にかかる事務を行う。具体的には、①地域未来投資促進法に関する執行管理・分析システムの運営、②工業立地法に基づく調査結果を活用した産業用地検索システムの構築、③公設試験研究機関保有機器等検索システムの更新、④「中堅企業成長ビジョン」（令和７年２月）に基づき、令和７年度に新たに選定する、関係省庁一体となって重点支援を行う企業のフォローアップ分析・広報に関する事業を実施する。（委託）

事業形態・対象者

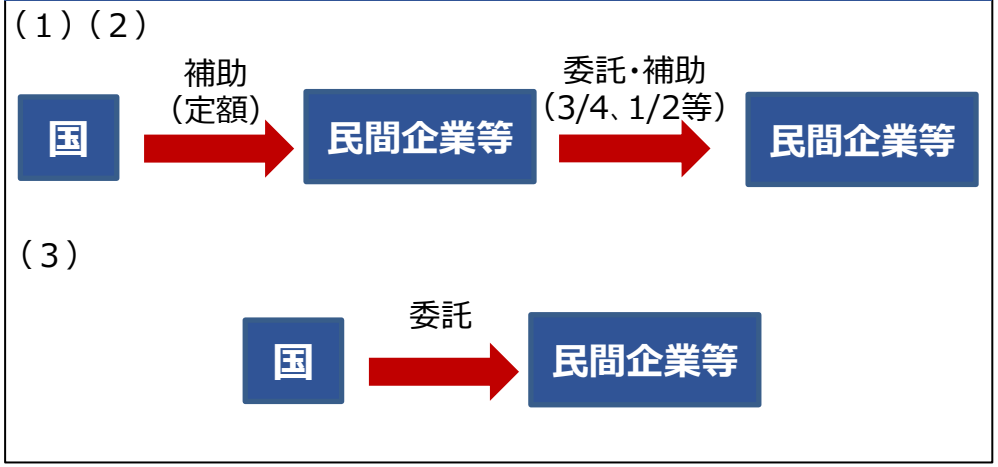

地域の中堅・中核企業支援事業のうち、
（１）中堅・中核企業の経営力強化支援事業

経済産業政策局　地域経済産業政策課

令和８年度概算要求額 3.5億円（4.０億円）

事業目的・概要

事業目的

地域経済の持続的な発展には、地域経済の結節点となる中堅・中核企業が更なる成長を遂げ、「地域ぐるみ」の取組によって地域外からの投資・人材を呼び込むことで、更なる地域経済の発展につながる好循環を生み出すことが不可欠である。

本事業では、地域経済を牽引する中堅・中核企業が抱える、ノウハウの獲得、地域内外とのネットワーク構築といった課題に対し集中的に支援を行うことで、経営規模拡大に伴う新事業展開等の取組を推進することを目的とする。

事業概要

地域の中堅・中核企業のさらなる成長に向けて、経営規模の拡大を伴う新事業展開等に取り組む企業への支援を実施する。

地域ごとに、中堅・中核企業と支援機関とをつなぐ支援プラットフォームを構築し、以下の支援を実施する。

①中堅・中核企業の経営規模拡大に伴う課題の発掘や支援ニーズの把握

②地域内外の協業パートナーとなる企業や支援機関とのネットワーキングおよびマッチング支援（支援ネットワークの中心となり、地域内外の関係者と地域の中堅・中核企業をつなぐ）

③重点支援企業へのハンズオン支援（高度な知識を有する専門家の派遣・ワークショップ等を一貫して行う）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

中堅・中核企業の経営力強化支援事業

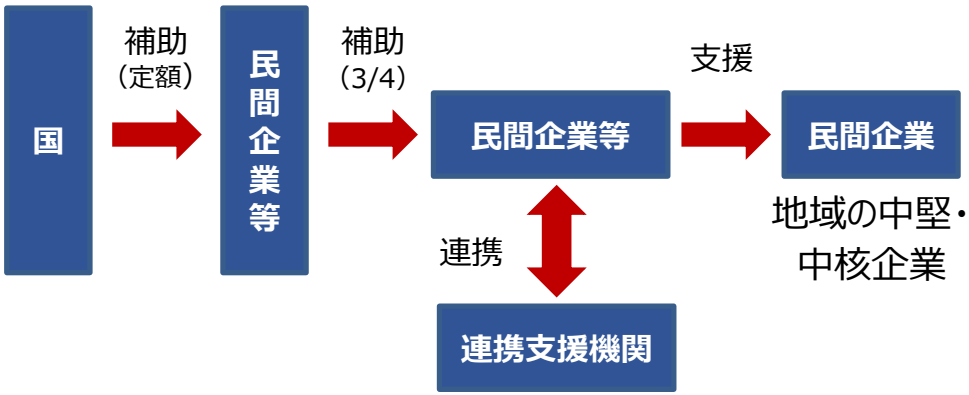

成果目標・事業期間

令和6年度から令和8年度までの3年間の事業であり、

短期的には、本事業へ参画した企業のうち、半数の企業における新事業計画の策定を目指す。

中期的には、事業計画を策定した企業のうち、半数の企業が計画策定後3年目までに事業売上を計上することを目指す。

長期的には、当該企業の半数において、新規事業が既存事業と比肩する規模感（売上高が既存事業対比で10%以上）に成長することを目指す。

地域の中堅・中核企業支援事業のうち、
（２）地域の人事部支援事業

経済産業政策局　地域経済産業政策課

令和８年度概算要求額 3.3億円（3.0億円）

事業目的・概要

事業目的

地域経済を牽引する中堅・中小企業の自律的な成長を後押しし、地域における良質な雇用の拡大や認知度向上を図るため、民間事業者等が地域企業群や関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携し、地域が一体となって人材確保・育成・定着を行う「地域の人事部」の取組を支援することを目的とする。

事業概要

（１）地域の人事部事業者伴走・横展開支援事業

地域の人事部の定着・自走化や他地域への横展開を後押しするため、既に一定のノウハウを有する地域の人事部事業者による伴走支援や地域間・広域連携等を推進する。

（２）地域の人材確保・育成・定着に係る重点分野支援事業

①地域の人事部事業者が、地域の教育機関等と連携して、地域企業群への幹部インターンシップ制度を導入し、地域企業の事業承継に関心のある右腕人材や未来の後継者候補と中堅・中小企業のマッチングや引継ぎ・キャリア支援等を行う取組を支援する。

②地域の人事部事業の持続化に向けた自治体との連携を推進するため、地域未来投資促進法の連携支援計画の承認事業者や、小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画の認定を受けた商工会、商工会議所、二地域居住促進法に基づく特定居住支援法人等、法制度等と連携した地域の人材確保・育成・定着を目指す取組を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

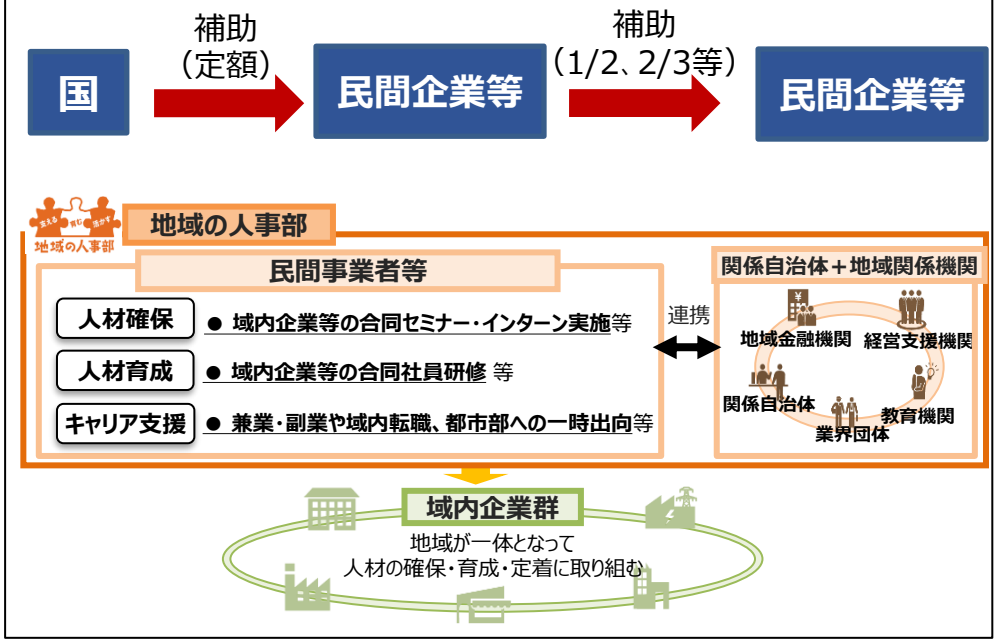

成果目標・事業期間

令和7年度から令和9年度までの３年間の事業であり、

短期的には、各年度30件の地域の人事部の取組の支援を目指す。

中期的には、地域における人材の確保・育成・定着を行う取組の補助事業開始年度の翌年度の継続率80%以上を目指す。

地域の中堅・中核企業支援事業のうち、
（３）地域の中堅・中核企業支援に向けた基盤整備事業

経済産業政策局　地域経済産業政策課
地域産業基盤整備課

令和８年度概算要求額 1.2億円（1.0億円）

事業目的・概要

事業目的

地域経済産業活性化に向けて、法令等に基づき実施する調査・分析等を行うことを目的とする。

事業概要

（１）地域未来投資促進法執行管理・分析システム運営事業

地域未来法に基づく各自治体の基本計画及び都道府県が承認した地域経済牽引事業計画等について、事業支援・政策立案等に役立てるため、実施状況等の調査・把握・分析を実施する。

（２）産業用地検索システム構築事業

経済産業省HPの全国の自治体が把握する産業用地の情報を一括検索・閲覧できる産業用地検索システム「METI土地ナビ」について、産業用地の候補地の検索や比較を行いやすい環境を継続的かつ安定的に整備を行うことにより、システムを運用しつつ、公表している工場適地の情報について詳細かつ正確に調査分析を行う。

（３）公設試験研究機関保有機器等検索システム更新事業

経済産業省HPの全国の鉱工業公設試験研究機関の保有機器・研究者情報を一括検索・閲覧できるサイト「全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システム」の更新を行うため、公設試HP上の情報を分析する。

（４）地域の中堅・中核企業フォローアップ分析・広報事業

「中堅企業成長ビジョン」（令和７年２月）を踏まえ、令和７年に新たに選定する重点支援企業（地域の中堅・中核企業）に関する企業データを取得し、企業課題の分析やデータベースの整備を実施する。また、官邸の関係省庁会議の基に設置した地方ブロック毎の地域円卓会議の枠組み等を活用し、そのブランド力向上に資する取組を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率年２％以上

工業用水道事業費

令和８年度概算要求額　41億円（21億円）

経済産業政策局
地域産業基盤整備課

事業目的・概要

事業目的

工業用水道は、工業用水の豊富・低廉な供給により工業の健全な発達を支える重要なインフラである。近年、サプライチェーンの強靱化に向けた国内立地の需要も高まる中、激甚化する災害等により、大規模な漏水事故等が増加している。

こうした、激甚化する災害等に備え、工業用水道施設の強靱化（耐震化・浸水対策・停電対策）の加速化を図るとともに、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化、民間活用による施設の合理化や経営の最適化を促すことで、豊富で低廉な工業用水の安定的な供給を実現することを目的としている。

事業概要

・激甚化する災害等に備え、工業用水道施設の強靱化を促すため、工業用水道事業者が実施する耐震化・浸水対策・停電対策等の事業の費用の一部を支援する。

・施設の合理化や事業の経営最適化を促すことで、施設の強靱化の更なる加速化を実現するため、ダウンサイジングやデジタル技術、広域化や民間活用の導入を目指す事業の費用の一部を支援する。

・また、令和８年度予算より「更新・耐震・アセットマネジメント指針」に基づいた中長期計画の策定を段階的に要件化し、実効性のある計画の策定を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（22.5%、定額補助等） → 工業用水道事業者

施設の強靱化の例

耐震化

耐震管の布設

浸水対策

施設のかさ上げ

停電対策

自家用発電機の整備

成果目標・事業期間

・工業用水道事業者の更新・耐震化等の取組を進めることで、基幹管路の耐震化適合率を令和１２年度までに６５%、令和２４年度までに１００%にすることを目標とする。

・工業用水道事業者において、多様なPPP/PFIの具体的検討件数を令和８年度までに３件、令和13年度までに25件達成することを目標とする。

地域生活環境維持のための地域協同プラットフォーム支援事業

令和８年度概算要求額 3.0億円（新規）

経済産業政策局総務課
商務・サービスグループ参事官室

事業目的・概要

事業目的

我が国経済において、地域の成長発展は、GDPや生産人口の観点から重要であり、その基盤を強化する必要がある。人口減少により地域における生活環境を維持するために必要なサービスの供給の確保が難しくなりつつある中、中長期的な経済成長のためにも、地域の産業を下支えする人的資本である住民の当該サービスの需要を満たすことが重要。

本事業は、住民の生活を維持するために必要なサービスについて、持続可能なモデルケースの創出を支援し、当該モデルを横展開することにより、全国においてこうしたサービスの供給事業者を創出・拡充させることを目的とする。

事業概要

地域生活環境維持サービス事業の生産性向上のモデル事例の創出のため、以下の取組を行う。

（１）補助事業：ビジネスモデル組成実証

地域の事業主体が行う、①二以上の事業主体の協業等による「連携型事業展開モデル」、②複数の生活環境維持サービスの事業化に取り組む「基盤重層型事業展開モデル」の2類型の実証事業に補助。

（２）委託事業：専門家派遣、周知・広報事業

モデル実証について専門家派遣による事業立上げや運営の伴走支援を行うとともに、モデル事例の横展開に向け、都道府県の産業振興センター、商工会議所等においてセミナー等を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）補助事業：ビジネスモデル組成実証

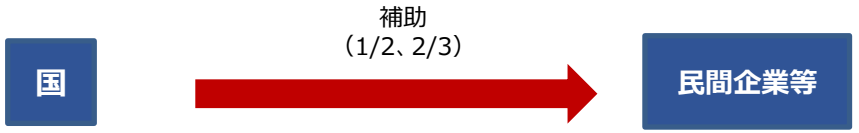

（２）委託事業： 専門家派遣、周知・広報

成果目標・事業期間

短期的には本年度の事業を通じて10程度のモデル類型の創出を目指すこととし、地域生活環境維持サービスの事業主体が損益分岐点を上回ることができる収益性の確保の手法を確立する。

独立行政法人日本貿易振興機構事業

令和8年度概算要求額 302億円（263億円）

通商政策局総務課

事業目的・概要

事業目的

独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「JETRO」）が、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関する諸事情について、基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するという目的の下、業務を実施するにあたって必要となる運営費並びに施設の整備に対して補助金を交付する。

事業概要

（１）独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金

JETROは、第六期中期目標（目標期間：令和5年度～令和8年度）に基づき、（１）資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化（対日直接投資、国内外企業の協業連携等の促進、日本のスタートアップの海外展開支援、高度外国人材の活躍推進）、（２）農林水産物・食品の世界市場展開の促進、（３）中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援、（４）日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応の4つを柱として事業を実施する。

（２）独立行政法人日本貿易振興機構施設整備費補助金

JETROアジア経済研究所の電気設備の老朽化により突然の機能停止あるいは火災等の設備事故が発生する可能性が生じており、研究所の安定的な業務運営への影響が懸念されるため、老朽化が深刻な電気設備の改修を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

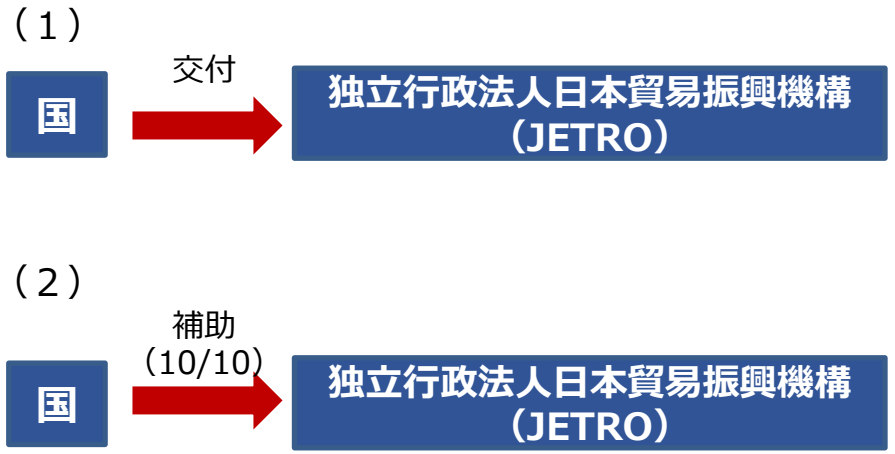

成果目標・事業期間

（１）第六期中期目標期間中（令和5年度～令和8年度）の合計で、以下の目標を達成する。

- 対日直接誘致成功件数：378件以上
- 国内外での協業・連携案件の成功件数：74件以上
- スタートアップに対する海外展開成功件数：3775件以上
- 農林水産物・食品の輸出の商談に至った事業者のうち、新規性、裾野拡大に資する効果が認められたもの：5,000件以上
- 輸出・投資等の海外展開成功件数：58,687件以上

（２） JETROアジア経済研究所が行う、アジア地域等の経済及びこれに関する諸事情についての研究等の実施に必要な施設の整備を推進する。

内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業

令和8年度概算要求額 11億円（4.3億円）

通商政策局総務課

事業目的・概要

事業目的

「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、海外活力の取り込みのため、経済的連結性の向上、貿易・投資の拡大、中小企業の輸出・海外展開等の支援を進めていくこととされている。これを踏まえ本事業は、外国との戦略的な通商関係の構築や、外国における我が国企業の事業環境整備等を進めるための調査を行うことで、我が国の内外一体の経済成長に資することを目的とする。

事業概要

国際情勢の激変を受けて、サプライチェーンリスクの顕在化や先進諸国と権威主義国との分断、保護主義化や経済ナショナリズムの進展とそれに伴う経済安全保障への関心の高まり、途上国・先進国との通商ニーズの乖離などに見られるように、通商政策を巡る環境は大きく変化している。

そこで本事業では、主に米国関税による内外の事業環境・市場動向等への影響やルールベースの国際経済秩序への影響等を正確に調査・分析し、今後の対外通商戦略を構築するうえで基礎となる情報を収集する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

2013年からの事業であり、

短期的には調査で得られた知見を政策検討に活用させることを目指す。

長期的には調査で得られた知見を政策立案・実施に活用させることを目指す。

経済産業政策に関わる拠出金・分担金事業

通商政策局総務課
等

令和8年度概算要求額 35億円（38億円）

事業目的・概要

事業目的

「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、海外活力の取り込みのため、経済的連結性の向上、貿易・投資の拡大、中小企業の輸出・海外展開等の支援を進めていくこととされている。これを踏まえ本事業は、外国との戦略的な通商関係の構築や、外国における我が国企業の市場の獲得等に資する取組に参加し資金を支出することで、海外活力の取り込みを実現することを目的とする。

事業概要

各国際機関等への拠出を通じて、国際的なルール形成、調査や政策提言活動、国際協定の円滑な履行、地域の自由貿易体制の確立、効果的な化学物質管理の推進、国際博覧会の運営、国際標準の策定、我が国の国家標準校正、投資セミナーや人的交流プログラム等を行い、国際経済秩序の維持・強化に貢献する。具体的な拠出金・分担金は次のとおり。

事業形態、対象者

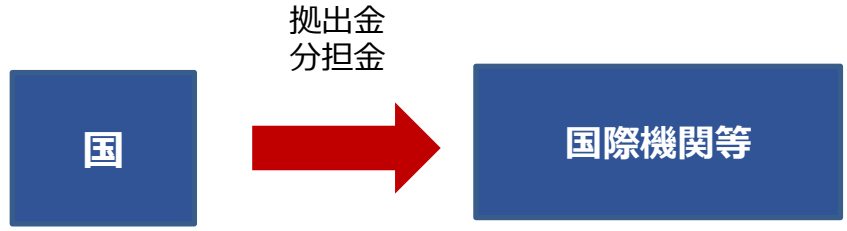

経済協力開発機構科学技術イノベーション局等拠出金、経済協力開発機構化学品・バイオ技術委員会化学品プロジェクト拠出金、経済協力開発機構鉄鋼委員会等分担金、規制改革推進のための国際連携事業、経済協力開発機構責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針の日本連絡窓口に対する義務的ピアレビュー拠出金、日・ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金、日・ASEAN経済産業協力拠出金、国際標準化機構拠出金・分担金、国際電気標準会議拠出金・分担金、国連気候変動枠組条約拠出金、国連公海等生物多様性協定分担金、国際エネルギー規制機関連盟拠出金、国際度量衡中央事務局分担金、計量制度国際機構（OIML）分担金、証券監督者国際機構（IOSCO）分担金、博覧会国際事務局（BIE）分担金、国際非鉄金属研究会等分担金、地域的な包括的経済連携（RCEP）事務局分担金、アジア太平洋経済協力関連拠出金、日韓産業技術協力共同事業体拠出金、国際連合工業開発機関拠出金、東アジア経済統合研究協力拠出金、モントリオール議定書多数国間基金事務局等分担金

経済産業政策に関わる拠出金・分担金事業の内訳①

通商政策局総務課
等

令和8年度概算要求額 35億円（38億円）

事業目的・概要

事業概要

・経済協力開発機構科学技術イノベーション局等拠出金

OECDへの拠出を通じて、産業イノベーション政策・通商政策等に係る調査・分析等を行い、国際ルール形成を推進する。

・経済協力開発機構化学品・バイオ技術委員会化学品プロジェクト拠出金

OECDへの拠出を通じて、日本の化学物質管理の高度化を図る。

・経済協力開発機構鉄鋼委員会等分担金

OECDへの拠出を通じて、過剰生産能力問題や貿易障壁等の国際的な課題について、メンバー間での共通認識を形成し、我が国鉄鋼産業の安定的な成長を実現する。

・規制改革推進のための国際連携事業

OECDへの拠出を通じて、信頼性ある自由なデータ流通（DFFT）実現に向けた国際枠組み（IAP）の運営等の支援を実施する。

・経済協力開発機構責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針の日本連絡窓口に対する義務的ピアレビュー拠出金

OECDへの拠出を通じて、現地調査を含む義務的ピアレビューを受けることにより、日本連絡窓口の更なる機能強化を図り、行動指針の実効性を高める。

・日・ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金

AJCへの拠出を通じて、政策対話キャパビル等の事業を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

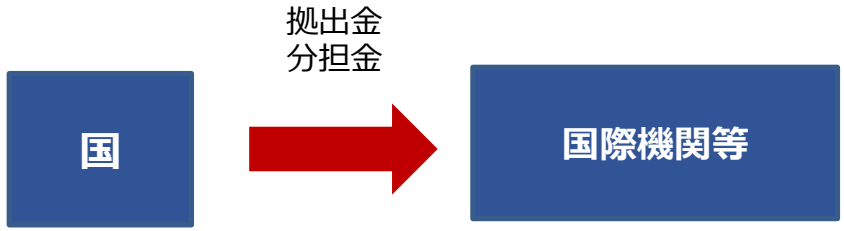

成果目標・事業期間

ASEANやOECD等の国際機関との連携や二国間及び多国間の枠組みの活用により、国際世論の形成やルールメイキングの主導等を目指す。

経済産業政策に関わる拠出金・分担金事業の内訳②

通商政策局総務課
等

令和8年度概算要求額 35億円（38億円）

事業目的・概要

事業概要

・日・ASEAN経済産業協力拠出金

AMEICCへの拠出を通じて、官民の専門家を集めた各WGの定期的な開催等を行う。

・国際標準化機構拠出金・分担金

ISOへの分担金の負担や拠出を通じて、国際標準化活動に我が国の意見を反映し、 ISO加盟国のうち77%を占める発展途上国に対する支援活動等を実施する。

・国際電気標準会議拠出金・分担金

IECへの分担金の負担や拠出を通じて、国際標準化活動に我が国の意見を反映し、IEC発行の国際規格の年間著作権使用料の支払いを行い、国民がJISを無償閲覧できるようにする。

・国連気候変動枠組条約（UNFCCC）拠出金

UNFCCC事務局への人材派遣及び資金の拠出を通じて、パリ協定等に基づく技術移転の促進等に必要な分析作業等の業務を実施する。

・国連公海等生物多様性（BBNJ）協定分担金

BBNJへの分担金の負担により、我が国の海洋利権の維持・確保や海洋秩序の発展等に寄与していく。

・国際エネルギー規制機関連盟拠出金

ICERへの拠出を通じて、世界規制者会議（委員長レベル、3年に１度の開催）の開催支援及びフォローアップのための各種活動・調査等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

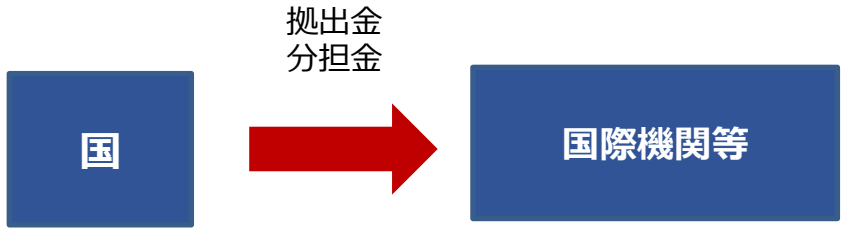

成果目標・事業期間

ASEANやOECD等の国際機関との連携や二国間及び多国間の枠組みの活用により、国際世論の形成やルールメイキングの主導等を目指す。

経済産業政策に関わる拠出金・分担金事業の内訳③

通商政策局総務課
等

令和8年度概算要求額 35億円（38億円）

事業目的・概要

事業概要

・国際度量衡中央事務局分担金

BIPMへの分担金の負担により、「計量単位の国際的統一」及び「計量標準の同等性の確保」を図る。

・計量制度国際機構（OIML）分担金

OIMLへの分担金の負担により、資金拠出に応じた適正な便益を享受するとともに、積極的な提案を行い、我が国の法定計量制度の国際標準化を推進する。

・証券監督者国際機構（IOSCO）分担金

IOSCOへの分担金の負担により、 商品先物取引について各国規制当局間における規制内容の調整・調和を図ることにより、市場の信頼性を確保していく。

・博覧会国際事務局（BIE）分担金

BIEへの分担金の負担により、 BIEにおける我が国のプレゼンスを確立する。

・国際非鉄金属研究会等分担金

国際非鉄金属研究会及びキンバリープロセスへの分担金の負担により、世界の非鉄金属市場に関する協議等やダイヤモンドの取引規制に向けた国際協力及びルール形成議論への参加を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

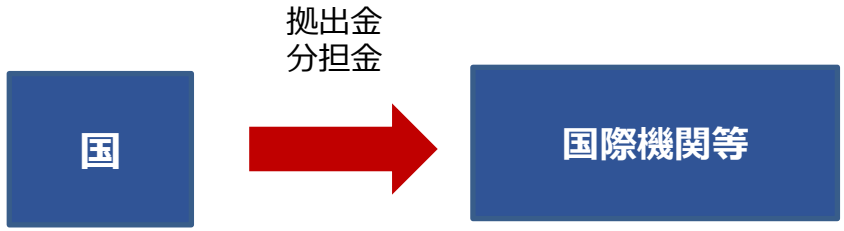

成果目標・事業期間

ASEANやOECD等の国際機関との連携や二国間及び多国間の枠組みの活用により、国際世論の形成やルールメイキングの主導等を目指す。

経済産業政策に関わる拠出金・分担金事業の内訳④

通商政策局総務課
等

令和8年度概算要求額 35億円（38億円）

事業目的・概要

事業概要

・地域的な包括的経済連携（RCEP）事務局分担金

RCEP事務局への拠出を通じて、協定の円滑な履行を確保し、日本が主導的な役割を果たしながら地域の自由貿易体制を維持・強化する。

・アジア太平洋経済協力関連拠出金

APEC事務局等への拠出を通じて、キャパビル等のプロジェクトを実施する。

・日韓産業技術協力共同事業体拠出金

日韓産業技術協力財団への拠出を通じて、日韓ビジネス交流事業等を支援する。

・国際連合工業開発機関拠出金

UNIDOへの拠出を通じて、日本企業からの直接投資や技術移転の促進に貢献する。

・東アジア経済統合研究協力拠出金

RCEPの円滑な運用に貢献するとともに、ASEANの包括的な成長に向けたプラン作りに取組む。

・モントリオール議定書多数国間基金事務局等分担金

各条約等の事務局への拠出を通じて、化学物質管理の国際協調を推進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

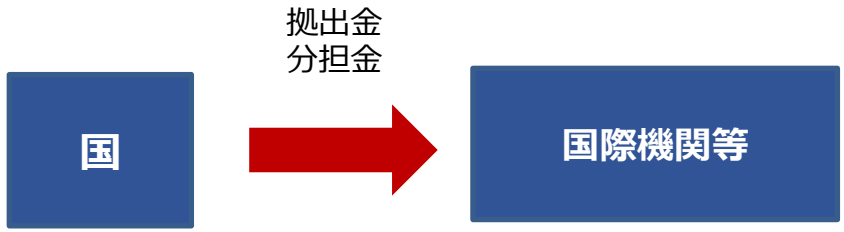

成果目標・事業期間

ASEANやOECD等の国際機関との連携や二国間及び多国間の枠組みの活用により、国際世論の形成やルールメイキングの主導等を目指す。

経済産業政策に関わる拠出金・分担金事業のうち、東アジア経済統合研究協力拠出金（再掲）

通商政策局アジア大洋州課

令和8年度概算要求額 12億円（10億円）※35億円の内数

事業目的・概要

事業目的

東アジア16カ国（日・中・韓・印・豪・NZ・ASEAN）の首脳や大臣に政策提言を行う国際研究機関である東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）に対して拠出を行う。東アジア16カ国の政府及び研究機関と密接に連携しながら、東アジア大での経済統合を推進するための包括的な青写真を描き、その実現に向けて知的に貢献する。

事業概要

ASEANを中心とした東アジアの経済統合を支援してきたERIAは、発効後のRCEP（東アジア地域包括的経済連携）の円滑な運用に貢献するとともに、ASEANの包括的な成長に向けたプラン作りに取組む。ERIAのこれらの取組は、我が国からの財政的・人的支援を受けて実施されるものであり、今後とも我が国が裨益しうる形での地域経済統合に安定的に貢献する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）

東アジアの経済統合等を推進 ・ ポストコロナの経済復興に貢献

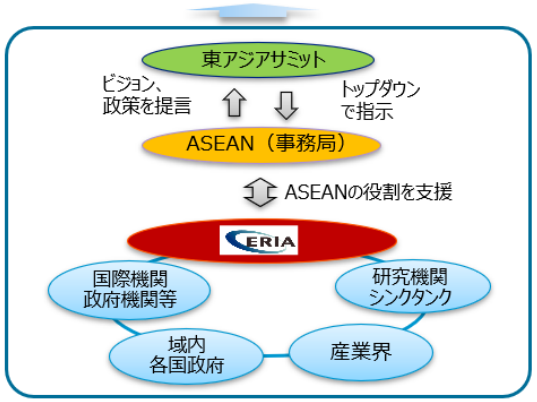

成果目標・事業期間

ASEANを中心とした東アジア地域の、経済統合及びポストコロナの経済復興が、我が国にとって望ましい形で深化するように研究や政策提言を通じて貢献することを目指す。

経済産業政策に関わる拠出金・分担金事業のうち、モントリオール議定書多数国間基金事務局等分担金（再掲）

産業保安・安全グループ化学物質管理課

令和８年度概算要求額 5.0億円（5.0億円） ※35億円の内数

事業目的・概要

事業目的

化学物質は、世界中で広く利用され、国民生活の質の向上に大きく寄与している一方、潜在的に人健康や環境に悪影響を与え得るものでもあることから、国際調和を図りつつ適切な化学物質管理制度を運用することが必要不可欠である。

このため、化学物質管理に関する国際条約や国際機関に参画し、その責務を果たしながら、国内における化学物質管理制度と国際動向との調和を図るとともに、化学物質管理に関する国際的な取組に貢献することを目的とする。

事業概要

条約等締約国の責務として、以下の分担金を支出する。

（１）経済協力開発機構化学品・バイオ技術委員会化学品プロジェクト分担金
（２）国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約事務局経費分担金
（３）残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約事務局経費分担金
（４）水銀に関する水俣条約事務局経費分担金
（５）オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書多数国間基金分担金

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 分担金 → （１）～（５）の各事務局

（１）経済協力開発機構事務局
（２）国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続きに関するロッテルダム条約事務局
（３）残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約事務局
（４）水銀に関する水俣条約事務局
（５）オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書多数国間基金事務局

成果目標・事業期間

各条約等の取組を通じて、化学物質管理の国際協調を推進する。

短期的には、締約国会議等における議論に貢献することを、長期的には、化学物質管理に関する国際的な取組に貢献することを目指す。

グローバルサウス未来志向型共創等事業

通商政策局貿易振興課
通商政策局欧州課

令和8年度概算要求額 32億円（令和6年度補正予算額等 総額1,500億円の内数）

事業の内容

事業目的

グローバルサウスが抱える課題を解決することを通じて、同市場の成長力を活かしながら、経済安全保障（サプライチェーン強靱化等）、日本国内のイノベーション創出（GX/DX）等による日本企業の国内産業活性化を目指す。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

事業概要

今後成長が見込まれる未来産業に関し、グローバルサウス諸国において、日本企業が現地企業と互いの強みを活かしながら、強靱なサプライチェーンの構築、カーボンニュートラルの実現等を共に実現する事業等を支援する。

また、ウクライナ支援も対象とし、周辺国である中東欧諸国からの支援も含めて、ウクライナ復興に資する事業を推進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

グローバルサウス未来志向型共創等事業

成果目標・事業期間

- 大型実証、小規模実証、FS等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。

海外ビジネス・輸出促進事業

令和８年度概算要求額 45億円（32億円）

（１）通商政策局総務課、経済連携課、
貿易振興課、中小企業庁海外展開支援室
（２）・（３）通商政策局貿易振興課

事業目的・概要

事業目的

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ工程表（令和４年６月７日閣議決定）」にて掲げられている政府目標「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする」に向けて、中堅・中小企業等の海外展開プロセスの進展度合いに応じて、効果的・効率的な支援策を実施するとともに、民間の輸出支援事業者による輸出支援エコシステムの形成を促すことで中堅・中小企業の輸出拡大に繋げ、当該目標に貢献する。

また、日本の貿易プラットフォーム(PF)の利活用を促進し、貿易手続のデジタル化による貿易コストの削減及び貿易データの蓄積を通じて、高効率で強靭なサプライチェーンの構築につなげ、日本の輸出力の強化・産業競争力の強化を図る。

事業概要

我が国企業の海外ビジネスを促進するため、以下の取組を行う。

（１）海外ビジネス強化促進事業

情報提供、相談対応、海外見本市や商談会等による販路拡大、海外ビジネス人材の育成、海外展開に取組む企業のフォローアップ等、輸出・海外進出の実現・発展まで一貫して支援する。

（２）中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業

中堅・中小企業の輸出拡大につながる民間の輸出支援事業者（地域商社等）同士の連携強化を支援する。

（３）貿易PF活用による貿易手続デジタル化推進事業

貿易手続の効率化に向け、貿易PFの利用拡大を促進するために、企業の貿易PF連携・実証、貿易その他のPF間連携を支援。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

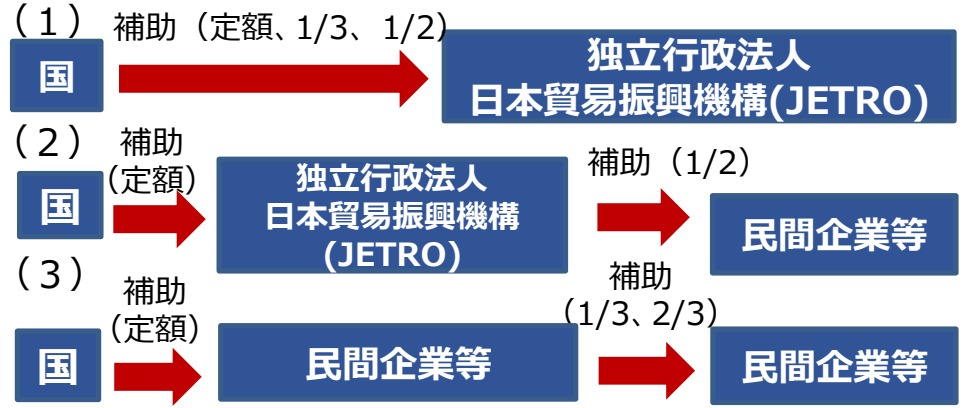

成果目標・事業期間

事業期間	短期目標	長期目標
(1)令和7～11年度	商談件数の増加 29,464件	中堅・中小企業の海外展開成功件数9,111件
(2)令和7～11年度	事業終了後、育成した輸出支援エコシステムが継続して活動している件数比率 90%以上	事業終了から5年後、育成した輸出支援エコシステムが、支援する企業数を増加させた上で継続して活動している件数比率 50%以上
(3)令和6～10年度	日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合 1%	日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合 10%

技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業

令和８年度概算要求額　38億円（新規）

(1)、(2)、(3)通商政策局技術・人材協力室
(4)通商政策局アジア大洋州課

事業目的・概要

事業目的

新興国の技術水準の向上や事業環境整備等に貢献する官民連携による技術協力の実施を通じて、日本企業の新興国市場の獲得と新興国の経済発展の同時達成を図ることを目的とする。

事業概要

(1)研修・専門家派遣・寄附講座開設事業
海外進出先での事業を担う現地人材等の育成のため、民間事業者が人材育成事業を実施するための研修等の費用を補助する。

(2)制度・事業環境整備事業
日本企業が新興国でビジネスを展開しやすくなるよう現地の政府、産業界関係者に対する人材育成等を通じ、新興国の制度や事業環境の整備を図る。

(3)国際化促進インターンシップ事業
海外展開を目指す企業における高度外国人材の活用を進めるため、海外学生等のインターンシップ受入れ機会を提供する。

(4)看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業
経済連携協定に基づく約束を着実に履行するため、看護師・介護福祉士の円滑な受入れに向けた日本語研修を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

事業(1)

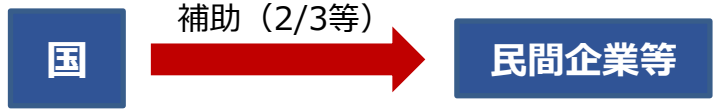

事業(2)、(3)、(4)

成果目標・事業期間

(1)「新製品の生産開始、生産移管等に必要な技術・知識の習得がおおむねできたとする研修生の割合90%以上」を目指す。

(2)「各プロジェクトにて設定した単年度の教育訓練の目的（標的とした受講者の属性、知識及び技能のレベル、人数等）を達成したプロジェクトの割合60%以上」を目指す。

(3)「インターン受入れ企業において、高度外国人材受入れに必要となる社内体制整備に関する計画を達成する企業の割合80%以上を目指す。

(4)「研修終了時に必要とされる日本語能力(日本語能力検定N3程度)に達した候補者の割合60%以上」を目指す。

株式会社日本貿易保険への交付金

通商政策局　通商金融課

令和８年度概算要求額 10億円（10億円）

事業目的・概要

事業目的

本交付金は、政府による外交交渉の結果として、株式会社日本貿易保険（以下「NEXI」）が重債務貧困国等に対して有する債権等の免除又は放棄を行う場合に、その負担を貿易保険のユーザーにのみに負わせるのは妥当ではないことから、政府が貿易保険法に基づいてその全部又は一部に相当する額を交付する。貿易保険事業の長期的な収支相償を担保することにより、NEXIの財務基盤の健全性を維持し、貿易保険事業の継続的・安定的な実施を図る。

事業概要

貿易保険制度は、貿易保険の利用者が支払う保険料や相手国等からの回収金によって、保険金の支払いや経費を賄い、独立採算で運用されている。他方で、債務削減は、日本政府の援助政策（ODA）の一環として国際的な合意に基づき国が実施するものであり、当該債務削減により生じる負担を貿易保険の利用者のみに求めることは適切ではないことから、貿易保険法第36条に基づき、昭和63年のトロント・サミット以降の重債務貧困国等の債務削減について、当該債務削減により生じる影響額の一部をNEXIに交付する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

重債務貧困国等の債務削減により生じる影響額の一部について、国からNEXIに交付金を交付する。

成果目標

本交付金を交付することにより、
短期的にはNEXIの財務基盤の健全性を維持し、
長期的にはNEXIの財務基盤の健全性の強化を目指す。

海外協力促進事業

令和８年度概算要求額 8.6億円（6.8億円）

（１）（２）通商政策局北東アジア課
（２）通商政策局ロシア・中央アジア・コーカサス室
（３）通商政策局欧州課

事業目的・概要

事業目的

（１）北東アジア経済交流等事業

中国での日本企業のビジネス活動を支援するべく、民間企業等の取組みを補助する。また、公益財団法人日本台湾交流協会（以下「交流協会」）の運営を補助・支援する。

（２）ロシア・中央アジア地域等情報収集・提供等事業

ロシアでの事業について日本企業の経営判断に資するため、情報を収集・分析し情報提供等を行うとともに、中央アジア・コーカサス地域等における新市場の開拓に寄与する。

（３）日・EU産業協力促進事業

「日EU競争力アライアンス」の具体化に向け、日欧産業協力センターが実施する事業への補助等をし、EUでの日本企業の利益拡大、日EU企業間のビジネス協力、国際共同研究を推進する。

事業概要

海外協力促進事業として、以下の取組を行う。

（１）北東アジア経済交流等事業

①日中経済交流等事業

民間団体等が行う①ハイレベル交流、②産業政策等調査、③セミナー開催、調査物出版、もしくは中国企業等とのマッチング、④中国政府への提言活動、⑤日系企業向けガイドライン作成等を補助する。

②日本台湾交流協会事業

交流協会の運営に必要な経費を補助し、「日台産業協力架け橋プロジェクト」や「日台スタートアップ・エコシステム強化事業」、日台間のサプライチェーンの安定に必要な経費等を補助する。

（２）ロシア・中央アジア地域等情報収集・提供等事業

①ロシア政府やロシア経済等に関する情報収集を行い、日本企業の経営判断に資する情報提供やセミナー開催等を行う。

②中央アジア地域等各国との間に投資環境の整備を目的としたネットワークを設立し、当該ネットワークを活用した情報収集・提供、フォーラム開催、ビジネスマッチング等を実施する。

（３）日・EU産業協力促進事業

日欧産業協力センターが実施する、「日・EUビジネス・ラウンドテーブル」開催、セミナー実施、研修生派遣、マッチング支援等に加え、新たにEU研究開発支援プログラムの国内とりまとめ機能の強化等に対し、補助等をする。

事業形態、対象者

事業形態	補助事業（１）（２）（３） 委託事業（３）
対象者	民間事業者等（事業内容別資料を参照）

海外協力促進事業のうち、
（１）北東アジア経済交流等事業

令和８年度概算要求額 3.0億円（2.5億円）

通商政策局北東アジア課

事業目的・概要

事業目的

- 日本にとって重要な市場であり、かつ、生産拠点でもある中国において、日本企業の正当かつ円滑なビジネス活動を支援するべく、長年の経済交流の実績に基づく豊富な知見を有する民間企業等が行う取組みを支援する。
- 日本と台湾との間で、民間の貿易投資や経済交流が支障なく維持・遂行されるよう、公益財団法人日本台湾交流協会（以下「交流協会」）の運営を補助し、同協会による諸事業を支援する。

事業概要

（１）日中経済交流等事業

民間団体等が行う、①中国の中央・地方政府機関や共産党等のハイレベルとの交流、②産業政策（特に省エネルギー・環境分野等）、地域発展戦略（特に内陸部）、外資導入政策、市場動向等の調査、③中国の政治・経済・産業動向等に関するセミナーの開催もしくは調査物の出版、また、中国企業等とのマッチング、④日本企業の中国におけるビジネス環境の改善に向けた、中国の中央・地方政府への提言活動、⑤日系企業向けガイドライン作成等を支援する。

（２）日本台湾交流協会事業

交流協会の運営に必要な経費を支援するとともに、日本と台湾の企業の連携・協力を促進する「日台産業協力架け橋プロジェクト」や「日台スタートアップ・エコシステム強化事業」、対日投資の強化や防災産業の発展に資する取り組み、また、日台間のサプライチェーンの安定に必要な経費等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）日中経済交流等事業

（２）日本台湾交流協会事業

成果目標・事業期間

2026年から2027年までの１年間の事業であり、短期的には、以下の通りの結果を目指す。

（１）については、20回の提言の実施

（２）については、商談会において合計190件の成約

海外協力促進事業のうち、
（２）ロシア・中央アジア地域等情報収集・提供等事業

令和８年度概算要求額 2.7億円（2.4億円）

通商政策局ロシア・中央アジア・コーカサス室
北東アジア課

事業目的・概要

事業目的

ロシアでの事業について日本企業の経営判断に資するため、ロシア政府やロシア経済等に関する情報を収集・分析し、分かりやすい形で日本企業への情報提供等を行う。

また、中央アジア・コーカサス地域諸国やモンゴル（以下、中央アジア地域等）との経済協力関係を更に深化させ、当該地域における新市場の開拓に寄与する。従来の日本からの新規進出に加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けて、中央アジア等地域へのリソースシフトを検討する企業の後押しを行う。

事業概要

ロシア・中央アジア地域等を対象に以下の取組を行う。

（１）ロシアに関する情報収集・情報提供・情報発信等

ロシア政府やロシア経済等に関する情報収集を行い、日本企業の経営判断に資する情報提供やセミナー開催等を行う。

（２）中央アジア地域等に関するビジネスフォーラム・ビジネスマッチング等

中央アジア地域等各国との間に投資環境の整備を目的としたネットワークを設立し、当該ネットワークを活用した情報収集・提供、フォーラム開催、ビジネスマッチング等の実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

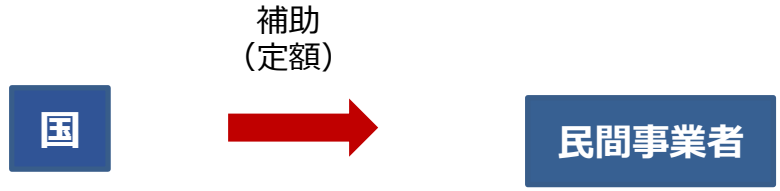

成果目標・事業期間

（１）日本企業への情報提供等を行い、情報媒体へのアクセス数増加を目指す。令和8年度に17万件を目指す。

（２）短期ではネットワークサイトを活用した情報提供を行いアクセス数を増加させ、令和8年度に15万件を目指す。長期では中央アジア地域等との貿易額増加を目指す。

海外協力促進事業のうち、
（３）日･EU産業協力促進事業

通商政策局欧州課

令和８年度概算要求額 2.9億円（1.9億円）

事業目的･概要

事業目的

国際社会の秩序の不安定化が進む中、経済安全保障上の脅威や経済的威圧に対応するため、欧州連合（EU）をはじめとする同志国との協力は必要不可欠。日EU定期首脳協議において合意された「日EU競争力アライアンス」の具体化に向け、日欧産業協力センターが実施する事業への補助等を通じ、EUが世界的に政策形成のイニシアティブを有するグリーン、デジタル、サプライチェーン強靭化、経済安全保障、人権といった分野において、日本企業の利益の拡大、日EU企業間のビジネス協力、国際共同研究等を推進する。

事業概要

日欧産業協力センター等による取組みに対し、補助等を行う。

（１）日EU産業界のトップが一同に会し、両政府に対する政策提言を行うことを目的とした「日･EUビジネス･ラウンドテーブル （BRT）」の開催。

（２）産業競争力強化･日EU関係強化に資するセミナーを通じた情報発信、日EUの産業競争力強化を担うグローバル人材の育成のため理工系学生を対象とした研修事業等の実施。

（３）我が国政府調達市場の透明性を向上するため、調達情報の英語化及びEU諸国への提供。

（４）国際共同研究の促進のため、「ホライズン･ヨーロッパ」（EUの研究開発支援プログラム）との連携に関する国内とりまとめ機能や、専門的知見による日本企業支援の強化。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

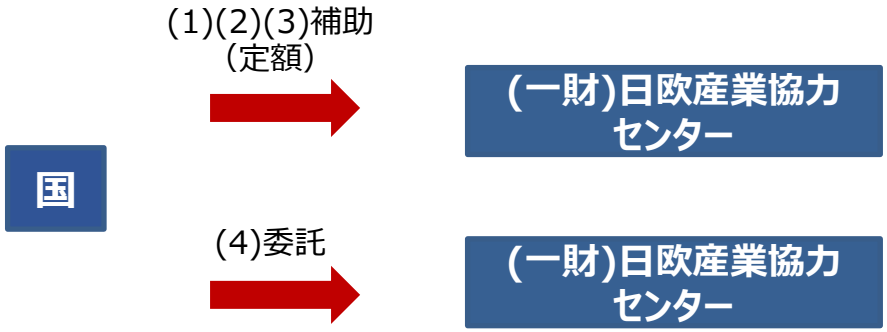

成果目標･事業期間

令和8年度事業であり、以下を目指す。

（１）4,500人のセミナー参加

（２）20人の研修生派遣

（３）1,700件の欧州から調達情報サイトへのアクセス件数

（４）200者の日本企業･研究者等への支援

重要技術総合管理事業

貿易経済安全保障局総務課

令和８年度概算要求額 19億円（19億円）

事業目的・概要

事業目的

経済・技術面での大国間競争の激化や破壊的技術革新の加速、大国による国境措置・産業支援策の強化等、我が国の経済安全保障を取り巻く状況は変化し、関連政策を強化しなければならない状況にある。本委託事業を通じて、適切な貿易管理に取り組み、技術管理等の実効性を高めるとともに、我が国の自律性の向上、技術等に関する我が国の優位性、不可欠性の確保に向けて必要な経済施策を講じていくことを目指す。

事業概要

①重要技術開発動向等調査：安全保障上重要とされている技術に関する国内外の開発動向等を調査。

②重要技術管理普及促進：中小企業・大学・研究機関等に対する技術管理制度に係る説明会の開催や専門人材による個別相談といった制度の普及啓発等。技術管理の制度が未整備な国等の制度構築支援・普及啓発。

③重要技術管理等総合基盤事業：外為法に基づく輸出・投資管理制度の厳格な執行や、健全な対外取引環境を維持するための貿易救済措置等の実務等の基盤となる事項を調査。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

委託先においては、事業全体の企画及び立案、根幹に関わる執行管理（取りまとめ・品質管理・進捗管理）及び個別の調査・分析、普及啓発活動等を実施する。

調査対象について幅広い知見・経験を有する者、中小企業・大学・研究機関、海外におけるアウトリーチといった事業の執行全体に係る知見・経験を有する者等への委託を想定。

成果目標・事業期間

令和６年度から令和10年度までの５年間の事業であり、最終的には令和10年度までに我が国にとっての重要技術は何かということについての共通認識のもと、「守る」「育てる」「同志国との連携」施策を一体的かつ的確に運用し、技術流出による安全保障、産業競争力の毀損を阻止する。

重要経済安保情報保護活用法の施行に伴う民間企業等の体制構築等事業

令和８年度概算要求額 1.0億円（新規）

貿易経済安全保障局総務課情報保全室

事業の内容

事業目的

地政学的リスクの高まりなど、国際的な安全保障環境が厳しくなる中、重要経済安保情報保護活用法の適切な制度運用を通じて、民間企業等の情報保全体制構築を支援する。これにより、我が国が直面する脅威・リスク情報を官民で共有し、強靱なサプライチェーンへの転換等の適切な対策の実施につなげることで、我が国の経済安全保障の確保に貢献することを目的とする。

事業概要

令和７年５月16日に重要経済安保情報保護活用法が施行されたところ、官民の関係者において情報保全に必要な体制が整備され、円滑な制度運用が図られるよう、民間企業や独立行政法人に対する設備導入支援を行う。

【導入設備のイメージ】

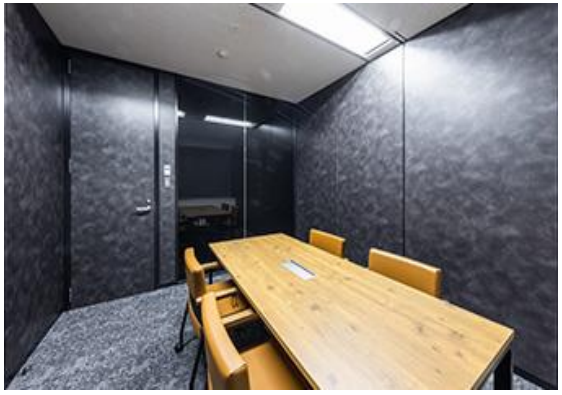

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

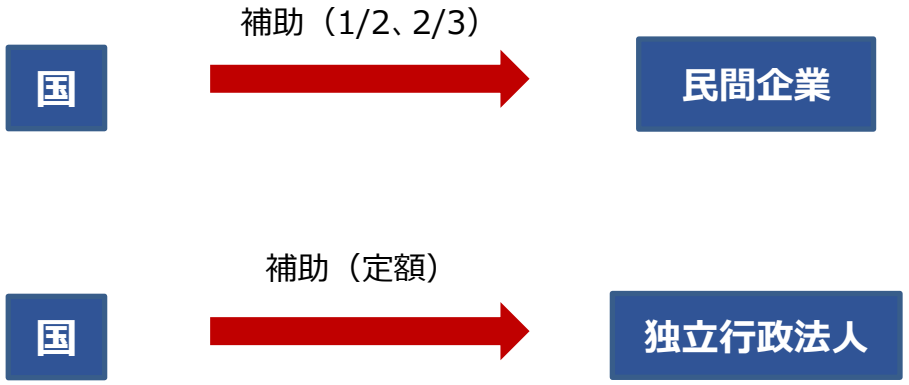

成果目標

重要経済安保情報を扱うことが想定される民間企業等における情報保全体制に万全を期すため、当該情報の指定状況に応じた迅速な設備導入と運用の実現を目指す。

技術開発調査等の推進事業

令和８年度概算要求額 17億円（10億円）

イノベーション・環境局
総務課

事業目的・概要

事業目的

我が国がより一層のイノベーションを創出し、排出削減と産業競争力強化・経済成長をともに実現するGXを推進するため、国際競争に打ち勝つための効果的なイノベーション・環境関連政策の企画立案や技術インテリジェンスの向上等に資する情報を取得する。

事業概要

イノベーション政策やGX政策の企画立案・執行等に活用する情報を取得するため、以下のような分野から緊急性や優先度が高いテーマを選定し、文献調査・アンケートやヒアリング等を通じて、国内外の研究開発活動や海外におけるイノベーション・環境政策の動向、それを取り巻く環境や技術及び社会ニーズ等の把握・分析を行う。

・あるべきイノベーション政策の検討に向けた調査事業
・イノベーション資源の流動化に関する調査
・スタートアップ・起業家等に関するデータの整備及び調査研究
・気候変動適応に資する民間ビジネス（適応ビジネス）を推進するための調査
・資源循環等の法制度に対する事業者」の取組状況を把握するための調査
・政策立案のための技術インテリジェンス調査　等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標

短期的には、調査結果を、イノベーション・環境関連政策の企画立案等へ活用することを目指す。

長期的には、企画立案の結果を踏まえて、具体的な施策（予算、税、法律等の新設や既存制度の改正等）を実施することを目指す。

国立研究開発法人産業技術総合研究所事業

令和8年度概算要求額　695億円（677億円）

イノベーション・環境局
総務課産業技術法人室

事業目的・概要

事業目的

鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行う国立研究開発法人として、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的な供給の確保を実現することを目的とする。

事業概要

上記目的の実現のため、以下の取組を行う。

（１）運営費交付金

エネルギー、環境、生命・人間工学、情報、材料、化学、エレクトロニクス等の幅広い分野におけるイノベーションの創出を図るための研究開発、地質の調査、計量の標準等に関する業務を実施し、世界最高水準の研究開発成果の創出及びその普及・活用を図る。令和８年度は、これまでの研究開発等を実施していくとともに、G-QuATを活用した企業支援による量子コンピュータビジネス加速化事業、標準化・認証スキーム基盤整備事業、技術革新に応じた法定計量制度構築のための計量技術開発事業、地域のイノベーション・エコシステム強化事業、国際頭脳循環イニシアティブに係る取組を新たに実施する。

（２）施設整備費補助金

鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等に必要な施設・設備の整備として、量子コンピュータの産業化に向けた開発の加速および環境整備事業、水道インフラ強靱化のための水流量標準の開発拠点整備事業を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）運営交付金

（２）施設整備費補助金

成果目標・事業期間

鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を実現する。

独立行政法人製品評価技術基盤機構事業

令和8年度概算要求額 86億円（78億円）

イノベーション・環境局
総務課　産業技術法人室

事業目的・概要

事業目的

工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行う行政執行法人として、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。

事業概要

（１）運営費交付金

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」）が法律等に基づく業務（1.製品安全分野、2.化学物質管理分野、3.バイオテクノロジー分野、4.適合性認定分野、5.国際評価技術分野）を着実かつ効率的に実施する。

令和８年度は、①事業者における自主的な化学物質管理の改善等に資するシステム改修事業、②微生物を活用したバイオものづくりの社会実装加速化に向けた基盤整備事業の２つの事業を新たに実施する。

（２）施設整備費補助金

微生物保存施設の温度環境維持や電力供給を滞りなく行うため、老朽化が深刻な施設の改修・更新を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）運営費交付金

（２）施設整備費補助金

成果目標・事業期間

独立行政法人として設立した平成１３年度から実施。製品評価技術基盤機構が法律等に基づく業務及び事業運営にかかるインフラの整備を通じて、経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保を目指す。

生体機能国際協力基礎研究事業

令和８年度概算要求額 4.9億円（5.0億円）

（1）イノベーション・環境局総務課国際室
（2）商務・サービスグループ生物化学産業課

事業の目的・概要

事業目的

生体機能国際協力基礎研究事業は、生体の複雑なメカニズムの解明を目的とする最先端の国際共同研究を推進するため、1987年のG7ヴェネチア・サミットで中曽根総理（当時）が提唱し、1989年に日本政府のイニシアティブで設立した国際研究支援事業（国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム：International Human Frontier Science Program（以下、「HFSP」）。国際HFSP機構への拠出を通じ、生命科学・医学分野における研究開発及び環境整備等への助成を行い、国内における革新的な研究開発成果の創出及び実用化を促進する。

事業概要

フランス・ストラスブールに所在する、国際HFSP機構が行う国際研究助成事業及び運営等に必要な資金を、日本を含む17カ国・極（ECを含む）から拠出する。日本の拠出金については、文部科学省と共同で予算措置を行い、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」）を通じて拠出する。

①研究グラント事業：メンバー国の研究者を代表者とする2か国以上の国際共同研究チームを新たに組成する研究開発事業について研究費を助成（最大150万米ドル/３年間）。
②フェローシップ事業：メンバー国の若手研究者が海外の研究機関において研究活動を行う場合に、生活費、研究費等を助成（最大約20万米ドル/３年間）。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

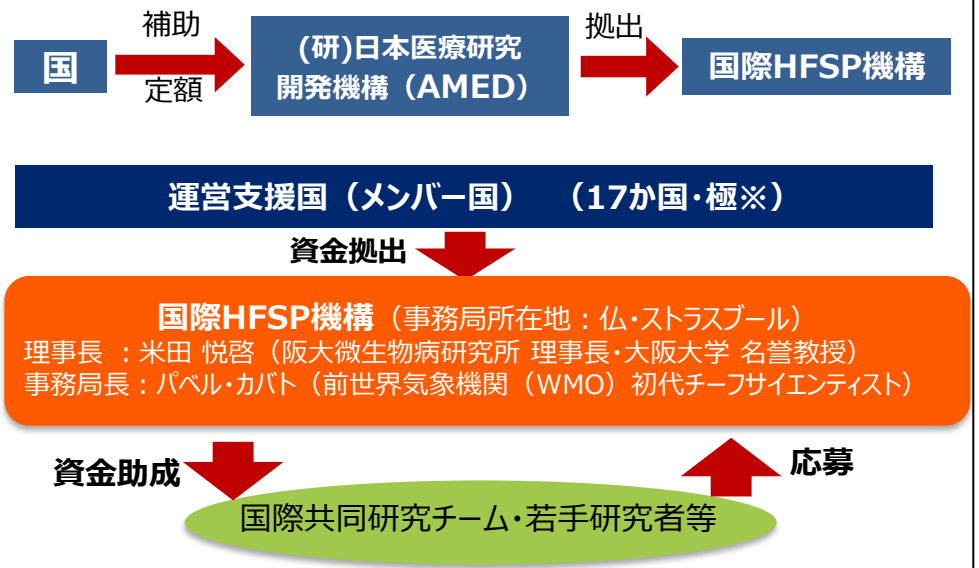

※日、カナダ、仏、独、伊、英、米、EC、スイス、豪、韓、ニュージーランド、印、イスラエル、シンガポール、ノルウェー、南アフリカ

成果目標

国際的な枠組みである本プログラムへの貢献を通じ、最先端の研究シーズの助成を行うとともに、国際的な研究者の人材育成を行うことで、生命科学分野の研究開発の推進と人類の健康福祉の向上を目指す。

特に国内においては、日本人応募者・採択者数の増加を図り、国際共同研究等を通じた国際頭脳循環を加速させ、研究成果の応用・社会実装等による科学技術・イノベーションの促進を目指す。

（１）イノベーション・環境局イノベーション政策課フロンティア推進室
（２）イノベーション・環境局GXグループ
エネルギー・環境イノベーション戦略室、資源循環経済課
（３）製造産業局産業機械課ロボット政策室

イノベーション創出のためのフロンティア育成・基盤構築事業

令和8年度概算要求額 73億円（48億円）

事業目的・概要

事業目的

日本の次なる産業を創出するためには、社会課題も意識しつつ、開発リスクの高い技術領域（フロンティア領域）にも果敢にチャレンジすることが必要。このため、フロンティア領域の技術課題の解決に挑戦する民間企業等に対する研究開発支援、懸賞金形式での技術・アイディア等の発掘・育成等を実施する。これに加え、人手不足への対応の鍵となるロボット分野でのイノベーション・新事業創出を実現するための基盤技術開発を行う。

事業形態、対象者

事業形態　補助事業（２）（３）
委託事業（１）（３）
懸賞金事業（１）

対象者　大学、研究機関
民間事業者等（事業内容別資料を参照）

事業概要

以下の取り組みを行う。

（１）フロンティア育成・懸賞金型事業

優れた技術の発掘・育成のため、フロンティアとされる技術領域において、領域単位での研究開発支援や懸賞金型による野心的な挑戦を喚起するとともに、伴走型での事業化支援を実施する。

（２）ムーンショット型研究開発事業

少子高齢化の進展、地球温暖化問題など、我が国が抱える様々な困難な課題の解決を目指し、挑戦的研究開発を推進する。

（３）デジタル・ロボットシステム技術基盤構築事業

先進デジタル技術とロボット技術の融合により、様々な産業分野において現場の省力化や生産性向上に貢献するロボットシステムの開発環境の構築するための研究開発を行う。

イノベーション創出のためのフロンティア育成・基盤構築事業のうち、
（１）フロンティア育成・懸賞金型事業

令和8年度概算要求額 66億円（43億円）

イノベーション・環境局
イノベーション政策課フロンティア推進室

事業目的・概要

事業目的

日本の「次の飯のタネ」となるような先端技術領域であるフロンティア領域を探索し、集中的な育成を進めていく。また、研究開発支援の新たな政策手法である懸賞金型支援を実施することで、目標の複雑化・高度化に対応し、多様な野心的挑戦を喚起し、イノベーション創出に繋げる。それにより、官民から大規模な投資を受けるフロンティア領域を育成し、日本の新たな飯のタネの確立を目指す。

事業概要

フロンティア育成事業

優れた先端技術領域の育成のために、フロンティア領域を特定し、研究開発課題を設定。課題の解決策を公募・採択し研究開発を推進し、イノベーション創出につなげる。

懸賞金型プログラム

国としてクリアすべき課題を掲げ、テーマの特性に応じて参加者にとって魅力的なインセンティブを設計し、特定の技術・手法に依らず、多様な野心的挑戦を喚起し、イノベーション創出につなげる。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

フロンティア育成事業

懸賞金型研究開発プログラム

成果目標・事業期間

平成30年度から令和12年度までの13年間の事業であり、

短期的には令和８年度に５件のフロンティア領域育成支援と、195件の懸賞金応募件数を目指す。

最終的には令和13年度までに、官民合計で年間百億円規模の投資を受ける技術領域を2件育成することを目指す。

イノベーション創出のためのフロンティア育成・基盤構築事業のうち、（２）ムーンショット型研究開発事業

令和8年度概算要求額 3.2億円（3.2億円）

（１）イノベーション・環境局 GXグループ
エネルギー・環境イノベーション戦略室
（２）イノベーション・環境局 GXグループ
資源循環経済課

事業目的・概要

事業目的

少子高齢化の進展、地球温暖化問題など、我が国が抱える様々な困難な課題の解決を目指し、世界中から科学者の英知を結集し、関係府省が一体となって挑戦的研究開発を推進すること。

事業概要

本事業は、将来の産業・社会のあり方を変革する、より野心的な構想を国自らが掲げ、その実現に向け、世界中からトップ研究者の英知を結集させる仕組みとし、また、失敗も想定した、より挑戦的な研究開発が推進できるよう、制度運営の透明性や競争性の確保、ポートフォリオ・マネージメントの考え方を導入する等、制度的な見直しを図り、関係府省が一体となって研究開発を推進する。

具体的な１０の目標が設定されており、経済産業省は、NEDOに造成した基金により、「（目標４）2050年までに、地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現」することをめざした挑戦的な研究開発を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

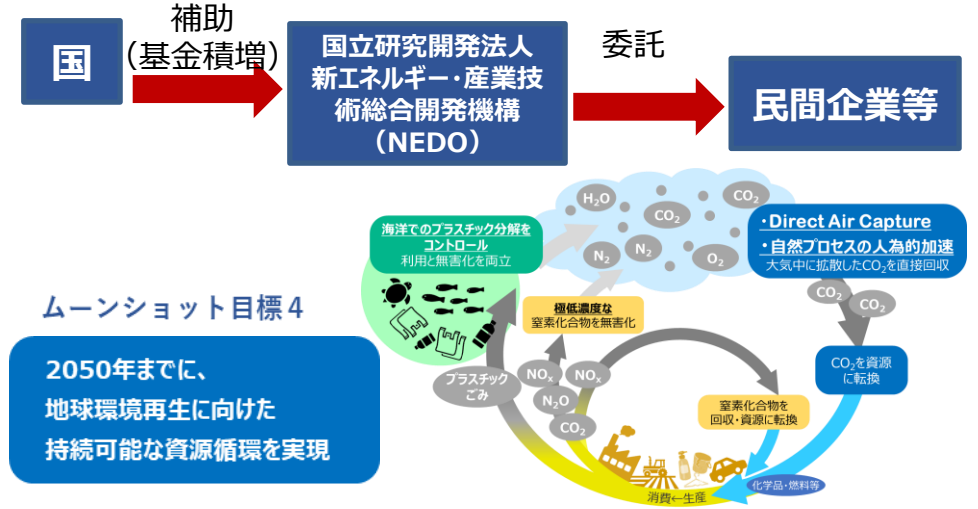

成果目標・事業期間

平成30年度から令和11年度までの12年間の事業であり、

短期的には研究開発状況、成果状況について、平成30年度から令和4年度まで12件のプロジェクトを進捗確認を行う。

中期的には研究開発状況、成果状況について、令和7年度まで15件のプロジェクトを進捗確認を行う。

長期的には研究開発状況、成果状況について、令和11年度まで7件のプロジェクトを進捗確認を行い、①温室効果ガスに対する循環技術を開発し、ライフサイクルアセスメント(LCA)の観点からも有効であること、また、②環境汚染物質を有益な資源に変換もしくは無害化する技術を開発し、パイロット規模または試作品レベルで有効であることを確認する。

イノベーション創出のためのフロンティア育成・基盤構築事業のうち、
（３）デジタル・ロボットシステム技術基盤構築事業

令和８年度概算要求額 3.7億円（2.3億円）

製造産業局産業機械課
ロボット政策室

事業目的・概要

事業目的

AI等の先進デジタル技術とロボット技術の融合により、様々な産業分野において現場の省力化や生産性向上に貢献するロボットシステムの開発環境を構築することで、人手不足等の社会課題の解決や産業DXを推進する。

事業概要

未導入領域におけるロボットの開発・実装を促進するため、製造業やサービス分野においてモジュール設計による高い汎用性と拡張性を備えたロボットシステムの開発を行うとともに、そうした開発アプローチを様々な分野向けのロボットへと波及させていくための基盤的な研究開発を実施する。具体的には下記の取組を行う。

（１）研究開発事業：先進ロボットSIモデル構築

ものづくり（自動化が進んでいない多品種少量生産等の中堅中小企業や三品産業が中心）、建築といったロボット導入市場としてのニーズ・ポテンシャルが高く、成果の波及効果が大きい分野を対象に、汎用性と拡張性を追求したモジュールロボットシステム（ハード・ソフト両面）を開発し、現場検証を実施する。

（２）調査委託事業：モジュラー型ロボットシステムの開発と普及に係る調査事業

オープン・モジュール型のロボットシステムのモジュール設計手法やHW/SWの基本アーキテクチャの整理およびユーザー・開発者双方への機運醸成等に向けた調査事業を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）研究開発事業：先進ロボットSIモデル構築

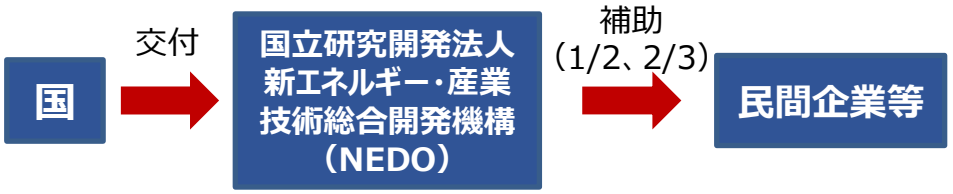

（２）調査委託事業：モジュラー型ロボットシステムの開発と普及に係る調査事業

成果目標・事業期間

令和7年度から11年度までの5年間の事業であり、短期的には、事業終了時までに、

モジュール設計による新領域ロボットシステムの実装モデルの確立分野数を3分野とし、

長期的には、令和22年度までに、成果活用した新領域ロボットシステムの実装事例を50件とする。

官民による若手研究者発掘支援事業

令和８年度概算要求額 11億円（10億円）

イノベーション・環境局
大学連携推進室

事業目的・概要

事業目的

我が国の産学連携においては、産業界から大学への投資が諸外国に比べて非常に少なく、オープンイノベーションが進んでいない現状にある。また、大学の研究力は低下傾向にあり、特にイノベーション創出の重要な担い手である若手研究者の研究力向上は喫緊の課題。そこで、官民が協調して有望な研究シーズを持つ若手研究者を発掘し産学連携への支援を行うことで、中長期的に破壊的イノベーションにつながるシーズ創出を促進する。

事業概要

若手研究者の技術シーズと企業のニーズのマッチングをサポートする機関を設置し、若手研究者の産学連携への取り組みに対して伴走支援を行う。併せて、若手研究者が産学連携に向けて自身の研究をブラッシュアップするための研究費を支援する。

加えて、若手研究者と民間企業との共同研究等を促進するため、若手研究者に対して共同研究費を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

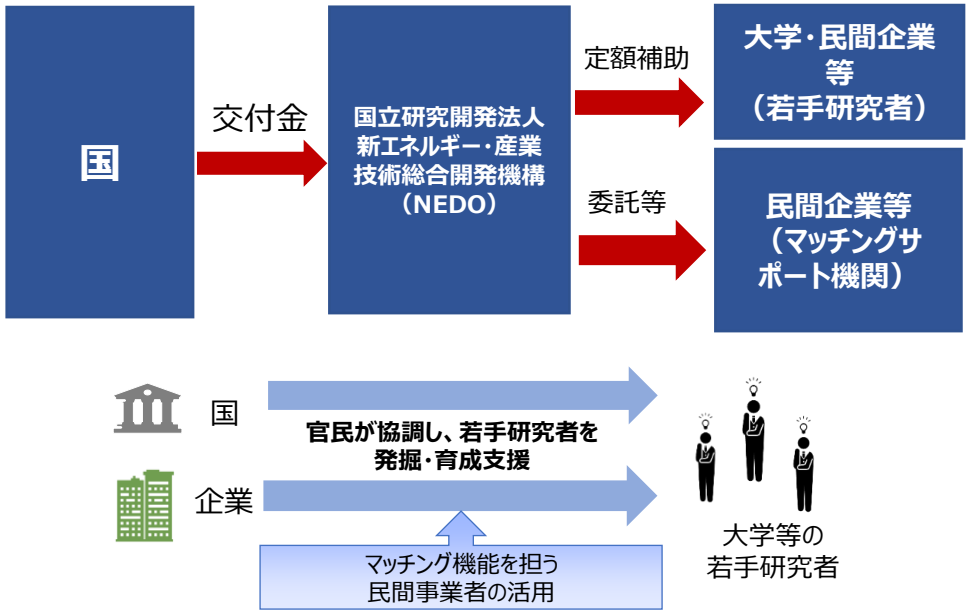

成果目標・事業期間

令和2年度から令和12年度までの事業であり、
・短期的には、令和8年度までに、マッチングサポートフェーズにおける採択テーマのうち企業との共同研究等の実施に繋げた件数の割合を30%以上にすることを目指す。
・中期的には、令和12年度までに補助終了テーマにおける平均特許出願件数を1件創出することを目指す。
・長期的には、令和17年度までに、実用化に至った研究テーマの採択件数に占める比率を7.5%以上にすることを目指す。

スタートアップ支援事業

令和8年度概算要求額53億円（44億円）

（１）イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課/経済産業政策局経済社会政策室
（２）イノベーション・環境局　イノベーション創出新事業推進課
（３）（４）商務・サービスグループ医療・福祉機器産業室

事業目的・概要

事業目的

我が国の経済成長の実現と社会課題の解決において、スタートアップはその中心となる担い手である。こうしたことから、2022年に策定された「スタートアップ育成５か年計画」等を踏まえて、スタートアップの育成に係る取組を官民一体で進めている。

本事業では、同計画等の実現に向けて、ユニコーン創出に資するロールモデルの創出、スタートアップのグローバル化の推進、ディープテック分野の事業化への支援等を行うことによって、スタートアップの起業や事業成長を促し、裾野が広がりつつあるスタートアップ・エコシステムを発展させることを目指す。

事業概要

起業やスタートアップの事業成長等のため、次の取組を行う。

（１）ユニコーン創出支援事業

ロールモデルの創出、官民連携して育成・支援する枠組みの運営、自治体とスタートアップの連携・調達モデルの構築・展開、女性起業家の育成・支援、グローバル化支援等を行う。

（２）ディープテック・スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業

ディープテック分野の技術シーズの事業化を促進するため、人材発掘・起業家育成や経営人材とのマッチング支援、自律的・自発的なスタートアップ創出・支援の仕組みの構築を行う。

（３）医工連携グローバル展開事業

中小企業や先端的なシーズを持つスタートアップが行う医療機器開発への支援のほか、国際展開に向けたソフト支援等を行う。

（４）次世代ヘルステック・スタートアップ育成支援事業

革新的なヘルステックの実用化に向けた研究開発に取り組み、起業を目指す研究者に対し、研究開発支援や伴走支援を行う。

事業形態、対象者

事業形態　委託事業（１）（２）
補助事業（２）（３）（４）

対象者　民間事業者、独立行政法人日本貿易振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等
（詳細は事業内容別資料を参照）

スタートアップ支援事業のうち、
ユニコーン創出支援事業

令和8年度概算要求額 8.3億円（7.0億円） ※JETRO交付金含む

（１）イノベーション・環境局
イノベーション創出新事業推進課
（２）経済産業政策局　経済社会政策室

事業目的・概要

事業目的

スタートアップ・エコシステムを発展させていくため、スタートアップが国内外において迅速かつ大きく育つ環境や制度、支援枠組みの運営・整備を行うことによって、スタートアップの数の拡大や地域の広がりを含めて裾野を拡大させるとともに、ユニコーン級のスタートアップを含めて世界に伍するスタートアップを生み出すことを目指す。

事業概要

① 若者や起業を目指す者等のロールモデルとなるスタートアップの表彰（「日本スタートアップ大賞」）、官民連携して集中的にスタートアップを育成・支援する枠組み（「J-Startup」）の運営、地域の女性起業家の支援体制の構築及び女性起業家に特化した支援プログラムや政策の効果的な検証や企画立案を行うためのデータの集計・分析、自治体とスタートアップの連携・調達モデルの構築・展開等を行う。

② 我が国のスタートアップの海外展開等を支援するため、米国・シリコンバレーにおいて起業家やスタートアップ等が利用可能なビジネス拠点の運営、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が海外拠点で運営する「Global Acceleration Hub」における相談対応やハンズオン支援等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

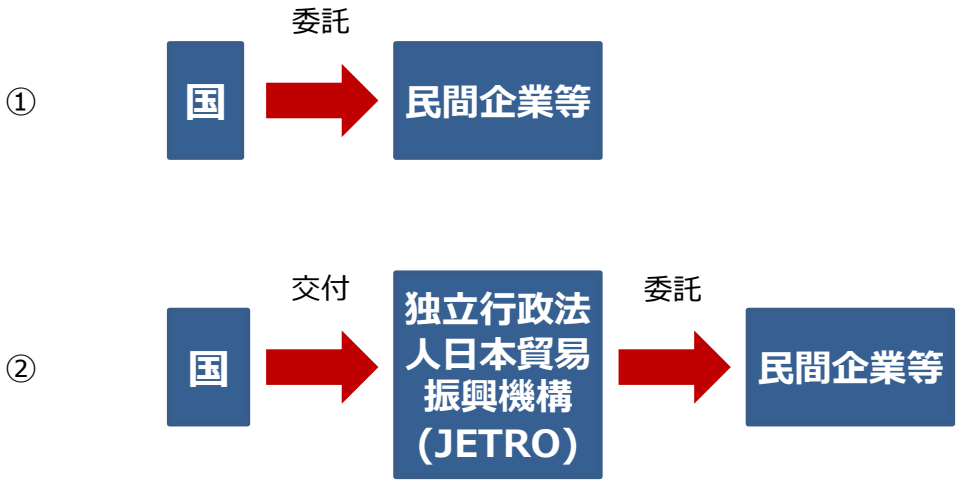

成果目標・事業期間

ロールモデルとなるスタートアップを１０社程度表彰する。

令和15年度までに、J-Startup選定企業における女性起業家の割合を20%以上とする。

スタートアップ支援事業のうち、ディープテック・スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業

令和8年度概算要求額20億円（15億円）

事業の内容

事業目的

大学や研究機関、事業会社等に蓄積されている優れた技術シーズの事業化に向けた人材育成を含めた人材への支援、大学等が有する技術シーズと経営人材のマッチング支援、また事業会社や大学等の自律的・自発的なスタートアップ創出・支援の仕組み構築を後押しすることにより、ディープテック領域における起業及び初期段階での成長を後押しする。これらにより、起業数の増加を主として、ディープテック分野のスタートアップ・エコシステムの裾野の拡大を目指す。

事業概要

本事業は、ディープテック分野における技術シーズを基に、当該技術シーズの活用やアイデアの具体化に向けた探索活動に取り組む者や、当該技術シーズの事業化・社会実装に向けて自身で又は他者と起業に取り組もうとする者又は取り組む者を主たる対象として、①人材発掘・起業家育成、②ディープテック・スタートアップにおける経営人材確保支援を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

①人材発掘・起業家育成

②ディープテック・スタートアップにおける経営人材確保支援

成果目標

①令和５年から９年までの５年間の事業であり、以下を目指す。
●ディープテック分野における若手人材等の発掘
短期的には支援を受けた者の３割以上が、事業終了後１年以内に他の助成金を含む事業化資金を確保すること。
中期的には支援を受けた者の５割以上が、事業終了後５年以内に起業又はVC等からの事業化資金を確保すること。
最終的には支援を受けて起業した者のうち3割以上が、起業後６年以内に、シリーズBの資金調達を達成すること。
●ディープテック分野における起業家候補人材の育成
短期的には支援を受けた者の５割以上が、事業終了後１年以内に起業又はVC等から事業化資金を確保すること。
中期的には支援を受けた者の６割以上が、事業終了後２年以内に起業又はVC等から事業化資金を確保すること。
最終的には支援を受けて起業した者のうち3割以上が、起業後６年以内に、シリーズBの資金調達を達成すること。

②令和５年から９年までの５年間の事業であり、以下を目指す。
短期的には本スキームを活用して経営人材が経営参画することとなる大学発スタートアップ数を、中間評価時で７社以上とすること。中期的には本スキームを活用して経営人材が経営参画することとなる大学発スタートアップ数を、5年間の累計で14社以上とすること。最終的には大学発スタートアップ数を2027年度に5,000社以上とすること。

スタートアップ支援事業のうち、
医工連携グローバル展開事業

令和8年度概算要求額 16億円（14億円）

商務・サービスグループ
医療・福祉機器産業室

事業目的・概要

事業目的

「健康・医療戦略」（令和７年２月18日閣議決定）の基本理念である「世界最高水準の技術を用いた医療の提供への寄与」及び「経済成長への寄与」の実現を目的とする。

日本が誇る「ものづくり技術」を持つ中小企業や先端的なシーズ等を持つスタートアップが行う医療機器開発を支援し、国内外の医療ニーズに応える革新的な医療機器の創出とともに、このような医療機器をグローバル展開することによる経済成長を目指す。このため、本事業では、医療機器の研究開発支援に加え、グローバル展開に向けて必要な開発戦略やネットワーク構築等のソフト支援を行う。

事業概要

国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、以下の取組を実施する。

【１．研究開発事業】
米国をはじめとする国際展開を見据えた医療機器開発を行う中小企業やスタートアップに対して「非臨床」「臨床研究・治験」フェーズを対象に開発支援を行う。

【２．国際展開伴走支援事業】
研究開発の成果の国際展開を促進するために、開発段階から米国をはじめとした国際市場を見据えた開発戦略や、各国規制・許認可等に対応する伴走支援等を行う。さらに、国内スタートアップとグローバルに販売インフラを有する大手企業との連携に向けた支援を行う。

【３．グローバル進出拠点事業】
地域の医療機関と中小企業・スタートアップの連携による医療機器開発を促進するため、医療機器開発の専門的知識を有する事業化人材等を配置した地域連携拠点を設け、医療機関の医療ニーズと中小企業の技術マッチングの推進等を行うことで、開発促進及び参入支援を図る。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

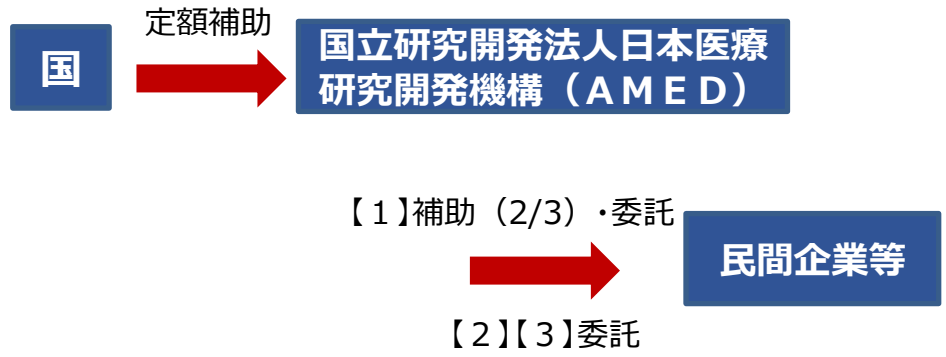

成果目標・事業期間

令和７年度から令和12年度までの６年間の事業であり、
短期的には本事業による助成終了後、５年経過した時点で採択課題の30%以上の製品について国内上市することを目指す。
長期的には本事業による助成終了後、８年経過した時点で採択課題の30%以上の製品について海外上市することを目指す。

スタートアップ支援事業のうち、
次世代ヘルステック・スタートアップ育成支援事業

令和8年度概算要求額 8.5億円（6.0億円）

商務・サービスグループ
医療・福祉機器産業室

事業目的・概要

事業目的

我が国は高齢化の進展に伴う医療費の増加や介護分野の人手不足などの社会課題があり、ヘルスケアや医療・介護の領域におけるイノベーションの重要性が高まっている。

こうした背景から、ヘルステックを活かした付加価値の高い製品・サービスの創出が求められており、イノベーションを牽引するスタートアップを生み出すことが不可欠である。

このため、ヘルステック分野におけるスタートアップ創出に向けた研究開発支援、起業人材の育成を実施し、イノベーションを加速させるとともに「健康・医療戦略」（令和7年2月18日閣議決定）に掲げる基本理念「①世界最高水準の技術を用いた医療の提供への寄与」「②経済成長への寄与」への貢献を目指す。

事業概要

革新的なヘルステックの実用化に向けた研究開発に取り組み、起業を目指す研究者に対し、研究開発資金の助成を行う。

加えて、これらの研究者に対して、伴走支援機関を通じて、起業する上で必要不可欠な専門的知識の習得に向けた教育プログラムの提供や個別メンタリング等、革新的なヘルステック開発を行うスタートアップ企業の創出に向けた支援を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

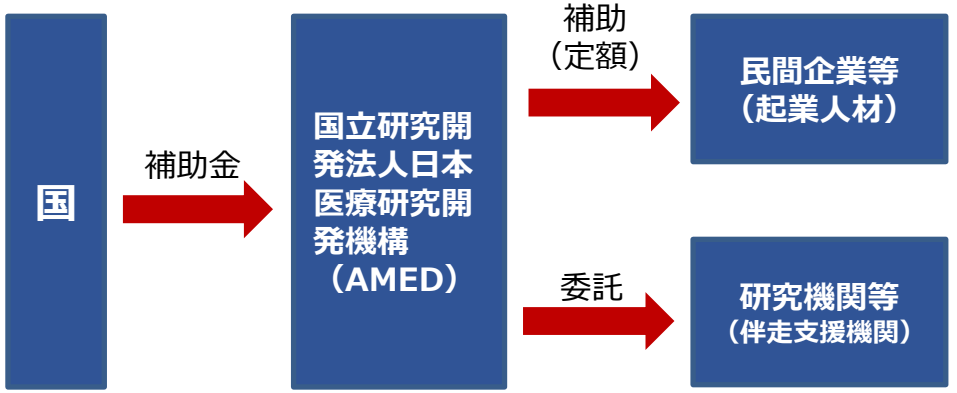

成果目標・事業期間

令和5年から令和9年までの5年間の事業であり、

短期的には助成終了後、3年経過した時点での特許創出を目指す。

長期的には助成終了後、8年経過した時点での医療機器等の実用化を目指す。

宇宙産業の成長加速に向けた技術開発事業

令和８年度概算要求額 20億円（7.3億円）

製造産業局宇宙産業課

事業目的・概要

事業目的

人類の活動領域の拡大や宇宙空間からの地球の諸課題の解決が本格的に進展し、経済・社会の変革（スペース・トランスフォーメーション）がもたらされつつある。

また、従来の宇宙先進国に加え、新興国による国際的な宇宙開発競争が激化しており、日本の宇宙活動の自立性の維持や国際競争力強化に向けた取組が必要。

これを踏まえ、衛星データの社会課題解決への活用を目指すとともに、宇宙開発の専門機関である宇宙航空研究開発機構（JAXA）を結節点としながら産学官による宇宙活動を加速していく。

事業概要

（１）宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（SERVISプロジェクト）

衛星データの利活用促進につなげることを目的とし、衛星データを利用した新たなビジネスの創出を促進するため、HISUIをはじめとする多様な衛星データを処理し、プラットフォームに搭載することにより、衛星データ利用環境整備事業を行う。

（２）宇宙戦略基事業

宇宙分野の継続的な発展に向けた、民間投資や宇宙実証の加速、地域やスタートアップ等の国際競争力につながる特色ある技術の獲得・活用や産業の集積等を促進する観点から、内閣府等と連携し、宇宙戦略基金による企業・大学等の技術開発・実証への支援を強化・加速していく。

事業形態、対象者

事業形態　委託事業（１）
　　補助事業（基金）（２）

対象者　民間事業者等（事業内容別資料を参照）

宇宙産業の成長加速に向けた技術開発事業のうち、
（１）宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（SERVISプロジェクト）

製造産業局宇宙産業課

令和８年度概算要求額 2.0億円（7.3億円）

事業目的・概要

事業目的

資源探査を目的に開発されたハイパースペクトルセンサHISUIは、国際宇宙ステーション（以下、ISS）に搭載後、データ取得に加え、2022年以降は衛星データプラットフォームでのデータ公開も行っている。ハイパースペクトルセンサHISUIは、185個の光の種類（バンド）をそれぞれ観測することができる世界的にもトップレベルの技術力を持つセンサであり、高い精度で宇宙空間から地表の物質の識別が可能。

このセンサを活用して取得したデータは資源、環境、農林水産業、防災等の様々な分野での活用が期待されており、また日本の宇宙活動の自立性を確保する観点からも、HISUIをはじめとする衛星データが様々な社会課題解決に活用される環境を整備することを目的とする。

事業概要

衛星データの利活用促進につなげることを目的とし、衛星データを利用した新たなビジネスの創出を促進するため、HISUIをはじめとする多様な衛星データを処理し、プラットフォームに搭載することにより、衛星データ利用環境整備事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

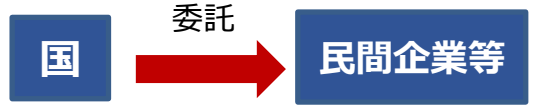

成果目標・事業期間

令和４年度から８年度までの5年間の事業であり、

短期的には利用された特定の衛星（HISUI等）データ数を35,000シーン目指す。

長期的には衛星データプラットフォームを活用した事業者のうち、令和8年までに3件事業化を目指す。

宇宙産業の成長加速に向けた技術開発事業のうち、
（２）宇宙戦略基金事業

製造産業局宇宙産業課

令和８年度概算要求額 18億円（新規）

事業目的・概要

事業目的

人類の活動領域の拡大や宇宙空間からの地球の諸課題の解決が本格的に進展し、経済・社会の変革（スペース・トランスフォーメーション）がもたらされつつある。
また、従来の米露欧日といった宇宙先進国に加え、中国、インドをはじめとした新興国による国際的な宇宙開発競争が激化している。
我が国としても宇宙開発の専門機関である宇宙航空研究開発機構（JAXA）を結節点とし、産学官による宇宙活動を加速する。

事業概要

宇宙分野の継続的な発展に向けた、民間投資や宇宙実証の加速、地域やスタートアップ等の国際競争力につながる特色ある技術の獲得・活用や産業の集積等を促進する観点から、内閣府等と連携し、宇宙戦略基金による企業・大学等の技術開発・実証への支援を強化・加速していく。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

本事業を推進することで、我が国の宇宙産業を支える技術的優位性の獲得につながる研究開発・商業化等を着実に進め、2020年に４兆円となっている宇宙関連市場の規模を2030年代の早期までに８兆円に拡大していくことを目指す。

医療・健康推進事業

令和８年度概算要求額 153億円（136億円）

（１）～（３）商務・サービスグループヘルスケア産業課
（４）（５）商務・サービスグループヘルスケア産業課
医療・福祉機器産業室
（６）（７）商務・サービスグループ生物化学産業課

事業目的・概要

事業目的

日本医療研究開発機構（以下「AMED」）における、医療分野の研究開発及びその環境の整備に必要な取組を行い、医療分野の産業発展に貢献することを目的とする。

事業概要

（１）予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業
質の高いヘルスケアサービスの社会実装に向け、エビデンス構築からエビデンスの整理、サービス開発支援を行う。

（２）予防・健康づくりの社会実装加速化事業
予防・健康づくり領域の特色を踏まえた質の高いヘルスケアサービスの創出・振興に向け、予防・健康づくりに関する研究成果を事業者や利用者が利活用できる基盤整備を行う。

（３）健康・医療研究開発データ統合利活用プラットフォーム事業
医療分野における産学の研究開発を推進するため、すでに我が国にあるデータ基盤と連携しつつ、AMED事業から生み出される研究開発データを、産業界を含めた第三者が利活用できるセキュリティの担保された基盤を構築する。

（４）次世代型医療機器開発等促進事業
我が国の医療機器産業の国際競争力強化・安定供給の実現に向けた革新的な医療機器等の開発支援及び開発ガイダンス策定のほか、介護現場の課題解決に資する介護テクノロジーの社会実装に向けたエビデンス構築・基盤整備支援及び海外展開支援等を行う。

事業形態、対象者

事業形態　補助事業（１）～（７）

対象者　AMED
（事業内容別資料を参照）

（５）健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業
健康・医療戦略推進本部で定めるムーンショット目標の実現に向けて、関係省庁等が一体となって推進する研究開発を円滑に推進・マネジメントするための事務的経費を計上するもの。

（６）次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業
今後の成長が見込まれるバイオ医薬品等の産業化の促進に向けて、新規モダリティの創薬基盤技術開発を行い、国内の生産基盤を確立する。

（７）再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業
再生・細胞医療・遺伝子治療の産業化促進に向け、ヒト細胞加工製品や、遺伝子治療に用いる治療用ベクターや遺伝子改変細胞の安定的かつ効率的な製造技術等を開発し、再生医療技術を応用した新薬創出を加速する。

医療・健康推進事業のうち、
（1）予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業

商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課

令和８年度概算要求額 11億円（11億円）

事業の内容

事業目的

エビデンス構築からエビデンスの整理、社会実装に至るまでの研究開発および基盤整備の支援を行うことで、エビデンスに基づいた質の高いヘルスケアサービスの社会実装を可能にする。

事業概要

① 科学的エビデンスの構築（ヘルスケア社会実装基盤整備事業）
予防・健康づくりにおける必要性の高い疾患領域のうち、特にエビデンスが不足している健康課題について、AIや没入型デジタル新技術等を活用した介入手法にかかるエビデンスの構築を実施する。

② 科学的エビデンスの整理（ヘルスケア社会実装基盤整備事業）
関連疾患領域の学会による、エビデンスの整理を目的とした指針の作成・更新を支援する。また、 AI等の新技術による分野横断的な研究手法の開発を支援する。

③ サービス開発の推進（ヘルスケアサービス実用化研究事業）
IoT技術により得られた健康データ等を活用し、社会実装の促進に向けた経済的なエビデンス構築や、支払者として職域、地域、医療機関などを想定したサービス開発を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

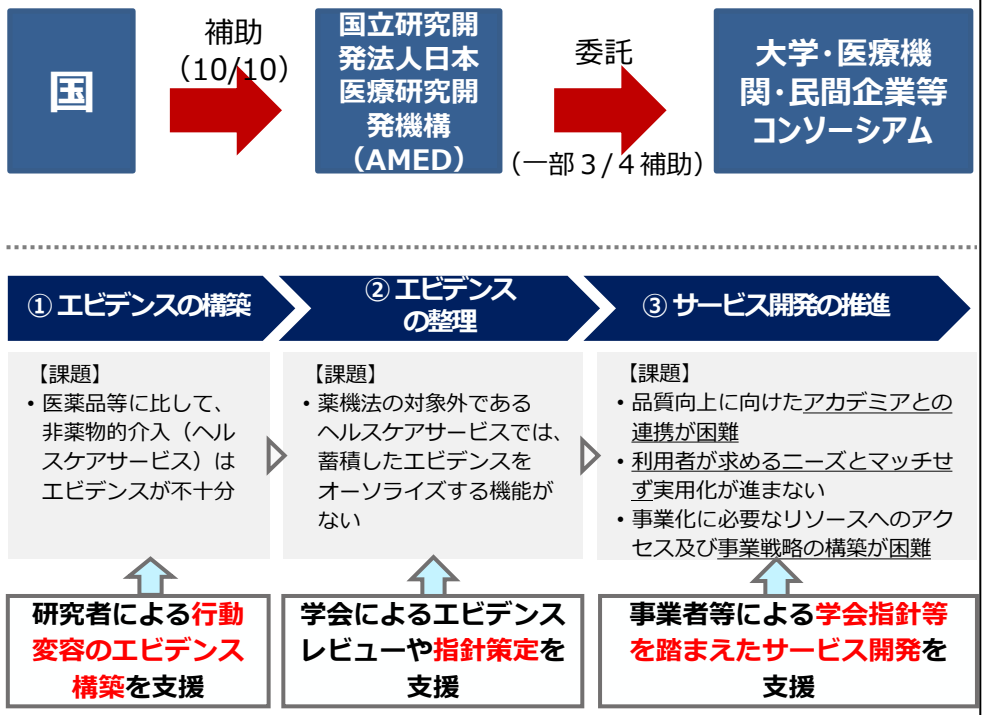

成果目標

令和９年度までに、IoT技術等の活用により得られた健康データを活用した質の高いサービスが社会実装される仕組みの確立を目指す。具体的には、以下の成果目標達成を目指す。

- 指針等に基づいて開発されたヘルスケアサービスの数１２件（累計）
- マイナポータル連携事業数５０件（累計）

医療・健康推進事業のうち、
（2）予防・健康づくりの社会実装加速化事業

令和８年度概算要求額 2.0億円（2.0億円）

商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課

事業の内容

事業目的

予防・健康づくり領域の特色を踏まえ、エビデンスに基づいた質の高いヘルスケアサービスの創出・振興に向け、予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業等で得られた成果を、適切な形でサービス開発事業者やサービス利用者が活用できる社会の実現を目指す。

事業概要

学会指針をはじめとした、予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業で得られた成果等が、サービス開発事業者や企業・自治体・健康保険組合等の利用者に適切に利活用されるための基盤整備を行う。

具体的には、

① 予防・健康づくりのエビデンスを整理した学会指針の更新・整備および指針の内容に対する相談対応をするために、学会と連携できる体制を整備する。また、ヘルスケアサービスの開発・評価・実証に取り組む企業や研究者を支援するための開発ガイド作成や学会への相談体制を構築することで、科学的知見を活用しやすい環境を整備する。

② 事業化を見据えた産学連携の研究開発を促進するにあたり、サービス開発に対する伴走支援を実施し、質の高いヘルスケアサービスの社会実装の支援等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標

R9年度までに、エビデンスに基づいた質の高いヘルスケアサービスが創出され、社会実装されるための基盤を確立する。具体的には、以下の成果目標達成を目指す。

- 指針等に基づいて開発されたヘルスケアサービスの数１２件（累計）
- エビデンス構築に関する事業者への専門的な解決策の提示件数　６件/年

医療・健康推進事業のうち、
（3）健康・医療研究開発データ統合利活用プラットフォーム事業

令和８年度概算要求額 1.2億円（1.2億円）

商務・サービスグループ
ヘルスケア産業課
医療・福祉機器産業室
生物化学産業課

事業の内容

事業目的

医療分野における産学の研究開発を推進するため、すでに我が国にあるデータ基盤と連携しつつ、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「ＡＭＥＤ」）事業から生み出される研究開発データを、産業界を含めた第三者が利活用できるセキュリティの担保された基盤を構築する。

事業概要

医療分野における産学の研究開発を推進するため、すでに我が国にあるデータ基盤と連携しつつ、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「ＡＭＥＤ」）事業から生み出される研究開発データを、産業界を含めた第三者が利活用できるセキュリティの担保された基盤を構築する。

具体的には、ゲノムデータを皮切りとして、メタデータの横断検索から、データの処理までワンストップで実行可能なサービスを整備し、継続的な機能等拡張や運営を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

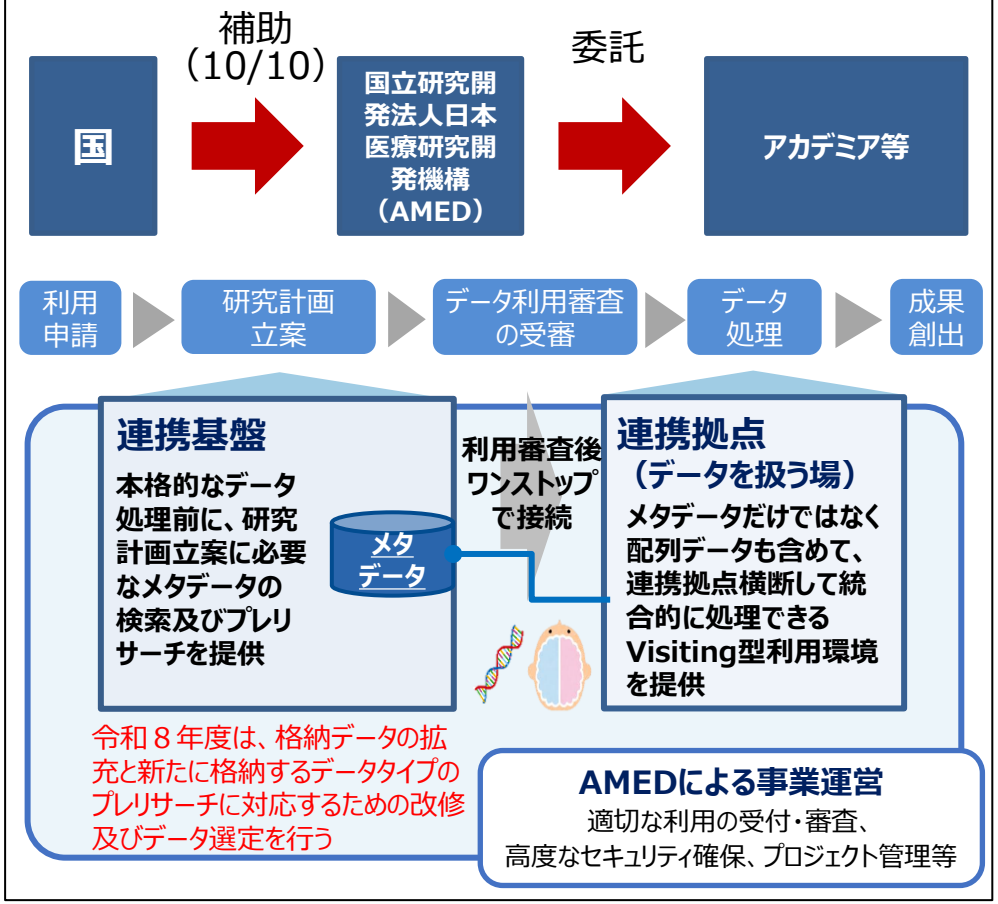

成果目標

令和5年度以降、システム機能の向上等を図り、データの利活用を推進する。

医療・健康推進事業のうち、
（４）次世代型医療機器開発等促進事業

令和８年度概算要求額 27億円（24億円）

商務・サービスグループ
医療・福祉機器産業室

事業目的・概要

事業目的

革新的な医療機器・システムの開発等による国内外市場の獲得を通じ、「健康・医療戦略」（令和７年２月18日閣議決定）の基本理念である「世界最高水準の技術を用いた医療の提供への寄与」及び「経済成長への寄与」の実現を目的とする。

加えて、高齢化の進展による介護需要の増加により、介護現場では人材の不足が深刻化している状況を踏まえ、介護の生産性向上や介護の質の向上等を実現することを目的とする。

事業概要

Ⅰ．研究開発事業

（１）革新的な医療機器創出事業

我が国の医療機器産業の国際競争力を強化するため、グローバル市場獲得を見据えた最先端の科学技術を駆使した革新的な医療機器・システムの研究開発を支援する。

（２）医療機器版３R事業

我が国の医療機器産業の競争力強化を通じた医療機器の安定供給を実現するため、供給途絶リスクの高い医療機器の国産化を目的とした開発、医療機器の部素材における重要鉱物の使用量削減や別素材を用いた代替品の開発や、再製造医療機器の開発を支援する。

Ⅱ．事業環境整備事業

（１）医療機器開発ガイダンス事業

グローバル市場獲得を見据えた医療機器実用化を促進する環境整備のため、開発ガイダンスの策定等を行う。

（２）介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業

介護現場の課題を解決する介護テクノロジーの開発・普及を促進するため、社会実装に向けたエビデンスの構築・基盤整備を通じた開発支援や海外展開支援等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

Ⅰ（１）委託・補助（2/3）
Ⅰ（２）補助（2/3）
Ⅱ（１）委託
Ⅱ（２）委託・補助（1/3、2/3）※

※大企業：補助（1/3）
中小企業：補助（2/3）
大学・研究機関等：委託

成果目標・事業期間

令和７年度から令和12年度までの６年間の事業であり、

Ⅰ（１）革新的な医療機器創出事業

短期的には令和17年度までに支援課題のうち30%の国内実用化、長期的には国内実用化課題のうち80%の海外実用化を目指す。

Ⅱ（２）介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業

短期的には令和９年度までの支援課題について、令和12年度までに30%の国内実用化、長期的には令和17年度までに海外展開率５%の達成を目指す。

健康・医療推進事業のうち、
（５）健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業

商務・サービスグループ
医療・福祉機器産業室

令和8年度概算要求額 1.1億円（1.1億円）

事業目的・概要

事業目的

目指すべき未来像を展望し困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題に対して健康・医療分野においても貢献すべく野心的な目標に基づくムーンショット型の研究開発を推進すること等を目的とする。

2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステイナブルな医療・介護システムを実現する。

事業概要

AMEDに基金を造成し、健康・医療戦略推進本部で定めるムーンショット目標の実現のため、総合科学技術・イノベーション会議で定める目標とも連携しつつ、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が一体となって、研究開発を推進する。

また、産学官共同による医薬品・医療機器等の研究開発等もあわせて実施する。

本事業では、当該研究開発を円滑に推進・マネジメントするための事務的経費を計上する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

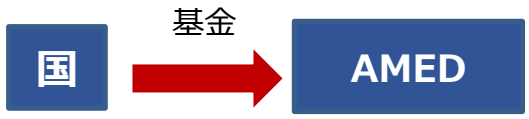

【研究開発のターゲット】

①日常生活の中で自然と予防ができる社会の実現

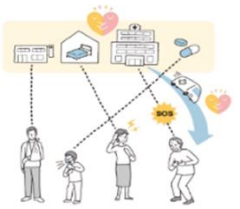

②世界中のどこにいても必要な医療にアクセス出来るメディカルネットワークの実現

③負荷を感じずにQoLの劇的な改善を実現

成果目標・事業期間

令和２年度から令和12年度までの11年間の事業であり、

短期的には運用・評価指針に基づく評価等により、優れた進捗が認められるプロジェクトとして11件を目指す。

中期的には運用・評価指針に基づく評価等により、優れた進捗が認められるプロジェクトとして11件を目指す。

長期的には2030年までに開始された臨床試験・治験数として３件を目指す。

医療・健康推進事業のうち、
（６）次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発事業

商務・サービスグループ
生物化学産業課

令和8年度概算要求額 61億円（58億円）

事業目的・概要

事業目的

世界の医薬品市場はバイオ医薬品を中心に高い成長率が予測されており、国内において新たなバイオ医薬品の開発・生産等の基盤を構築しておくことは今後の基幹産業育成の観点から極めて重要である。しかし、日本は低分子医薬品からバイオ医薬品へのシフトに立ち遅れ、医薬品の輸入超過が拡大するなど、世界市場における日本の製薬企業のプレゼンスは低下傾向である。

本事業では、今後の成長が見込まれるバイオ医薬品等の産業化の促進に向け、腸内細菌叢（マイクロバイオーム）関連医薬品、難創薬標的に対する医薬品の創薬・製造に資する基盤技術開発、所望の標的に核酸医薬品等の薬剤を送達するための薬剤送達技術の基盤技術開発を行う。

これらにより、我が国発のバイオ医薬品等を活用した革新的医療の社会実装を図り、拡大する世界の医療・医薬品市場の取り込みによる経済成長への貢献と、国民が健康な生活及び長寿を享受することの出来る社会（健康長寿社会）の実現を目指す。

事業概要

バイオ医薬品等分野の産業化を促進するため、マイクロバイオーム制御による次世代創薬技術（令和３～８年度）、次世代送達技術（令和６～１１年度）、難創薬標的に対する創薬基盤技術（令和８～１３年度）等の研究開発を進めるとともに、バイオ医薬品の技術基盤の確立にもつなげる。【補助率：定額（１０／１０）】

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

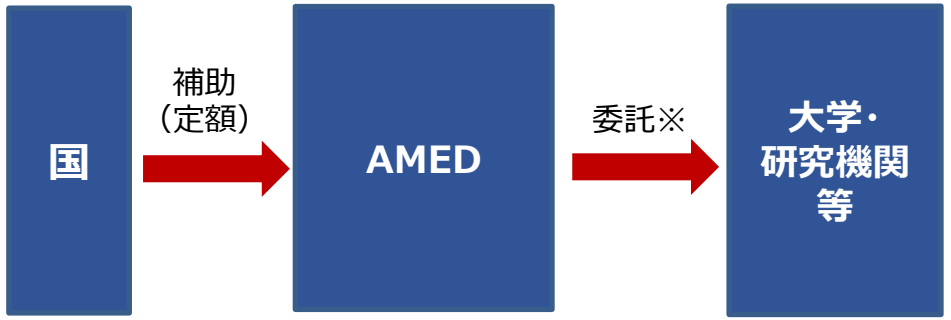

成果目標・事業期間

平成27年度から令和13年度までの17年間の事業であり、バイオ医薬品等の国内製造技術基盤等の確立を目指す。具体的には、

○令和17年度（2035年度）までに開発した技術を利用したマイクロバイオーム改善医薬品シーズの前臨床試験の実施件数10件（累計）

○令和17年度（2035年度）までに事業成果である各種技術（次世代送達技術）を活用した医薬品の薬事承認申請件数1件

○令和18年度までに事業成果である各種技術を活用した医薬品シーズ（難創薬標的に対する医薬品）の臨床試験の実施件数2件

を目指す。

医療・健康推進事業のうち、
（７）再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業

商務・サービスグループ
生物化学産業課

令和８年度概算要求額 50億円（39億円）

事業目的・概要

事業目的

再生医療や遺伝子治療の技術は、臨床現場における新たな治療の選択肢や創薬ツールとして期待され、市場の急速な拡大が予想されている。本事業では、再生・細胞医療・遺伝子治療の産業化の促進に向け、ヒト細胞加工製品や、遺伝子治療に用いる治療用ベクターおよび遺伝子改変細胞等の安定的かつ効率的な製造技術等を開発するとともに、再生医療技術を応用した新薬創出を加速する。これらにより、我が国発の革新的医療の社会実装を図り、拡大する世界の医療・医薬品市場の取込みによる経済成長への貢献と、国民が健康な生活及び長寿を享受することの出来る社会（健康長寿社会）の実現を目指す。

事業概要

再生医療・遺伝子治療分野の産業化を促進するため、以下の取組みを支援する。

①遺伝子治療に用いる安定的かつ効率的なウイルスベクターおよび遺伝子改変細胞の製造・評価技術を開発する。

②再生医療技術を応用し、様々な臓器の細胞を活用した、医薬品の安全性等を評価するための創薬支援ツールを開発する。

③再生医療・遺伝子治療の製品開発を目指す企業等の製造プロセス構築や評価手法の開発および新たに革新的な製造装置や原材料細胞等の開発を支援する。

④再生医療・遺伝子治療製品の安定的かつ効率的な商用製造に向け、製造、品質分析に汎用可能な自動化装置の開発およびそれらのデータ形式の汎用化を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

※一部（③④の民間事業者等による開発）は補助事業として実施。

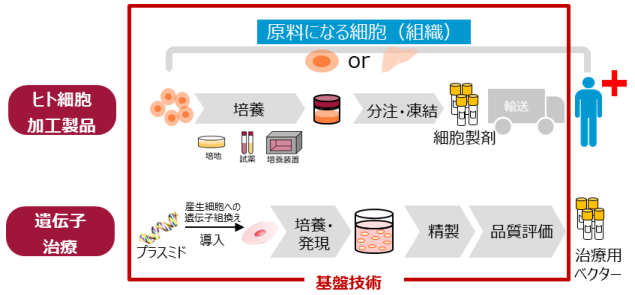

成果目標・事業期間

- 令和10年度までに、本事業で支援した再生医療・遺伝子治療の開発品のうち治験終了件数12件
- 令和15年度までに、製造工程内に本事業で開発したコア技術を組み込んだ上で提出された治験届件数3件

等を目指す。

廃炉・汚染水・処理水対策事業

令和８年度概算要求額 159億円（新規）

資源エネルギー庁
原子力発電所事故収束対応室

福島復興推進グループ
総合調整室

事業の内容

事業目的

福島第一原子力発電所の１～３号機建屋内には、燃料デブリ(核燃料が構造物と一緒に溶けて固まったもの)が800トン以上存在するなど、廃止措置は世界でも例のない技術的に困難な取組である。本事業は、廃止措置を進めていく上で、技術的に難易度が高い研究開発等を支援し、国も前面に立って、廃炉・汚染水・処理水対策の取組を安全かつ着実に進めることを目的とする。

事業概要

本事業は、技術的に難易度が高い研究開発への支援・広報を実施するとともに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)が実施する遠隔操作装置等開発・実証試験施設及び放射性物質分析・研究施設における機器等の整備・運用を支援する。

（１）廃炉・汚染水・処理水対策事業

廃炉・汚染水・処理水対策が進捗していく中で、想定し得ない技術的課題に対応するため、国からの補助により造成した基金により、研究開発を支援する。また、廃炉・汚染水・処理水対策の円滑な実施に資する環境整備のための委託事業を行う。

（２）放射性物質研究拠点施設等運営事業

①燃料デブリの取出しに向けたロボットアームの実証試験や運転員の訓練等を行うための施設の運用を支援する。
②燃料デブリや放射性廃棄物、ALPS処理水を分析する施設の整備・運用を支援する。

（３）放射性物質研究拠点施設等整備事業

燃料デブリ等を扱う施設や設備の整備を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

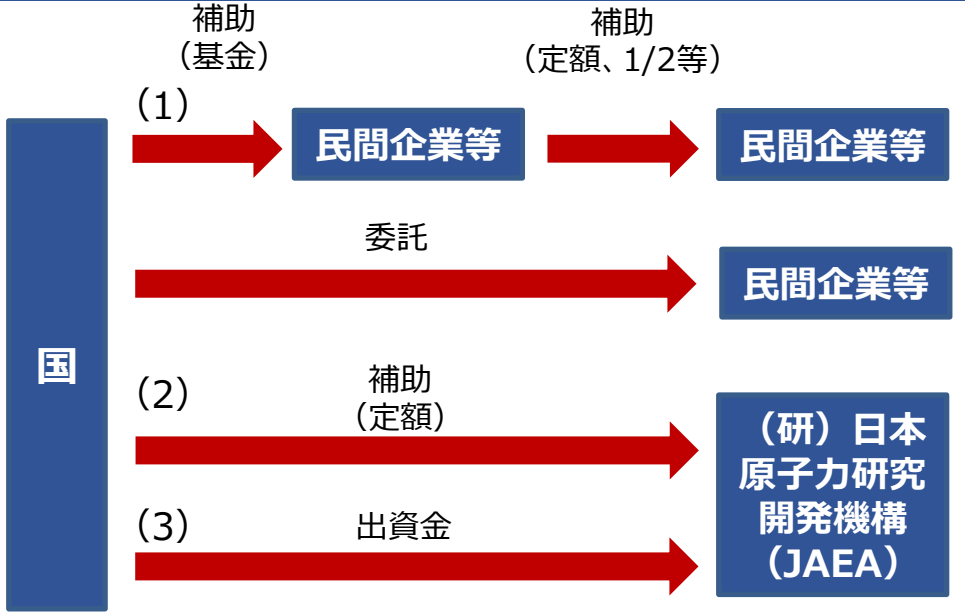

成果目標

廃炉に向けた主要な工程ごとに、技術的課題の解決に向けた「要素技術開発」や「実証」等の段階を着実に進め、長期にわたる福島第一原子力発電所の廃炉の完遂を目指す。

国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業

令和８年度概算要求額 24億円（22億円）

イノベーション・環境局
基準認証政策課

事業目的・概要

事業目的

日本企業の技術・製品・サービス等が公正かつグローバルに通用するためには、市場競争以前の、企業・業界の枠を越えた共通のソフトインフラ整備としての標準化への取組が不可欠であり、これを持続可能なものとし、かつ、加速させることも必須。特に、企業大、業界大の協調が必要となる社会実装・産業基盤整備に関する標準化は、消費者を含む適切な利害関係者を巻き込んで取り組むものであり、国が主導して適切に進め、必要に応じて他国との調整をしながら、国際標準・JISの開発・提案、国内標準化体制の構築を行う。特に、令和8年度は、不確実性が高く産業政策上重要な分野として設定したパイロット5分野（※）における対応を強化する。これらを通じて、国内外のルール形成や公正かつグローバルな市場環境整備を主導し、産業競争力の確保や社会課題の解決に寄与することを目的とする。(※ペロブスカイト太陽電池、量子、水素・アンモニア、バイオものづくり、データ連携基盤の5分野。このうち一般会計では、バイオものづくり及びデータ連携基盤について対応予定。)

事業概要

重要または先進的な製品・サービス等について、公正なルール形成や市場基盤創造を主導するため、以下の取組を行う。

（１）国際標準/JIS開発、提案等：異業種連携、関連技術情報・実証データの収集、他国との共同規格開発等を通じた多様な規格原案の開発・提案、標準の普及を見据えた認証基盤の構築等を実施。

（２）標準化に取り組む体制の整備、強化：重要な分野における国内外標準化動向調査、国際標準化機関等対策活動、標準化人材（標準化戦略、規格開発・普及等人材）の育成、アカデミアとの連携、啓発・情報提供等を実施。

（３）国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業補助金：民間企業が主導し迅速な対応が必要な標準について、その原案開発・普及促進する補助事業を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）及び（２）委託費

（３）補助金

成果目標・事業期間

令和5年度から令和14年度までの10年間の事業であり、短期的には、国際標準化機関に提案した国際標準素案件数について令和8年度までに80件を目指す（令和5年度からの累計）。

最終的には、国際標準化を400件（令和5年度からの累計）実現するとともに、国際標準化機関等における日本のプレゼンスを強化することを目指す。

製造業における外国人材受入れ支援事業

令和８年度概算要求額 1.4億円（2.2億円）

製造産業局総務課
製造産業局生活製品課

事業目的・概要

事業目的

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる特定技能の在留資格に係る制度が令和元年4月から実施されており、工業製品製造業分野の対象範囲が拡大しつつある。

また、令和9年度からは、技能実習制度の後継制度として、人手不足分野で人材育成と人材確保を行うための在留資格として育成就労制度の施行が予定されている。

本事業は、特定技能制度及び育成就労制度のもと、工業製品製造業分野において、技能水準の確保に係る事業等を実施し、我が国の事業者による外国人材の適正な受入れを支援し、両制度の運営を確立することで、製造業の人手不足への対応を目的とする。

事業概要

工業製品製造業分野において、特定技能制度を活用した外国人材の受入れが適正かつ円滑に進むよう以下の事業を行う。

（１）特定技能評価試験の運営

（２）育成就労制度の施行に向けた広報及び運営

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）製造業における外国人材技能水準確保事業

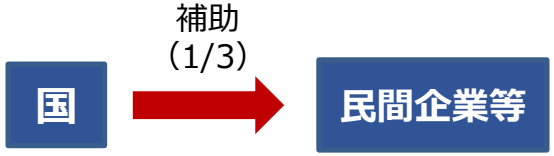

（２）製造業における外国人材制度広報等事業

成果目標・事業期間

令和元年から令和9年までの9年間の事業であり、

短期的には製造業分野特定技能評価試験の受験者数の増加を目指す。

中期的には製造業分野における特定技能外国人材の受入れ見込数上限の80%の受入れ達成を目指す。

長期的には製造業における人手不足数の削減人数5万人の達成（基準年は令和4年度）を目指す。

鉱物資源開発・サプライチェーン安定化推進事業

製造産業局鉱物課

令和8年度概算要求額 68億円（50億円）

事業目的・概要

事業目的

GX・DXの進展に伴う電化への対応と関連国内投資の促進に必要な重要鉱物等を戦略的に確保し、我が国への鉱物資源の安定供給を行うことを目的とする。

事業概要

鉱物資源の安定供給確保のために、以下の取組を行う。

（１）希少金属資源開発推進基盤整備事業

希少金属資源の安定供給確保を行うため、希少金属資源ポテンシャルが期待される地域における資源探査や探査技術の高度化等を実施し、有望な調査結果が得られた場合には、資源開発の権利等を我が国企業に引き継いで商業化に繋げることによって、鉱物資源の供給源の多角化を図り、安定供給確保を実現する。

（２）鉱物資源安定供給確保事業費補助金（希少金属備蓄対策事業）

代替が困難で、供給国の偏りが著しいレアメタル等について、短期的な供給障害等に備えるため、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）が行う備蓄事業に対し、以下の取組を行う。

①備蓄物資購入のための借入金に係る利子の補助

②備蓄運営業務に係る経費の補助

また、民間企業と行う銅案件への出資に必要な政府保証付借入（675億円）による利子支払の経費を補助する。

事業形態、対象者

事業形態　委託事業　（１）
補助事業　（２）
交付金事業　（３）

対象者　民間事業者等　（１）
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
（２）（３）

（３）独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費交付金（金属鉱業一般勘定、投融資等・金属鉱産物備蓄勘定）

JOGMECは、金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給、金属鉱物資源の開発の促進、金属鉱産物の備蓄等を通じて、金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他を通じて、国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的としており、本事業は、これらの目的を達成するために行う業務の運営に必要な経費である。

鉱物資源開発・サプライチェーン安定化推進事業のうち、
（１）希少金属資源開発推進基盤整備事業

製造産業局鉱物課

令和８年度概算要求額 ４.０億円（３.０億円）

事業の内容

事業目的

希少金属資源（レアメタル）は、５G時代の到来やリモートワークの普及等の影響を受けて市場が急速に拡大しているICTやIoT機器などの先端産業、半導体、超硬工具等の高付加価値な部品生産に必要不可欠であり、第７次エネルギー基本計画（令和７年２月）に記載されている「安定供給確保」という目標に向けて、基礎的な資源探査等を実施し、希少金属資源の開発を促進することで供給源の多様化を図り、希少金属資源の安定供給確保を行うことを目的とする。

事業概要

希少金属資源の安定供給確保を行うため、希少金属資源ポテンシャルが期待される地域における資源探査や探査技術の高度化等を実施し、有望な調査結果が得られた場合には、資源開発の権利等を我が国企業に引き継いで商業化に繋げることによって、鉱物資源の供給源の多角化を図り、安定供給確保を実現する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

素材の高付加価値化に不可欠な希少金属資源等

（スマートフォン）

（超硬工具）

成果目標

初期的な鉱物資源探査や探査技術の高度化により、有望な鉱床の早期発見を目指す。

短期的には、令和9年度までに有望な鉱床について本邦企業へ2件の引継を目指す。

最終的には、レアメタルはベースメタル生産の副産物であることが多いため、令和12年度までにベースメタルの自給率80%以上の達成に寄与する。

鉱物資源開発・サプライチェーン安定化推進事業のうち、
(2)鉱物資源安定供給確保事業費補助金（希少金属備蓄対策事業）

令和8年度概算要求額 18億円（6.0億円）

製造産業局鉱物課

事業の内容

事業目的

我が国の産業活動に重要で、代替が困難且つ供給国の偏りが著しいレアメタルの安定供給を確保するため、短期的な供給障害が懸念される鉱種について国家備蓄を行い、緊急時に機動的に日本企業に供給できる体制を構築することを目的とする。

また、車の電動化やGX・DXの進展に伴い需要増加が見込まれ各国で権益確保競争が激化する銅について、早期の新規供給源の確保を含めサプライチェーンの多角化と供給安定化を実現する。

事業概要

代替が困難で、供給国の偏りが著しいレアメタル等について、短期的な供給障害等に備えるため、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）が行う備蓄事業に対し、以下の取組を行う。

（１）備蓄物資購入のための借入金に係る利子の補助
（２）備蓄運営業務に係る経費の補助

また、民間企業と行う銅案件への出資に必要な政府保証付借入（675億円）による利子支払のためのJOGMECの経費を補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

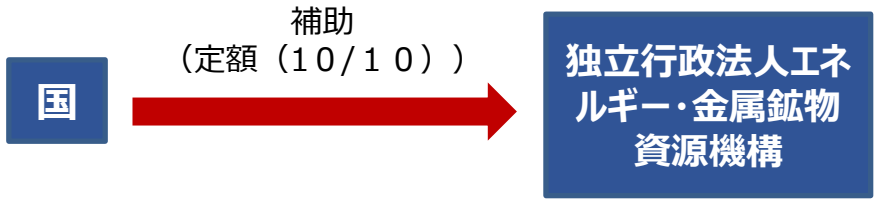

成果目標

短期的な供給障害が懸念されるレアメタル等の国家備蓄を行い、緊急時に機動的に日本企業に供給可能な体制の構築・維持を目指す。

また、日本企業との銅案件への共同出資を実現し、安定的な供給源の多角化を図るとともに、新たな銅の権益として2030年までに2.5万トン/年を確保する。

鉱物資源開発・安定供給確保推進事業のうち、
（３）独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構運営費交付金

令和8年度概算要求額 46億円（41億円）

製造産業局鉱物課

事業の内容

事業目的

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」）が行う業務の運営に必要な人件費・管理費・事業費の経費を交付することによりJOGMECの業務を円滑に行う。

事業概要

JOGMECは、金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給、金属鉱物資源の開発の促進、金属鉱産物の備蓄等を通じて、金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他を通じて、国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的としており、本事業は、これらの目的を達成するために行う業務の運営に必要な経費である。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標

長期的な成果目標として、「2030年に蓄電池150GWhの国内製造基盤を確立」に必要な需要量として、リチウム約10万トン／年、ニッケル約9万トン／年、コバルト約2万トン／年、「2030年時点で国内の永久磁石の供給」に必要な需要量として、レアアース（軽希土類（NdPr）約13,000トン／年、重希土類（DyTb）約1,200トン／年）の確保を2030 年までに目指す。

また、ベースメタルの自給率について、2030年までに80%以上を目指す。

皮革産業振興対策事業

製造産業局生活製品課

令和８年度概算要求額 4.1億円（4.0億円）

事業目的・概要

事業目的

総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日）において、皮革・皮革製品産業の競争力を強化することを目標と掲げている。中小・小規模事業者が大宗を占める国内皮革関連産業において、自ら改革意欲を持って前向きな取組をする事業者を支援することで、国内皮革・皮革製品産業の発展及び競争力強化に寄与することを目的とする。

（１）皮革産業振興対策事業（補助）（3.3億円）

皮革関連団体等が行う、皮革産業の高付加価値化事業、製革業の環境保全対策事業、皮革産業の国際化推進事業への取組を支援する。また、皮革関連産業集積地を抱える地方公共団体が行う、需要開拓事業、技術者研修等事業等への取組を支援する。

（２）皮革産業振興対策事業（委託）（0.8億円）

サステナビリティの取組を推進するための国内外の展示会への出展や有識者による検討会開催等を通じて、日本製皮革関連製品の高付加価値化、皮革関連産業の国際競争力強化及び政策立案に必要な基礎情報を得る。

事業概要

（１）皮革産業振興対策事業（補助）

皮革関連団体等が行う需要開拓、国際化推進、高付加価値化、環境対策等を補助する。

（２）皮革産業振興対策事業費（委託）

国内外の皮革関連産業の実態に関する調査・分析のための委託調査を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）皮革産業振興対策事業（補助）

補助（定額：製革業の環境保全対策事業）
（2/3：皮革関連団体等の取組支援）
（1/2：地方公共団体の取組支援）

（２）皮革産業振興対策事業（委託）

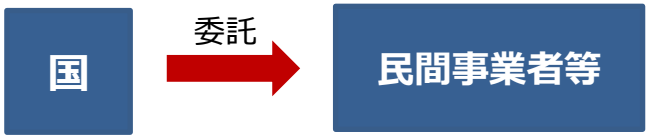

成果目標

（１）皮革産業振興対策事業（補助）

・短期的には補助事業者の平均売上高（国内外）の前年度比５％の増加を目指す。
・長期的には令和14年度までに補助事業者の平均営業利益率の3%向上を目指す。

（２）皮革産業振興対策事業（委託）

・短期的には調査で得られた知見を毎年１件以上政策検討で活用することを目指す。
・長期的には令和11年度までに調査で得られた知見が政策立案・実施で活用された件数が総計３件以上となることを目指す。

皮革産業振興対策事業事業のうち、
（１）皮革産業振興対策事業（補助）
令和８年度概算要求額 3.3億円（3.2億円）

製造産業局生活製品課

事業目的・概要

事業目的

総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日）において、皮革・皮革製品産業の競争力を強化することを目標と掲げている。中小・小規模事業者が大宗を占める国内皮革関連産業において、自ら改革意欲を持って前向きな取組をする事業者を支援することで、国内皮革・皮革製品産業の発展及び競争力強化に寄与することを目的とする。

（１）皮革産業振興対策事業（補助）

皮革関連団体、皮革関連事業者グループが行う需要開拓、国際化推進、高付加価値化、環境対策等の事業、また、皮革関連産業集積地を抱える地方公共団体が実施している需要開拓、技術指導等の事業を支援することにより、中小規模の事業者が大部分を占める国際競争力に乏しい国内皮革産業が国際競争の中で勝ち残るための競争力を強化します。

事業概要

皮革関連団体、皮革産業の高付加価値化事業（異業種との連携、見本市等の出展による需要開拓、製品デザインの高付加価値化、人材育成、製品の認知度向上等）、製革業の環境保全対策事業（環境対応革（日本エコレザー）の実用化促進、国際的な環境認証取得支援等）、皮革関連グループが行う皮革産業の国際化等推進事業（国内外の情報収集・調査、国際産業交流派遣等）などの取組を支援する。また、皮革産業集積地を抱える地方公共団体が行う需要開拓事業（展示会等への出展支援等）、技術者研修等事業（皮革製造技術者向け研修会開催等）などの取組を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（定額：製革業の環境保全対策事業）
（2/3：皮革関連団体、皮革関連グループ等の取組支援）
（1/2：地方公共団体の取組支援）

国 → 民間団体、地方公共団体等

（支援の例）

皮革・皮革製品の高付加価値化　展示会出展 イベント開催　国内外の販路開拓 認知拡大

成果目標

・短期的には補助事業者の平均売上高（国内外）の前年度比５％の増加を目指す。

・長期的には令和14年度までに補助事業者の平均営業利益率の3%向上を目指す。

皮革産業振興対策事業事業のうち、
（２）皮革産業振興対策事業（委託）

製造産業局生活製品課

令和８年度概算要求額 0.8億円（0.8億円）

事業目的・概要

事業目的

総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日）において、皮革・皮革製品産業の競争力を強化することを目標と掲げている。中小・小規模事業者が大宗を占める国内皮革関連産業において、自ら改革意欲を持って前向きな取組をする事業者を支援することで、国内皮革・皮革製品産業の発展及び競争力強化に寄与することを目的とする。

（２）皮革産業振興対策事業費（委託）

国内外の皮革関連産業の実態に関する調査・分析を行い、国内皮革関連産業の競争力及び流通構造等の課題等を把握するとともに、国内外での日本製皮革及び皮革製品の認知度向上並びにサステナビリティ推進を図るための出展・検討会開催等を行うことにより、日本製皮革関連製品の高付加価値化や国際競争力強化等にかかる政策立案に必要な基礎情報を得ます。

事業概要

国内外の展示会への出展や、情報発信、課題分析、有識者による検討会開催等を通じて、日本製皮革関連製品の高付加価値化、我が国皮革産業の国際競争力強化並びにサステナビリティ推進等にかかる政策立案に必要な基礎情報を得る。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

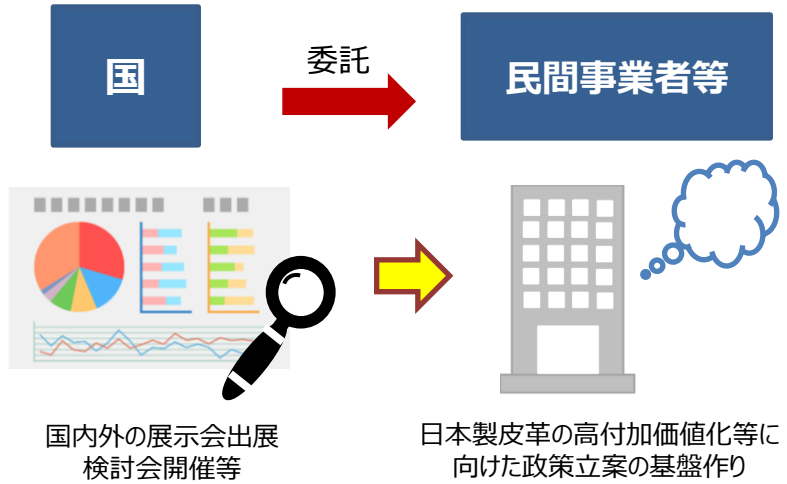

成果目標

・短期的には調査で得られた知見を毎年１件以上政策検討で活用することを目指す。

・長期的には令和11年度までに調査で得られた知見が政策立案・実施で活用された件数が総計３件以上となることを目指す。

CASE対応に向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業

製造産業局自動車課

令和８年度概算要求額 10億円（6.2億円）

事業目的・概要

事業目的

CASEという大きな潮流のもと、政府が「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月）において、2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現する、また、「モビリティDX戦略」（令和６年５月）において、2030年及び2035年におけるSDVの日系シェア3割を目指すといった目標を掲げる中で生じる自動車の構造変化に加え、米国の関税措置等による国内産業・経済への影響を踏まえ、サプライチェーンにおいて自動車製造の根幹である部品の安定供給を確保するため、自動車産業の屋台骨を支える自動車部品サプライヤーの中堅・中小企業がこうした変化に対応できるよう、その事業転換等を支援するもの。

事業概要

⑴自動車産業集積地域をはじめ全国に支援拠点を設置し、

①中堅・中小の自動車部品サプライヤー等に対する自動車の電動化・デジタル化等の潮流やその対応に関する理解醸成・啓発を促すための実地研修・セミナーを開催する。

②事業転換や技術の高度化等に必要な戦略策定、技術開発、人材育成、設備投資等に関する課題の分析・相談対応を行う。

③経営課題に対応した適切な専門家を派遣し、課題解決に向けた適切な助言を実施する。

⑵支援拠点や関連業界団体等と連携し、こうした取組による事業転換等のベストプラクティスの周知や、革新的な取組を実施する部品サプライヤーや新規参入者が参加するピッチイベント等の開催を通じて広く普及啓発を図ることで、自動車部品業界における電動化・デジタル化等への対応の加速化や自動車部品業界への新規参入の促進の機運を醸成する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

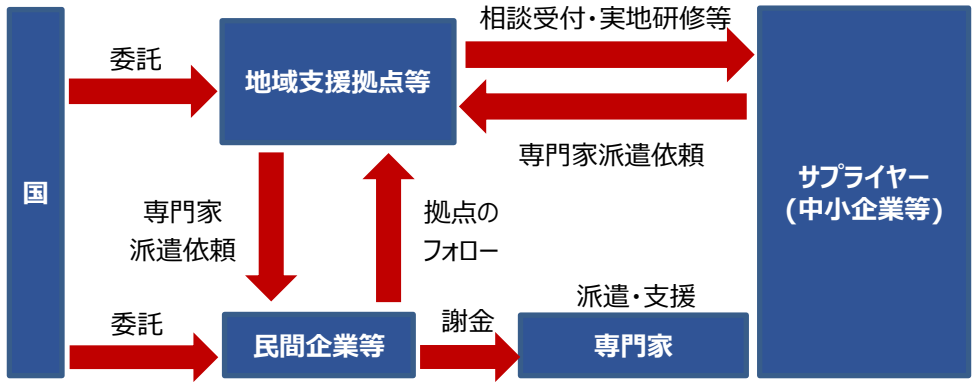

成果目標・事業期間

令和4年度から令和8年度までの事業であり、以下を目標とする。

短期：1,200社/年に対する実地研修・セミナー、専門家派遣の実施。

中期：令和8年度までに電動化やデジタル化等に係る新事業戦略の策定やアクションプランを構築し、実行準備のステージに進むことができた中堅・中小企業の割合を20%以上とする。

最終：令和13年度までに電動化やデジタル化等に係る新事業の立ち上げ等のステージに進むことができた中堅・中小企業の割合を20%以上とする。

SDVの安定供給に向けたデータ連携基盤整備事業

製造産業局自動車課

令和８年度概算要求額 3.0億円（新規）

事業目的・概要

事業目的

昨今の製造業を取り巻く環境変化として、自然災害、各国規制動向など、事前の予測が困難な事象や地政学リスクの高まりが発生しており、産業基盤の維持拡大のためにも、サプライチェーンの強靭化が喫緊の課題となっている。

さらに、自動車産業では、DXが競争軸となり、ソフトウェアのアップデートによって車両機能の高度化が図られるSDV化が進展し、SDVが急速に普及拡大する見込み。

こうした中、地政学リスクや災害に対応する強靭なサプライチェーン構築し、自動車の供給安定性を確保することで、グローバル市場での競争力を維持・強化することを目指す。特に、今後の競争の核となるSDVにおける重要部品を中心に検討を行う。

事業概要

2020年12月以降の世界的な半導体不足により、自動車サプライチェーンへの影響が懸念され、車載用半導体の安定調達に向けた対策の必要性が高まったことなども踏まえ、我が国としても、半導体を含む自動車サプライチェーン上の重要部品の把握、災害対策等に必要な情報の整理、デジタルツールの整備を包括的に進める。

加えて、ユーザーにとって利便性の高い環境の実現を図り、拡張可能性を持たせることで、次年度以降、様々な用途での利活用を促進する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

令和8年度事業として、企業間のトレーサビリティを確保し、有事のサプライチェーン情報の共有実現に向け、業務要件／ビジネスアーキテクチャ／システムアーキテクチャ等の検証とプロトタイプを用いた実証を行い、実装につなげるとともに拡張可能性を持たせる。以て、自動車サプライチェーンのレジリエンス強化と、それによるSDVの安定供給を通じた業界全体の競争力を高めていくことを目標とする。

デジタル基盤整備事業

令和８年度概算要求額 87億円（82億円）

（１）商務情報政策局総務課
情報経済課
サイバーセキュリティ課
情報産業課
（２）情報技術利用促進課

事業目的・概要

事業目的

全ての産業を根幹として支え、地方創生や少子高齢化などの社会課題の解決にも不可欠なデジタル基盤を整備していくことが必要。本事業では、（独）情報処理推進機構（以下「IPA」）を通じて、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上等を推進する。

企業DXの推進における最大の課題がデジタル人材の不足となっている。政府全体として、2026年度までにデジタル人材を230万人育成する目標を掲げているが、こうした中で、スキルベースでの継続的な学びの指標となるスキル標準や、同標準に基づくコンテンツの整備、実践的なDX人材育成に向けたプログラムの実施等を引き続き実施することが重要。加えて、更なる継続的な学びを推進するため、個人のスキル情報の蓄積・可視化し、証明することを可能とする情報基盤の整備や、同情報基盤に掲載するデジタル人材育成コンテンツの作成等を進める。

事業概要

（１）独立行政法人情報処理推進機構運営費交付金

IPAが業務を実施するにあたって必要となる運営費を交付し、デジタル社会の実現に向け、IPAにおいて、以下の取組を推進する。

① Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進モビリティや企業間取引、スマートビルを中心にアーキテクチャ設計から社会実装・普及までを推進等

② サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保、サイバー攻撃に関する情報収集・情報共有の他、情報セキュリティ対策の強化等

（２）地域デジタル人材育成・確保推進事業

①IPAにおいて、デジタル人材に必要なスキル等を示した「デジタルスキル標準」の、更なる生成AI利活用等の観点を含めた改訂や、同標準に紐付けた民間の良質な教育コンテンツ（現在700講座以上）を掲載するポータルサイト「マナビDX」（1層）の運営を行う。加えて、個々人の保有スキルやスキルアップ状況などの蓄積や取得スキルのデジタル証明を可能とする情報基盤の構築を実施。また、デジタル人材育成コンテンツの作成等を行う。（独法交付金）

②AIの活用も含めた実践的な即戦力DX人材育成に向けて、オンラインでのケーススタディ教育プログラム（２層）や実際の中小企業における課題解決を実践する地域企業協働プログラム（３層）を実施。（補助・委託）

事業形態、対象者

（１）独立行政法人情報処理推進機構運営費交付金

（２）地域デジタル人材育成・確保推進事業

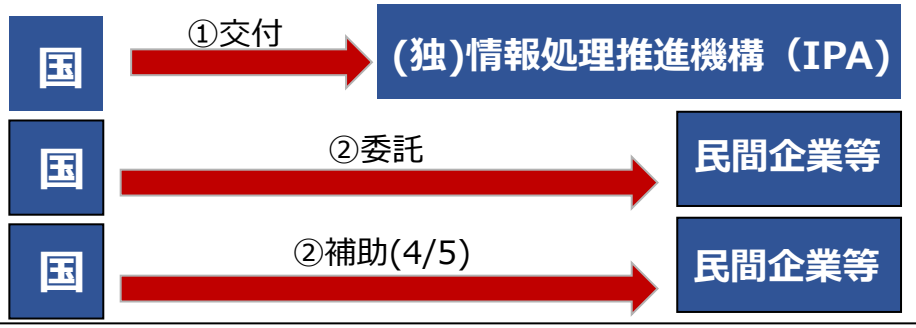

事業形態、対象者

（１）第五期中期目標期間（令和５年度から９年度）で以下を目指す。

- Society5.0の実現に向けた、５以上の領域におけるアーキテクチャ設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの開始
- 国の安全保障の確保への貢献 等

（２）プログラム修了後に修了生が企業DXに貢献すること（令和７年度実績で70%まで増やすことが目標）や民間教育コンテンツの利用促進等によって、日本企業全体でDXに取り組む割合を令和8年度実績で80%とすることを目指す。

デジタル基盤整備事業のうち、
（１）独立行政法人情報処理推進機構運営費交付金事業

商務情報政策局総務課

令和８年度概算要求額 79億円（73億円）

事業目的・概要

事業目的

全ての産業を根幹として支え、地方創生や少子高齢化などの社会課題の解決にも不可欠なデジタル基盤を整備していくことが必要。本事業では、（独）情報処理推進機構（以下「IPA」）を通じて、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上等を推進する。

事業概要

（１）独立行政法人情報処理推進機構運営費交付金

IPAが業務を実施するにあたって必要となる運営費を交付し、デジタル社会の実現に向け、IPAにおいて、以下の取組を推進する。

① Society5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進モビリティや企業間取引、スマートビルを中心にアーキテクチャ設計から社会実装・普及までを推進等

② サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保、サイバー攻撃に関する情報収集・情報共有の他、情報セキュリティ対策の強化等

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

（１）第五期中期目標期間（令和５年度から９年度）で以下を目指す。

- Society5.0の実現に向けた、５以上の領域におけるアーキテクチャ設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの開始
- 国の安全保障の確保への貢献 等

デジタル基盤整備事業のうち、
（２）地域デジタル人材育成・確保推進事業

商務情報政策局情報技術利用促進課

令和８年度概算要求額 8.６億円（８.６億円）

事業目的・概要

事業目的

企業DXの推進における最大の課題がデジタル人材の不足となっている。政府全体として、2026年度までにデジタル人材を230万人育成する目標を掲げているが、こうした中で、スキルベースでの継続的な学びの指標となるスキル標準や、同標準に基づくコンテンツの整備、実践的なDX人材育成に向けたプログラムの実施等を引き続き実施することが重要。加えて、更なる継続的な学びを推進するため、個人のスキル情報の蓄積・可視化し、証明することを可能とする情報基盤の整備や、同情報基盤に掲載するデジタル人材育成コンテンツの作成等を進める。

事業概要

①独立行政法人情報処理推進機構（IPA）において、デジタル人材に必要なスキル等を示した「デジタルスキル標準」の、更なる生成AI利活用等の観点を含めた改訂や、同標準に紐付けた民間の良質な教育コンテンツ（現在700講座以上）を掲載するポータルサイト「マナビDX」（1層）の運営を行う。加えて、個々人の保有スキルやスキルアップ状況などの蓄積や取得スキルのデジタル証明を可能とする情報基盤の構築を実施。また、デジタル人材育成コンテンツの作成等を行う。（独法交付金）

②AIの活用も含めた実践的な即戦力DX人材育成に向けて、オンラインでのケーススタディ教育プログラム（２層）や実際の中小企業における課題解決を実践する地域企業協働プログラム（３層）を実施。（補助・委託）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

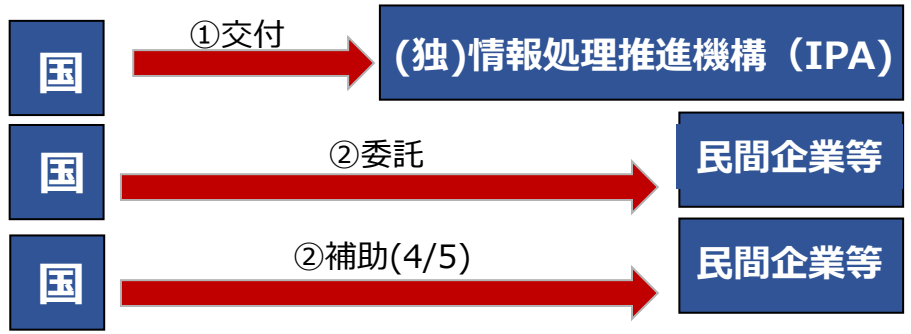

成果目標・事業期間

プログラム修了後に修了生が企業DXに貢献すること（令和７年度実績で70%まで増やすことが目標）や民間教育コンテンツの利用促進等によって、日本企業全体でDXに取り組む割合を令和8年度実績で80%とすることを目指す。

産業関係調査等事業

令和８年度概算要求額 13億円（6.5億円）

（１）商務情報政策局総務課
（２）商務・サービスグループ参事官室
（３）製造産業局総務課

事業目的・概要

事業目的

我が国の産業競争力の強化や社会課題の解決に資する調査事業等を実施する。具体的には、デジタル社会や新しい健康社会の実現に向けた調査、サービス業・製造業の競争力強化等に関連する調査等を実施し、政策の企画立案に活用することを目的とする。

事業概要

（１）デジタル関連分野

ＡＩ・５Ｇ等の最新の技術動向に関する動向や、半導体をはじめとする電子デバイス等に係る動向、電子商取引及び情報財取引についてのあるべきルール等に関する調査研究等を実施する。

（２）商取引・サービス関連分野

商流・物流・金流の改革、サービス業・健康医療分野等の市場化・産業化、消費の活性化・新たな需要喚起に係る調査研究等を実施する。

（３）製造産業分野

自動車、宇宙、ドローン、航空機、素材等の成長分野における業界特異的な課題に対して定量的・定性的な分析を実施する。また、「ものづくり基盤技術振興基本法」に基づく年次報告書の作成等を目的として、製造業全体の現状や課題等を調査する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）～（３）

成果目標・事業期間

（１）年間6件程度の調査を、政策の企画立案に活用する。
（２）年間45件程度の調査を、政策の企画立案に活用する。
（３）年間20件程度の調査を、政策の企画立案に活用するとともに、「ものづくり基盤技術振興基本法」に基づくものづくり白書の作成及び公表等を目指す。

ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業

令和８年度概算要求額 23億円（22億円）

商務情報政策局情報経済課
イノベーション・環境局ＧＸグループ資源循環経済課

事業目的・概要

事業目的

デジタルによる新たな価値創造を促進し、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー、経済安全保障、トレーサビリティ確保等の社会課題の解決とイノベーションを両立するため、データ連携システムの安全性や信頼性等の担保に留意しつつ、産学官が連携して、企業や業界、国境を横断したデータ連携の実現を目指す「ウラノス・エコシステム」を推進する。

事業概要

ウラノス・エコシステムを推進するための取組として、下記の施策を実施する。

（１）データ連携システムの構築に向けた研究開発・実証等

産業界からのニーズが特に高いユースケースを対象としたデータ連携システムの開発・実証や、海外プラットフォームとの相互接続等のユースケース共通機能の開発や有効性検証等を行う。

（２）アーキテクチャの設計や認定制度の運営等

ユースケース拡大に必要となる社会システム・産業構造の見取り図（アーキテクチャ）の設計や、データ連携システムの安全性・信頼性等を担保する公益デジタルプラットフォーム運営事業者認定制度の運営等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）データ連携システムの構築に向けた研究開発・実証等

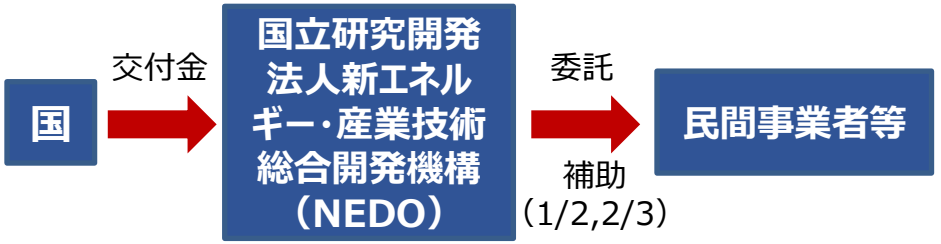

（２）アーキテクチャの設計や認定制度の運営等

成果目標・事業期間

令和７年度から令和９年度までの３年間の事業であり、短期的には、システム構築の際に参照すべき標準的な技術仕様や、ユースケース等を考慮したアーキテクチャを策定し、ガイドラインとしての公表を目指す。長期的には、当該アーキテクチャに準拠したデータ連携システムを構築し、社会実装を目指す。

デジタル取引環境整備事業

令和８年度概算要求額 5.0億円（5.0億円）

商務情報政策局情報経済課
デジタル取引環境整備室

事業の内容

事業目的

近年、デジタルプラットフォーム（以下「DPF」という。）が利用者の市場アクセスを飛躍的に向上させ、重要な役割を果たすようになっている。一方で、一部の市場では、規約の変更や取引拒絶の理由が示されないなど取引の透明性が低いことや、取引先事業者の合理的な要請に対応する手続・体制が不十分であることといった懸念が指摘されている。

こうした状況に対応するため、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和2年法律第38号。以下「透明化法」という。）」が令和３年２月に施行されたところ、本事業は、同法の運用を実効的なものとすることを目的とする。

事業概要

透明化法の実効的な運用のため、（１）取引相談窓口の設置・運用、（２）DPF市場や取引環境についての継続的な動向把握のための調査等の取組　を行う。

（１）取引相談窓口の設置・運用

規律の対象となる特定DPFの利用事業者（中小企業、ベンチャー等）からの取引上の課題に関する相談を受け付け、解決を支援するとともに、共通的な課題等を汲み上げるための窓口を設置する。

（２）DPF市場や取引環境についての継続的な動向把握

変化の激しいデジタル市場の動向に対応し、DPFの透明性及び公正性についての毎年度の法定評価を実施するなど適切な法の運用を行うため、国内外の市場動向や利用事業者とDPFとの間の取引上の課題等を把握するための調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

取引相談窓口の設置及び運用業務や、継続的な市場動向把握のための調査業務を、それぞれ専門性を有する民間事業者等に委託する。

成果目標

透明化法の適切な執行により、プラットフォームの利用にあたって、取引先事業者が抱える公平性・透明性に係る課題を低減するための取組みを継続することで、「現在抱える課題がない」と考える取引先事業者の割合を100%に近づけることを目指す。

産業サイバーセキュリティ対策の強化に向けた環境整備事業

商務情報政策局
サイバーセキュリティ課

令和８年度概算要求額 60億円（54億円）

事業目的・概要

事業目的

本事業は、サイバー攻撃被害に対する対処支援や中小企業等によるサイバーセキュリティ対策の促進、サイバーセキュリティ人材の育成等を通じて、産業界のサイバーセキュリティ対策を強化することを目的とする。

事業概要

(1)サイバーセキュリティ経済基盤構築事業

①サイバー攻撃への国際調整窓口を通じた対応支援を実施。

②高度標的型サイバー攻撃を受けた組織に対して初動対応支援を実施。攻撃者の意図把握に資するサイバー情勢に関する研究機能を強化。

(2)サプライチェーン・中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業

セキュリティ普及啓発やサイバーセキュリティ人材の確保等を通じて中小企業によるセキュリティ対策強化を支援。

(3)産業サイバーセキュリティ強靭化事業

①重要インフラ等における高度なサイバーセキュリティ人材の育成やサイバーインシデント事故調査に係る体制整備等を実施。

②セキュアなソフトウェアや暗号技術の市場流通促進に向けた実証事業等を実施。検討中の制度の詳細設計を行う。

③IoTセキュリティ適合性評価制度（JC-STAR）や企業のセキュリティ対策水準を評価・可視化する制度の整備・運営等。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

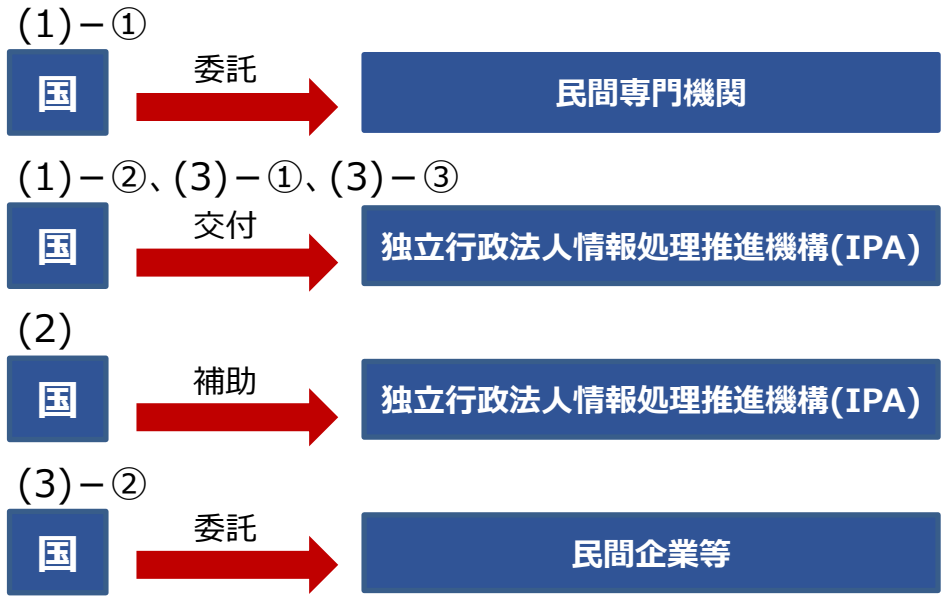

成果目標・事業期間

(1)サイバー攻撃によって、官邸危機管理センターに官邸連絡室が設置される件数を0件にする。

(2)SECURITY ACTION制度において、自己宣言をした事業者数47万者を目指す。

(3)第５期中核人材育成プログラム以降の修了者の活動数を令和９年度までに1,000件以上とする。　等

産業サイバーセキュリティ対策の強化に向けた環境整備事業のうち、
（１）サイバーセキュリティ経済基盤構築事業

商務情報政策局
サイバーセキュリティ課

令和８年度概算要求額 27億円（22億円）

事業目的・概要

事業目的

本事業は、企業等の経済活動におけるサイバーセキュリティ確保に向けた取組を実施し、深刻化が進むサイバー攻撃が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないように備えるとともに、企業における深刻な事業リスクであるサイバー攻撃等の事象への対応能力向上等を目的とする。

事業概要

(1)サイバー攻撃への国際調整窓口を通じた対応支援等

日々高度化が進み、国境を越えて行われるサイバー攻撃に対処するため、先進国を始めとして100か国以上の国に設置されているサイバー攻撃対応連絡調整窓口（窓口CSIRT ※1）の間で情報共有を行うとともに、共同対処等を行う。

※1 Computer Security Incident Response Teamの略。

(2)高度標的型サイバー攻撃に対する初動対応支援等

個々の能力では対処が困難な深刻なサイバー攻撃を受けた組織に対し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のサイバーレスキュー隊（J-CRAT※2）により、被害状況を把握し、再発防止に向けた対処方針を立てる等の初動対応支援を行う。また、攻撃者の意図把握に資するサイバー情勢に関する研究機能を強化する。

※2 Cyber Rescue and Advice Team against target attacked of Japanの略。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)サイバー攻撃への国際調整窓口を通じた対応支援等

(2)高度標的型サイバー攻撃に対する初動対応支援等

成果目標・事業期間

(1)短期的には、令和７年度までに年間のインシデント報告件数を43,000件以下に抑えることを目指す。長期的には、令和12年度までに年間のインシデント報告件数を28,000件以下に抑えることを目指す。

(2)サイバー攻撃によって、官邸危機管理センターに官邸連絡室が設置される件数を0件にする。

産業サイバーセキュリティ対策の強化に向けた環境整備事業のうち、
（２）サプライチェーン・中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業

商務情報政策局
サイバーセキュリティ課

令和８年度概算要求額 2.5億円（3.2億円）

事業目的・概要

事業目的

近年、サプライチェーン全体の中で対策が相対的に遅れている中小企業を対象とするサイバー攻撃により、中小企業自身及びその取引先である大企業等への被害が顕在化している。

本事業では、サプライチェーン全体での対策を促進するため、産業界の取組と連携し、中小企業の効果的なサイバーセキュリティ対策に向けた環境整備等を実施し、中小企業のサイバーセキュリティ対策の強化及びサプライチェーン全体のセキュリティ確保を図る。

事業概要

中小企業のサイバーセキュリティ対策を強化するため、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）において、以下の取組を行う。

(1)中小企業にとって身近なサイバー事案を収集し、中小企業の経営者が自分事に感じるような机上演習コンテンツを作成し、全国の中小企業の自発的な対策実施のための環境整備を実施。

(2)サイバーセキュリティの普及・啓発活動が進んでいない地域での活動活性化を図るため、地域の支援機関、企業等と連携して、サイバーセキュリティセミナー・机上演習・展示会などの複合イベントを開催。

(3)より高度なセキュリティ対策を求められる企業への支援強化のため情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）とのマッチング環境の整備を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

・令和12年度までにSECURITY ACTION制度において、自己宣言をした事業者数47万者を目指す。

産業サイバーセキュリティ対策の強化に向けた環境整備事業のうち、
（３）産業サイバーセキュリティ強靭化事業

商務情報政策局
サイバーセキュリティ課

令和８年度概算要求額 30億円（28億円）

事業目的・概要

事業目的

サイバー空間とフィジカル空間の融合が進む中、サイバー攻撃の高度化・巧妙化に伴い、サイバー空間でのデータ流出リスクの拡大や、サイバー攻撃起点の増加、フィジカル空間への影響の拡大といったリスクの増大が見られる。

本事業では、サイバーセキュリティ対策の中核を担う人材の育成や、セキュア・バイ・デザインを推進する制度の整備・運用等を通じて、産業界のサイバーセキュリティ強靭化を目指す。

事業概要

(1)高度サイバーセキュリティ人材の育成

重要インフラ等における高度なサイバーセキュリティ人材の育成やサイバーインシデント事故調査に係る体制整備等を実施。

(2)ソフトウェアセキュリティに係る海外及び国際基準への国内事業者対応支援

セキュアなソフトウェアや暗号技術の市場流通促進に向けた実証事業等を実施。検討中の制度の詳細設計を行う。

(3)制度運用・高度基準整備

IoTセキュリティ適合性評価制度（JC-STAR）や企業のセキュリティ対策水準を評価・可視化する制度の整備・運営等を実施。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)高度サイバーセキュリティ人材の育成
(3)制度運用・高度基準整備

国 → 交付 → 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)

(2)ソフトウェアセキュリティに係る海外及び国際基準への国内事業者対応支援

国 → 委託 → 民間企業等

成果目標・事業期間

・第５期中核人材育成プログラム以降の修了者の活動数を令和９年度までに1,000件以上とする。

・企業等のセキュリティ対策を評価する制度（自己適合宣言を含む）を策定し、評価制度を活用する企業について、令和７年度までに100社以上、令和９年度までに250社以上、令和12年度までにを500社以上を目指す。

データセンター地方拠点整備事業

令和８年度概算要求額 1.0億円（新規）

商務情報政策局
情報産業課AI産業戦略室

事業目的・概要

事業目的

データセンターは、様々な社会課題解決に資する新たなデジタルサービスの提供を支えるとともに、企業などの営業秘密や個人情報が集積され、安全保障の観点からも重要なデジタルインフラである。こうした状況下、国内データセンターの８割は東京圏及び大阪圏に集中しており、データセンターのレジリエンス強化や電力負荷の偏在といった課題が存在する。そのため、データセンター新規拠点の地方設置の際に課題となる電力通信インフラ等の整備を実施する事業者等の費用を補助することによって、東京・大阪を補完・代替する中核拠点の整備を目的とする。

事業概要

複数のDCが集積する中核DC拠点の設置にあたって必要な電力供給や通信回線の引込等を行うためのインフラ（共同溝等）の整備費用や、当該用地における土地造成のための費用等の一部を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

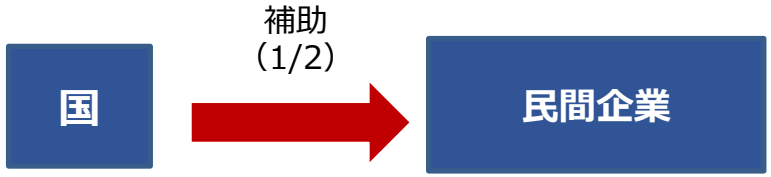

＜共同溝イメージ＞＜中核DC拠点イメージ＞

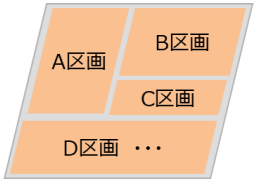

成果目標・事業期間

令和５年度から令和9年度までの5年間の事業であり、短期的には東京圏以外において２～３件程度のDC拠点の新規整備を目指す。

長期的には地域を分散して10数カ所のデータセンターの整備を目指す。

政府情報システムのためのセキュリティ評価事業

令和８年度概算要求額 2.8億円（2.8億円）

商務情報政策局
情報産業課AI産業戦略室

事業目的・概要

事業目的

政府調達におけるクラウド利用の拡大に向けて、セキュリティを確保する観点から、クラウドサービスをはじめとする政府情報システムの安全性評価を行い、基準を満たすサービスを登録する制度を実施することで、安全・安心にクラウドサービスを採用・継続的に利用する環境を整備し、クラウド・バイ・デフォルト 原則の実現を目的とする。

事業概要

クラウドサービスに対して要求すべき情報セキュリティ管理・運用の基準（ISMAP管理基準）に基づき、セキュリティ対策を実施していることが確認されたクラウドサービスを、「ISMAP等クラウドサービスリスト」に登録し、各政府機関等がクラウドサービスを調達する際には、原則として、「ISMAP等クラウドサービスリスト」に掲載されたサービスから調達を行う。

具体的には、

（１） 管理基準等の基準を策定・更新するとともに、クラウドサービス及び監査機関について、以下のように、登録基準を満たしているか審査を実施する。

・基準策定・改善：クラウドサービス事業者が登録申請を行う上で実施すべきセキュリティ対策基準や、監査機関を登録する際の基準等を策定・改善する。

・監査機関の選定：クラウドサービスの監査を行う監査機関を審査・登録し、監督する。

・サービスの登録：クラウドサービス事業者による申請を受けて、登録基準に基づいて登録簿への登録可否を審査する。

（２） 制度の運用に必要となるシステムの管理や、関連する海外動向の調査を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）サービス登録・更新の審査等に係る事務対応

サービスの登録・更新の審査業務等を情報処理推進機構にて実施。

（２）関連システムの運用・調査等

登録済サービスの公開や問い合わせ窓口等の機能を持つサイト運用や、海外を中心とした類似制度等の調査については、専門性を有する民間事業者等に委託。

成果目標・事業期間

令和3年度からの継続事業であり、最終的にはクラウド・バイ・デフォルト原則に基づく、デジタルガバメントの実現に貢献するとともに、我が国のクラウドサービス活用の基盤となることを目指す。

短期的には、令和７年度までに、政府機関等に調達された登録クラウドサービス数を1,050件にすることを目指す。

小売・流通業、サービス業等の持続的発展を支える基盤整備事業

令和８年度概算要求額 8.4億円（5.4億円）

（１）（２）商務・サービスグループ流通政策課、物流企画室
（３）商務・サービスグループサービス政策課教育産業室

事業目的・概要

事業目的

我が国が深刻な人手不足に直面する中、国民の生活を支える社会インフラとしての機能も有する小売・流通業、サービス業等を維持するためには、省人化・省力化による生産性向上や、持続的に産業を支える先行的な人材投資等、人手不足解消に向けた取組が急務。このため、（１）流通・物流における省力化・生産性向上の推進事業、（２）免税制度リファンド方式への戦略的移行に係る広報事業、（３）価値創造型人材の育成に向けた多様な学びを充実させるため、産業界と教育現場の連携を促進することを目的とした委託・補助事業を行う。

事業概要

（１）流通・物流における省力化・生産性向上の推進事業
人口減少・人手不足に直面する中、流通・物流を維持するために、生産性向上や幅広い企業・業種間の協調を図るべく、ルール整備や実証事業等を行う。

（２）免税制度リファンド方式への戦略的移行に関する広報事業
外国人旅行者向け消費税免税制度のリファンド方式への着実な移行と、移行を契機とした免税店増加に向けた広報を行う。

（３）学びと社会の在り方改革推進事業
①産業界と教育現場の連携を推進するコーディネーター人材の育成及び産業界から教育現場へ教育資源を継続的に提供する手法等の調査等を行う。（委託）

②産業界と教育現場が連携しこどもたちの多様な学びの選択肢を拡大する取組の後押しを行う。（補助）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）～（３）委託

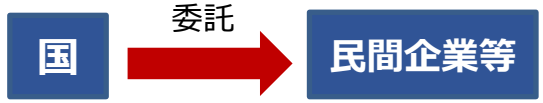

（３）補助

成果目標・事業期間

（１）商流：2030年度までに、商品情報プラットフォームを用いることで業務効率化が実現したと回答する企業の割合が20%を上回ることを目指す。

物流：2030年度までに、荷主事業者が物流業務の改善を進めることによる営業用トラックの積載効率44%を目指す。

（２）リファンド方式に対応する免税店割合を10割にする。

（３）①2030年度までに、企業から自治体への教育分野に係る資金調達額が、2025年度と比較して２倍になることを目指す。

（３）②2030年度までに、産業界と連携して探究活動等を実施する学校の割合が、2025年度と比較して50%上昇することを目指す。

伝統的工芸品支援事業

令和８年度概算要求額 11億円（11億円）

商務・サービスグループ
文化創造産業課
伝統的工芸品産業室

事業目的・概要

事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援、また個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国規模の事業への支援を通じ、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

事業概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」）に基づき、以下の取組を行う。

（１）伝統的工芸品産業支援補助金

伝産法第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定による各種事業計画に基づき実施する取組を支援する。

（２）伝統的工芸品産業振興補助金

伝産法第23条に基づき設立された一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会（以下「伝産協会」）が実施する産地横断的な事業の経費の一部を、同法第26条に基づき補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）伝統的工芸品産業支援補助金

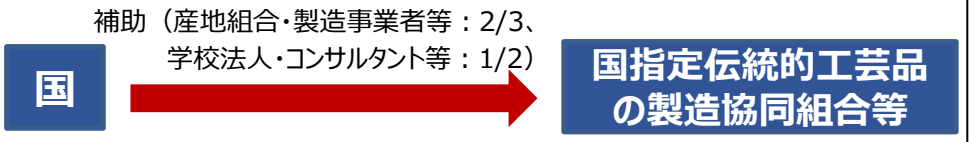

（２）伝統的工芸品産業振興補助金

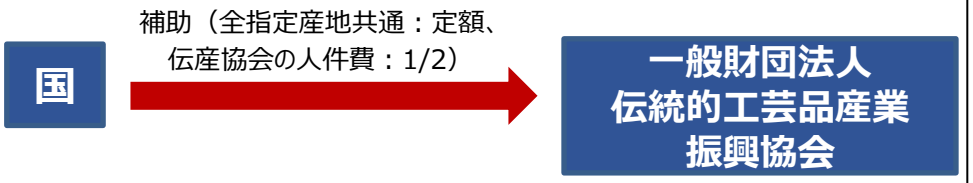

成果目標・事業期間

各協同組合等が、補助金を活用して振興計画等を実現することを目指す。

併せて伝産協会が実施する普及推進事業を通して、国民への伝統的工芸品産業の認知度向上を図る。

長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。

コンテンツ海外展開促進事業

令和８年度概算要求額 12億円（7.1億円）

商務・サービスグループ
文化創造産業課

事業目的・概要

事業目的

我が国のエンタメ・コンテンツ産業は輸出が拡大する戦略分野であり、日本発コンテンツの海外市場規模が半導体の輸出額を超えるなど、外貨獲得や我が国の国際プレゼンスを上げる基幹産業に位置づけ、官民連携での投資を継続・強化していく必要がある。政府として、2033年までに海外売上を5.8兆円から20兆円に実現することを目標として掲げた。

本事業では、政府目標の達成に向け、国際的な枠組み等に基づく正規版流通の促進、海賊版対策対策の推進を目的とする。

事業概要

日本のエンタメ・コンテンツ産業の海外展開を促進するため、コンテンツの流通・発信強化を実現する基盤整備として以下の取組を実施する。

※文化庁と連携

（１）国際的な枠組み等に基づく正規版流通の促進

日本発コンテンツの発信・開発強化の促進、国際的な協業体制等の構築を行う。

（２）海賊版対策の推進

海賊版サイトの特定や国際機関等との連携等を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

令和15年度までに日本発コンテンツの海外市場規模が20兆円になることを目指すことに貢献する。

ヘルスケア産業競争力強化事業

令和8年度概算要求額 13億円（7.0億円）

（１）商務サービスグループ
ヘルスケア産業課
（２）商務サービスグループ
ヘルスケア産業課

事業目的・概要

事業目的

社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備を行う。また、ヘルスケアのアウトバウンド及びインバウンドを促進することで、新興国等における課題解決に貢献するとともに、海外の伸びゆくヘルスケア市場を取り込む。以上を通じて、国内外において我が国のヘルスケア産業を振興する。

事業形態、対象者

事業形態　補助事業（２）
委託事業（１）（２）

対象者　民間事業者等（事業内容別資料を参照）

事業概要

（１）ヘルスケア産業基盤高度化推進事業

①健康経営を通じた、予防・健康づくりへの関心向上と健康への投資促進、②高齢者・介護関連サービスの振興、③スタートアップのイノベーションの創出と社会実装、④デジタルヘルスケアサービスの事業環境整備、及び市場拡大に向けたビジネスモデル構築等を実施することで、健康投資及びヘルスケアサービスの社会実装を促進する。

（２）ヘルスケア産業国際展開推進事業

アウトバウンドの促進に向けて、新興国・途上国におけるヘルスケア事業の展開や市場創出等に向けた実証調査の支援や、現地のヘルスケア関係者や政府関係者とのネットワークの構築・深化を行う。また、インバウンドの促進に向けて、海外における日本への医療渡航等に関する調査やプロモーションに取り組むとともに、日本の医療ブランドを発信するプラットフォームを構築し、日本型医療インバウンドモデル確立に向けて、医療機関等への支援や海外医療機関との連携を進める。これらを通じて、日本の優れたヘルスケアに関する製品・サービスおよび関連技術の国際展開を推進し、我が国のヘルスケア産業の競争力強化を図る。

ヘルスケア産業競争力強化事業のうち、
（1）ヘルスケア産業基盤高度化推進事業

令和8年度概算要求額 7.0億円（4.0億円）

商務・サービスグループヘルスケア産業課

事業の内容

事業目的

社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備を行う。

事業概要

①予防・健康づくりへの投資を促進するため、健康経営のより効果的な取組の評価・分析や情報開示の推進、若年層等への更なる普及拡大、国際的な需要喚起等に取り組む。

②個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、医療・介護等の領域において、サービス利用者自身の健康等情報であるPersonal Health Record（以下「PHR」）を利活用したユースケースの創出を推進する。また、これらのサービスの利活用に加えて、生成AI等の新たな技術をヘルスケアサービスに利活用するための、環境整備に取り組む。

③多様化する介護需要への対応として、「産福共創」モデルの社会実装を通じた高齢者・介護関連サービス産業の振興に取り組むとともに、働く家族介護者の仕事と介護の両立支援、介護に関する社会機運醸成に関する取組を推進する。

④ヘルスケアスタートアップの成長と国内外での事業展開を後押しするため、地域の医療機関・介護施設等のフィールドとのマッチングやエビデンス構築、実証体制確立等を支援する「社会実装推進拠点」の整備を強化するとともに、海外展開や薬事対応等ヘルスケア分野の特色を踏まえたアドバイスが可能な専門家による伴走支援を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

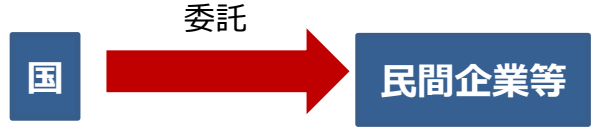

➢ **介護領域におけるPHRの活用**

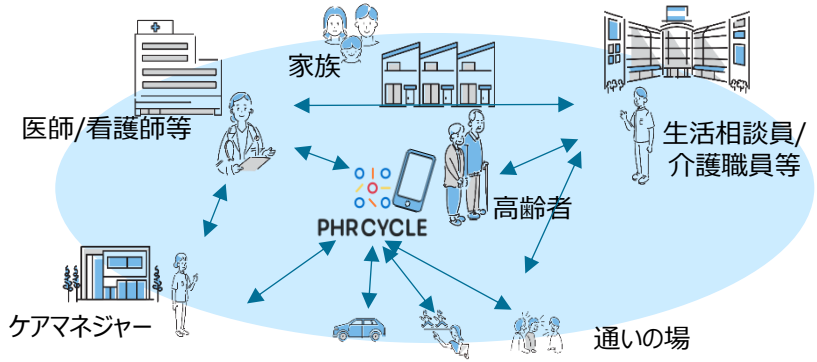

➢ **「産福共創」モデルの社会実装**

成果目標

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、最終的には、国内ヘルスケア産業の成長による国際的な競争優位性の確保を目指す。

ヘルスケア産業競争力強化事業のうち、
（2）ヘルスケア産業国際展開推進事業

商務・サービスグループヘルスケア産業課

令和8年度概算要求額 5.5億円（3.0億円）

事業の内容

事業目的

アジア・アフリカ等の新興国・途上国を中心とした海外へのヘルスケア（医療・介護・健康）産業の進出促進（アウトバウンド）や、日本への医療インバウンドの促進を行うことにより、新興国等における課題解決に貢献するとともに、海外の伸びゆくヘルスケア市場を取り込み、我が国のヘルスケア産業の活性化を図る。

事業概要

＜補助事業＞

- 医療の国際展開促進に向けて、新興国・途上国におけるヘルスケア事業の展開や市場創出等に向けた実証調査の支援、現地生産拠点設立の支援等を実施する。

＜委託事業＞

- アウトバウンドの促進に向けて、各国における医療関連情報の収集や現地のヘルスケア関係者や政府関係者とのネットワークの構築・深化等を行う。
- インバウンドの促進に向けて、海外における日本への医療渡航等に関する調査やプロモーションに取り組むとともに、日本の医療ブランドを発信するプラットフォームを構築し、日本型医療インバウンドモデル確立に向けて、医療機関等への支援や海外医療機関との連携を進める。

これらを通じて、日本の優れたヘルスケアに関する製品・サービスおよび関連技術の国際展開を推進し、我が国のヘルスケア産業の競争力強化を図る。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

＜補助事業＞

国 → 補助（定額） → 民間企業等 → 補助（1/3,2/3） → 民間企業等

① ② ③

①基礎調査 ②事業化準備（実証調査） 事業化・海外市場の獲得

➢ ICT遠隔分娩監視装置による在宅胎児モニタリング

＜委託事業＞

国 → 民間企業等

➢ 医療インバウンドの促進に向けた施策等を実施

地域別の医療渡航市場規模

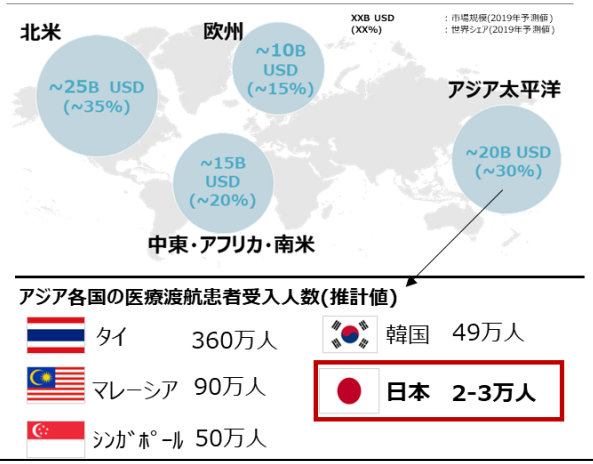

成果目標

アジア・アフリカ健康構想の下で実現する、海外でのヘルスケア事業の成功を新規に組成する等、継続的な海外の市場の獲得に繋げることを目指す。

国際博覧会事業

令和８年度概算要求額 22億円（26億円）

商務・サービスグループ
博覧会推進室

事業目的・概要

事業目的

（１）日本館解体事業
2025年大阪・関西万博の閉幕後、日本館の解体工事を着実に実施する。

（２）ベオグラード博出展事業
2027年5月よりセルビア共和国で開催されるベオグラード万博への出展を通じて、国際社会における我が国への理解を深める機会とする。

事業概要

（１）日本館解体事業
日本館の解体工事を、会期後のリユースも見据えながら実施する。

（２）ベオグラード博出展事業
2027年５月よりセルビア共和国で開催されるベオグラード万博への日本政府としての出展のための企画や準備を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）日本館解体事業

国 → 支出委任 → 国土交通省　近畿地方整備局

（２）ベオグラード博出展事業

国 → 委託 → （独法）日本貿易振興機構

成果目標・事業期間

（１）日本館解体事業
日本館の解体工事を着実に実施する。

（２）ベオグラード博出展事業
2027年に開催されるベオグラード博に日本政府として出展を行う。

スポーツエンターテインメント・コンテンツ海外展開支援事業

令和８年度概算要求額 3.0億円（新規）

商務・サービスグループ
サービス政策課スポーツ産業室

事業の内容

事業目的

スポーツ産業は世界的にも成長産業であり、また我が国は世界レベルの競技力など高いポテンシャルを有するにも関わらず、欧米と比して産業拡大が進んでいない状況。
本事業では、トップスポーツのスポーツエンタメ・コンテンツの海外展開を促進し、スポーツエンタメ・コンテンツを通じた海外ファン・外需獲得に繋げ、スポーツ産業を世界で稼げる成長産業にすることを目指す。また、ひいてはインバウンド需要拡大の促進など、地域経済に深く根付くスポーツ産業の潜在能力を最大限に引き出し、地方創生を後押しすることを目的とする。

事業概要

我が国のトップスポーツのリーグ・クラブによる、スポーツエンタメ・コンテンツのローカライズやプロモーション、インバウンド需要獲得に向けた体制構築や企画開発の促進など、海外展開の取組を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標

遅くとも2030年までにスポーツ産業の市場規模15兆円の達成を目指す。また、2030年までに訪日外国人旅行者（スポーツ観戦）の倍増（100万人超）を目指す。

再生・細胞医療・遺伝子治療製造設備投資支援事業

令和８年度概算要求額 5.7億円（新規）

商務・サービスグループ
生物化学産業課

事業目的・概要

事業目的

再生・細胞医療・遺伝子治療製品については、今後の市場拡大が最も見込まれているバイオ医薬品分野。また、iPS細胞など、我が国に優れた研究開発成果があり勝ち筋となり得る分野であり、今後の産業化が大いに期待されている。

本事業では、再生・細胞医療・遺伝子治療製品を受託製造する拠点を整備するとともに、再生・細胞医療・遺伝子治療製品の次世代製造に必要な自動化装置や品質管理システム等の導入を促進する。同時に、我が国で不足している製造人材の育成・研修に関しても支援する。それにより、主に国内の創薬シーズに関して効率的かつ安定的な製造プロセス開発を促し、我が国の創薬力を強化する。また、我が国の製造技術を生かし、再生・細胞医療・遺伝子治療製品の受託製造業を輸出産業とすることを目指す。

事業概要

再生・細胞医療・遺伝子治療製品を円滑に製造できる能力を国内に確保するため、CDMO（受託開発・製造事業者）の国内受託製造拠点の整備や製造人材育成に対しての補助を行う。

【補助率　1/2, 2/3】

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

短期的には、本事業で支援をしたCDMOにおける国内外からの新規受託開発品を10件以上獲得し、長期的には、2033年度までに再生・細胞医療・遺伝子治療関係の受託製造市場におけるCDMOのグローバルシェア20%獲得を目指す。

電力市場監視機能強化等事業

令和８年度概算要求額 1.5億円（1.5億円）

電力・ガス取引監視等委員会事務局
総務課、取引監視課、ネットワーク事業監視課

事業目的・概要

事業目的

令和４年度に発覚した大手電力会社による情報漏えい、カルテル等の不正事案は、電気事業の中立性や公平性、信頼性に大きな影響を与えることとなった。また、電力市場は、電力システム改革の中で自由化が進展するとともに、その複雑性が増している。このため、電力等の適正な取引確保に向けた監視を行う電力・ガス取引監視等委員会において、電力会社や電力市場等の監視や分析等を的確に実施するとともに、こうした機能の強化を図る。

事業概要

（１）監視機能の抜本的強化
電気事業法に基づく定期監査などにおいて収集した大手電力会社等の情報システムにおける顧客情報の管理状況（ログ情報やシステム共有の解消状況等）や内部統制等の監視・分析業務について、専門性の高い外部機関も活用して実施する。

（２）海外規制機関等の規制料金等に関する調査
小売規制料金の解除基準や需要家保護策等、日本における導入を検討している同時市場の監視手法について海外調査を実施する。

（３）DXツールの開発・導入
電力市場への参加者や市場取引量が増加している中で、DXツールの活用により、効率的かつ効果的な監視を行うため、ツールの開発・導入を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）、（２）、（３）共通

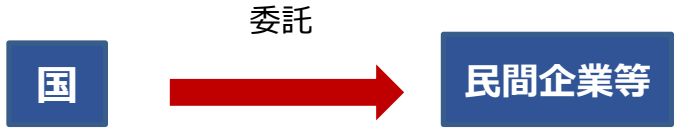

成果目標・事業期間

令和６年度から令和10年度までの５年間の事業であり、
短期的には情報システムに起因する情報漏洩事案の指摘件数の低下を目指す。
長期的には新電力の販売シェア（契約口数）の維持を目指す。

南海トラフ巨大地震旧鉱物採掘区域防災対策事業

資源エネルギー庁資源・燃料部
資源開発課石炭政策室

令和８年度概算要求額 2.6億円（新規） 令和6年度国庫債務負担行為72億円の内数

事業目的・概要

事業目的

本事業は、南海トラフ巨大地震で被害が想定される地域を対象に、旧鉱物採掘区域の防災対策工事等を支援することにより、災害防止のための対応を強化することを目的とし、国土強靱化基本計画（令和５年７月28日閣議決定）の基本目標における「人命の保護が最大限図られること」及び「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」の達成に貢献することを目的とする。

事業概要

南海トラフ巨大地震により震度６弱以上が予想される地域であって、旧鉱物採掘区域における陥没の危険性が見込まれる場合において、地盤のぜい弱性調査及び陥没を防止するための工事等を実施する市町村へ支援を行う県に対して、補助金を交付することで、防災対策の強化を図る。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

令和６年度から10年度までの５年間の事業であり、

短期的（令和８年度末）には、地盤ぜい弱性調査約54ha実施を目指す。

中期的（令和10年度末）には、陥没防止工事約60ha実施を目指す。

長期的（令和15年度末）には、地盤ぜい弱性調査箇所及び対策箇所の陥没発生０件を目指す。

独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金事業 等

中小企業庁長官官房総務課

令和8年度概算要求額 199億円（184億円）

事業の内容

事業目的

中小企業政策全般にわたる総合的な支援・実施機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構に対し、中小企業者・小規模事業者の事業活動に必要な助言、研修、出資、共済制度の運営等の事業に必要な経費の交付等を目的とする。

事業概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、以下の５つを柱に事業を実施する。

（１）地域牽引・成長志向の中小企業への支援
→成長を促す一貫した支援、多様な経営課題への対応

（２）企業の成長段階に応じた新市場開拓支援
→新市場開拓、他機関との連携による支援

（３）スタートアップ創出・成長への支援
→スタートアップに対する資金供給、ソフト支援

（４）事業継続・経営体力強化への支援
→事業承継等の推進、支援機関を通じた支援の拡大

（５）経営環境変化対応への支援
→中小企業等が直面する経営環境変化への対応を支援

また、中小企業向けの産業用地を確保するための支援を行うとともに、ＤＸの推進により、部門の枠を超えた顧客本位のサービスの充実と組織変革、働きがい改革、中小機構内の業務効率化、経営環境に即した施策情報やコンテンツの充実を図り、広報活動等を中小企業庁と連携して戦略的に実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標

(1)地域牽引・成長志向の中小企業への支援
（ハンズオン支援の派遣開始から２年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの２割以上、上回る等）
(2)企業の成長段階に応じた新市場開拓支援
（海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数）7,500件以上等）
(3)スタートアップ創出・成長への支援
（出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を1,650社以上等）
(4)事業継続・経営体力強化への支援
（講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数1,200件以上等）
(5)経営環境変化対応への支援
（政策テーマ（ＣＮ・ＧＸ）等の事業者による機構支援施策等の利用件数2,200件以上等）
により中小企業等を支援し、中期目標の達成を目指す。

給付金等事業不正対応等事業

令和８年度概算要求額 9.2億円（9.2億円）

中小企業庁
長官官房総務課

事業目的・概要

事業目的

本事業は持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金、月次支援金及び事業復活支援金（以下「給付金等」という。）に係る不正受給に関する調査、警察への捜査協力への対応等を行うことにより、不正受給者からの債権回収等を適切に行うことを目的とする。

事業概要

本事業は給付金等の不正受給に関する調査や、警察への捜査協力への対応等を行うとともに、給付金等の不正受給に係る債権の回収に必要な督促・調査等を実施するもの。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

短期的には、給付金等に関する警察への調査協力に対する回答に要する平均日数14日間を目指す。

最終的には、不正受給に対し、国の債権の管理等に関する法律に基づき、適切な債権回収等を行う。

（１）（２）中小企業庁事業環境部調査室
（３）経済産業政策局地域経済産業政策課
（４）中小企業庁事業環境部企画課
（５）中小企業庁経営支援部商業課
（６）中小企業庁経営支援部経営支援課
（７）福島復興推進グループ総合調整室

中小企業実態調査委託費

令和８年度概算要求額 20億円（20億円）

事業目的・概要

事業目的

本事業は、中小企業を取り巻く環境や財務・経営情報に関する調査を実施することにより、多種多様な中小企業の実態や課題を的確に把握し、中小企業政策の適切な企画立案及び実施、評価を行うためのものである。加えて本事業は、国や地方自治体による効果的かつ効率的な地域活性化政策等の立案を可能とすることを目的としており、地域の課題に応じた活性化対策についての調査・研究や、賃上げや投資、輸出等の外需獲得に積極的で、地域経済を飛躍的に押し上げる「100億企業」や地域の社会課題解決の担い手となる「ローカル・ゼブラ企業」の創出・育成のためのエコシステム定着促進に向けた調査・分析を行う。さらに、経営課題の解決に資する人材の確保・活用等に対する経営者の意識改革やノウハウ向上等に向けた調査を行う。また、原子力被災地域における事業・なりわい再建、新産業の創出、交流人口・関係人口の拡大等に資する効果的な経済対策を実施するための調査を行う。

事業概要

（１）中小企業実態基本調査：中小企業の売上高、財務情報、従業者数、経営情報等を継続的に調査・集計し、中小企業の実態の基礎的なデータを提供する。
（２）中小企業実態・対策調査：中小企業白書・小規模企業白書を作成するほか、事業環境の変化が中小企業に与えている影響等に関する調査を行う。
（３）地域経済産業活性化対策調査・分析：地域活性化に資する政策テーマを選定の上で、状況把握や政策企画のための実態調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。
（４）中小企業の持続的・構造的賃上げに向けた調査・分析：中小企業の持続的な賃上げに向けては、「稼ぐ力」の強化が引き続き重要。今般措置している100億宣言企業への支援策を通じて醸成された成長機運を全国各地へと伝播させていくべく、その具体的手法について調査・分析を行う。
（５）ローカル・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着促進に向けた調査・分析：各地におけるローカル・ゼブラ企業の創出・育成に向け、社会的インパクト評価・活用手法や地域や業種を超えて知見を共有するコミュニティの取組を社会実装するために必要な要素について調査・分析する。
（６）地域中小企業人材確保支援等調査・分析：自社が抱える経営課題の解決に向け、多様な人材の確保・育成・活用や職場環境改善による人材の定着を図るため、人材戦略の検討・策定・実行のための取組や、中小企業等に対する副業・兼業への理解促進や業務の切り出し等の経営支援機関の支援能力向上のための方策について調査・分析を行う。
（７）被災地域の経済産業活性化等調査・分析：被災地域の経済回復に資する政策テーマを選定し、状況把握や政策企画のための実態調査・分析を実施し、報告書等を取りまとめる。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標・事業期間

短期的には、中小企業施策等の政策立案の基盤となる調査のうち個別政策に関する内容を8割以上行うことを目指す。
長期的には、令和2年度から令和7年度の5年間で、中小企業の従業員一人あたりの付加価値額の５％向上を目指す。

中小企業資金繰り支援事業

令和８年度概算要求額252億円（223億円）

（１）中小企業庁事業環境部金融課
（２）中小企業庁事業環境部金融課
（３）中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
（４）中小企業庁事業環境部金融課

事業目的・概要

事業目的

株式会社日本政策金融公庫の融資事業の円滑な実施を図り、政策の実効性を確保すること及び、経営安定に支障が生じている中小企業が民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証を行うことを通じて、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

（１）日本政策金融公庫補給金

株式会社日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図り、政策の実効性を確保する。

（２）中小企業信用補完制度関連補助事業

経営の安定に支障が生じている中小企業が民間金融機関からの融資を受ける際に、当該融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合の損失を一部補填するほか中小企業に対する経営支援を促すため、信用保証協会が専門家派遣等により経営支援を行うことを支援することを通じ、中小企業の資金繰りの円滑化を図る。

事業形態、対象者

（１）日本政策金融公庫補給金
→事業スキームについては、中小企業資金繰り支援事業（１）に記載。
（２）中小企業信用補完制度関連補助事業
→事業スキームについては、中小企業資金繰り支援事業（２）に記載。
（３）小規模事業者経営改善資金融資事業
→事業スキームについては、中小企業資金繰り支援事業（３）に記載。
（４）危機対応円滑化業務支援事業
→事業スキームについては、中小企業資金繰り支援事業（４）に記載。

（３）小規模事業者経営改善資金融資事業

商工会・商工会議所等の経営指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、無担保・無保証人の低利融資を行う「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）事業」を実施するため、金利引き下げ分について、株式会社日本政策金融公庫に対して財政措置を講じる。

（４）危機対応円滑化業務支援事業

株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務に要する事務経費を補助する（日本政策金融公庫補助金、補助率100%）。

中小企業資金繰り支援事業のうち、
（１）日本政策金融公庫補給金

中小企業庁事業環境部金融課

令和８年度概算要求額 172億円（153億円）

事業の内容

事業目的

株式会社日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置（以下3点）を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図り、政策の実効性を確保する。

事業概要

以下、３点の財政措置を行う。

（１）一般利差補給金
特別利率による融資等における金利引下げ分の補填

（２）中小企業金融円滑化利子補給金
担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填

（３）中小企業経営力強化資金融資事業補給金
認定支援機関による指導及び助言を受け、新事業分野の開拓などを行う者に対する融資制度における金利引下げ分に補填（国民生活事業）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

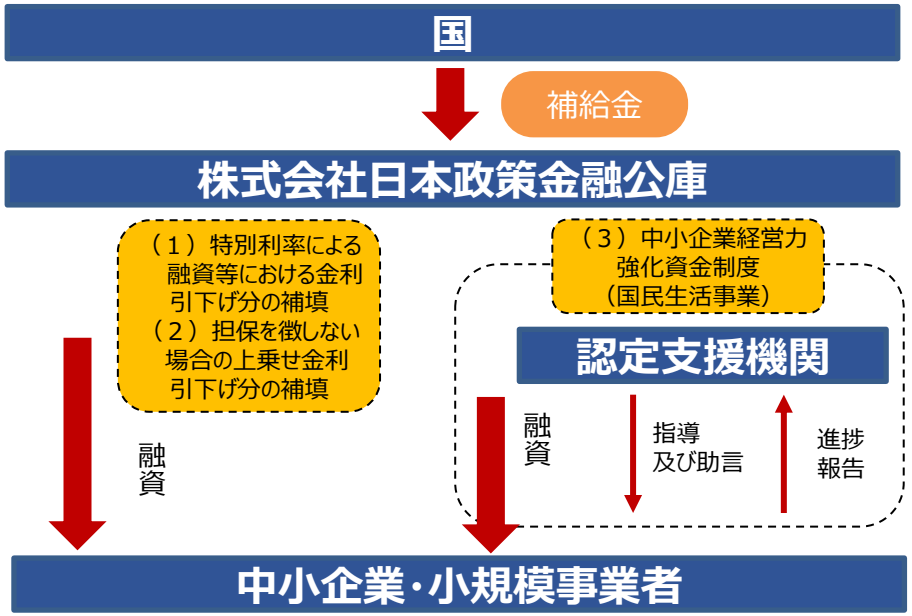

成果目標

日本政策金融公庫の金利の引下げを行うことにより、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業などに対し、資金繰りの円滑化等を図る。

中小企業資金繰り支援事業のうち、
（２）中小企業信用補完制度関連補助事業

中小企業庁事業環境部金融課

令和８年度概算要求額 50億円（39億円）

事業の内容

事業目的

経営の安定に支障が生じている中小企業が民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証を行うことで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

（１）経営安定関連保証等対策費補助事業

全国51ある信用保証協会が、経営の安定に支障が生じている中小企業に対する民間金融機関からの融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填する。

（２）信用保証協会による経営支援等対策費補助事業

中小企業に対する経営支援を促すため、全国51ある信用保証協会が専門家派遣等により経営支援を行うことを支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

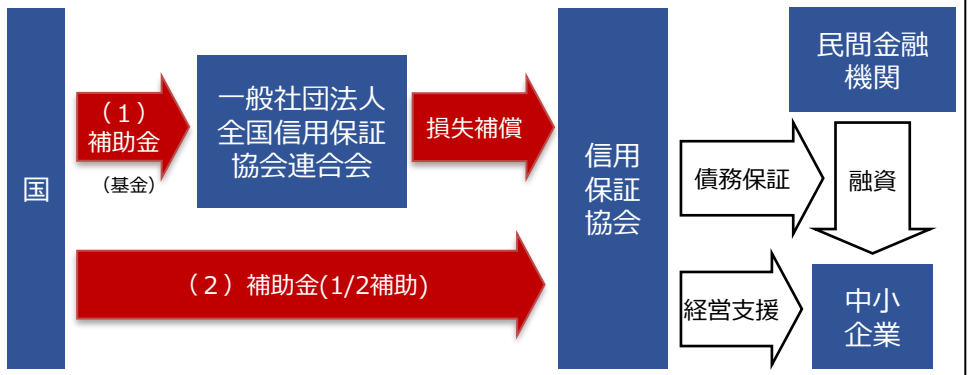

成果目標

信用保証制度を通じた中小企業の資金繰りの円滑化等を図る。
保証協会による専門家派遣等の経営支援を通じて、中小企業者の経営の改善を図る。

中小企業資金繰り支援事業のうち、
（３）小規模事業者経営改善資金融資事業

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

令和８年度概算要求額30億円（30億円）

事業の内容

事業目的

金利引き下げ分について財政措置を行うことで、株式会社日本政策金融公庫が実施する「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）事業」の円滑な実施を図り、政策の実効性を確保する。

事業概要

商工会・商工会議所等の経営指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、無担保・無保証人の低利融資を行う「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）事業」を実施するため、金利引き下げ分について、株式会社日本政策金融公庫に対して財政措置を講じる。

＜マル経融資事業の概要＞
貸付限度額：2,000万円
貸付金利　：1.90%（令和7年8月1日時点）
貸付期間　：10年以内
担保等　　：無担保・無保証人
経営指導　：商工会等の経営指導を受ける

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

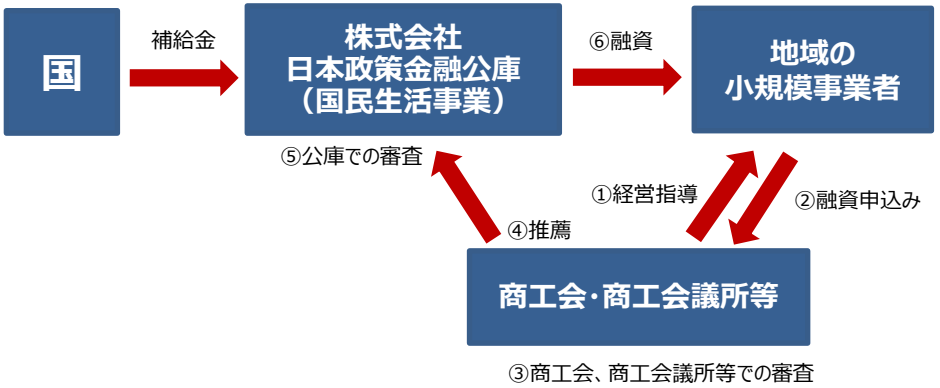

成果目標

日本政策金融公庫の金利の引下げを行うことにより、商工会・商工会議所等の経営指導を受けた小規模事業者の資金繰りの安定化を目指す。

中小企業資金繰り支援事業のうち、
（４）危機対応円滑化業務支援事業

令和8年度概算要求額 0.8億円（0.8億円）

中小企業庁事業環境部金融課

事業の内容

事業目的

内外の金融秩序の混乱や大規模な災害等の影響を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫の信用供与（損失補填等）を受けた指定金融機関（株式会社商工組合中央金庫等）が必要な資金を供給することにより、同中小企業者等の資金繰りの円滑化を図ることを目的とする。

事業概要

株式会社日本政策金融公庫が行う危機対応円滑化業務に要する事務経費を補助するもの（日本政策金融公庫補助金、補助率100%）。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

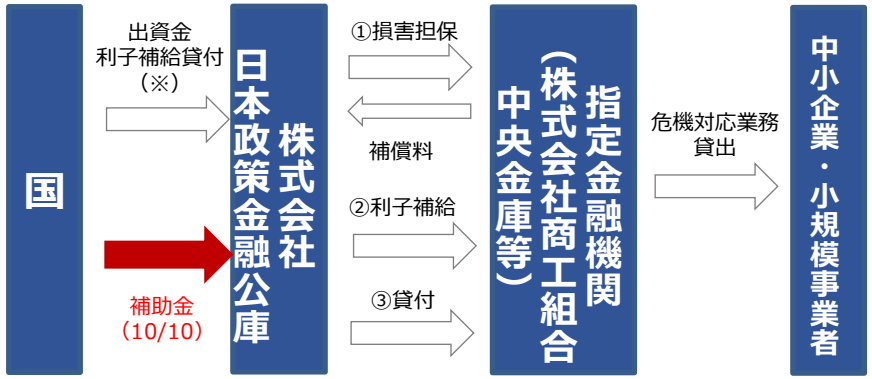

（※）新型コロナウイルス感染症対応は別途補正予算で措置

「危機」時に指定金融機関（日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫）が危機対応業務を円滑に実施するために、損失補償や利子補給を行う日本政策金融公庫に対して人件費等の必要軽費を補助するもの。

成果目標

突発的な災害等で被害を受けた中小企業者に対し、迅速、親身かつ均質な貸付を行うことは、国の危機管理において不可欠なことであり、今後も、実績の確認や定期的なモニタリング等を通じて、制度の適切な運用の下で本事業を継続的に実施する。

中小企業支援事業

令和８年度概算要求額 387億円（256億円）

（１）中小企業庁 事業環境部 金融課
中小企業庁 事業環境部 財務課
（２）中小企業庁　経営支援部　経営支援課
中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム
（３）中小企業庁　経営支援部　経営支援課
中小企業庁　経営支援部　商業課
（４）、（５）中小企業庁　経営支援部　小規模企業振興課

事業目的・概要

事業目的

本事業は、財務上の問題等を抱えている中小企業等に対する収益力改善・事業再生等の支援や後継者不在の中小企業等に対する事業承継・事業引継ぎの支援、よろず支援拠点等の整備を通した相談・支援体制の構築、全国中小企業団体中央会や全国商店街振興組合連合会、全国卸売商業団地協同組合連合会への支援、商工会及び商工会議所が実施する経営改善の取組を促進するための支援、国と地方公共団体が適切な役割分担・相互補完の基実施する経営の改善発達や発災時における迅速な復旧支援の推進を通じ、地域の経済及び雇用を支える中小企業・小規模事業者等を支援することを目的とする。

事業形態、対象者

各事業の事業スキームについては、下記の通り記載。
・中小企業活性化・事業承継総合支援事業→中小企業支援事業（１）
・中小企業中小企小規模事業者ワンストップ総合支援事業→中小企業支援事業（２）
・中小企業連携組織対策推進事業→中小企業支援事業（３）
・小規模事業対策推進事業→中小企業支援事業（４）
・地方公共団体による小規模事業者支援推進事業→中小企業支援事業（５）

事業概要

（１）中小企業活性化・事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。また、全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施するとともに、地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

（２）中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県へ「よろず支援拠点」を設置するとともに、「よろず支援拠点」の中に、専門サポーターが相談対応・伴走支援を行う「生産性向上支援センター」（仮称）を設置することで生産性向上に向けた支援を実施する。

また、中小・小規模事業者等の支援データ等を分析・活用できる環境を整備することにより、中小・小規模事業者支援の高度化を目指す。

（３）中小企業連携組織対策推進事業

中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援する。

（４）小規模事業対策推進等事業

全国団体等を通じ、小規模事業者支援法の各種計画に基づく販路開拓やBCP計画の策定支援、広域的な支援体制の構築等を支援する「伴走型小規模事業者支援推進事業」や、窓口相談・巡回指導等に対応する人員を派遣する取組を支援する「制度改正等の課題解決環境整備事業」等を実施する。

（５）地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

地方公共団体による、地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた小規模事業者の経営の改善発達を目的とした施策、局激指定、災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援を目的とした施策、及び複数の商工会・商工会議所と地方公共団体による広域計画を促進するため、他の支援機関等と一体となって実施する取組を支援する。

中小企業支援事業のうち（１）中小企業活性化・事業承継総合支援事業

令和8年度概算要求額 222億円（144億円）

（１）中小企業庁事業環境部金融課
（２）中小企業庁事業環境部財務課

事業の内容

事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

事業概要

（１）中小企業活性化事業

全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

（２）事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）、（２）ともに以下の事業スキームにて運用

（※１）産業競争力強化法
（※２）（１）は中小企業活性化協議会
（２）は事業承継・引継ぎ支援センター等

成果目標

（１）中小企業活性化事業

二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%（過去3年間の平均）以下に抑制することを目指す。

（２）事業承継総合支援事業

全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

中小企業支援事業のうち、
（２）中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和８年度概算要求額 80億円（34億円）

中小企業庁　経営支援部　経営支援課
中小企業庁　経営支援部　イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するための相談体制や生産性向上に向けた伴走支援体制を整備することによって、その解決を支援し、地域経済を活性化することを目指す。

事業概要

(1)よろず支援拠点事業（ワンストップ相談窓口）：
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置することで、経営課題の解決に向けた支援を実施する。

(2)よろず支援拠点事業（生産性向上支援センター）：
「よろず支援拠点」の中に、専門サポーターが相談対応・伴走支援を行う「生産性向上支援センター」（仮称）を設置することで生産性向上に向けた支援を実施する。
※令和８年度より開始の事業

(3)中小・小規模事業者支援サービスの高度化実証事業：
よろず支援拠点に蓄積した中小・小規模事業者等の支援データ等を分析・活用できる環境を整備することにより、中小・小規模事業者支援の高度化を目指す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）（２）よろず支援拠点事業

（３）高度化実証事業

成果目標

（１）よろず支援拠点事業（ワンストップ相談窓口）：
よろず支援拠点への相談者が経営課題を解決した件数が10,000件以上になることを目指す。

（２）よろず支援拠点事業（生産性向上支援センター）：
生産性向上を達成した件数が300件以上になることを目指す。

（３）中小・小規模事業者支援サービスの高度化実証事業：
開発したAIを活用したシステムを用いて相談対応を行うコーディネーターの数を100人以上にすることを目指す。

中小企業支援事業のうち、
（３）中小企業連携組織対策推進事業

令和８年度概算要求額 6.0億円（6.0億円）

中小企業庁　経営支援部　経営支援課
中小企業庁　経営支援部　商業課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、人手不足や生産性の向上、新商品・サービスの開発、新たな販路の開拓など、共通の経営課題を抱えており、これらの経営課題を解決するためには中小企業等が組合等の連携組織を組成し団結して取り組むことが有効である。このため、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援する。

事業概要

（１）中小企業組合等指導・支援事業

全国中小企業団体中央会等による都道府県中小企業団体中央会・組合等への指導、調査研究・情報提供等に要する人件費等の経費を支援する。

（２）中小企業組合等課題対応支援事業

新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合が行う事業を支援する。

（３）外国人育成就労制度適正化事業

外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化に向けた事業を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

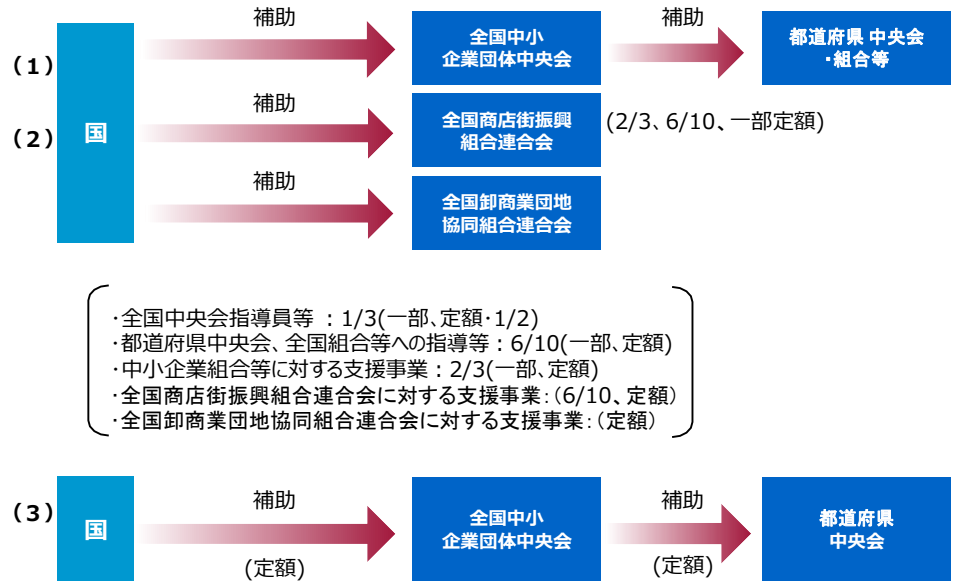

成果目標

中小企業団体中央会が支援を行った組合の７割が設定した目標を達成することを目指す。

目標最終年度となる令和11年度までに、外国人育成就労受入事業を行う組合等の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律の違反率を30%以下に減少させることを目指す。

中小企業支援事業のうち、
（４）小規模事業対策推進等事業

中小企業庁　経営支援部　小規模企業振興課

令和８年度概算要求額 62億円（61億円）

事業の内容

事業目的

商工会及び商工会議所が実施する経営改善発達のための支援事業を通じた小規模事業者の持続的発展の実現を目的とする。

事業概要

小規模事業者は、持続的成長・発展を通じた地域経済の活性化や地域の雇用創出などを担う極めて重要な存在。小規模事業者にとって身近な存在として経営指導を行っている商工会等が実施する以下の取組について、全国団体等を通じて支援を行う。

（１）小規模事業者支援法に規定する「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づき、商工会等が実施する小規模事業者の販路開拓や事業計画の策定、BCP計画の策定支援、広域的な支援体制の構築等に要する経費を支援する。

（２）全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等と連携して実施する全国的な販路開拓など地域の持続的発展に向けた取組を支援する。

（３）小規模事業者が直面する諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会等が行う制度・周知広報や窓口相談・巡回指導、セミナー開催等に対応する人員を派遣する取組を支援する。

（４）全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等を指導するための人件費や全国団体、商工会等の支援能力向上のための研修開催費等を支援する。

（５）経営発達支援計画等には一定の知識と経験を有した経営指導員を関与させる必要があるため、経営指導員に対する講習を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）伴走型小規模事業者支援推進事業

（２）地域力活用新事業創出支援事業

（３）制度改正等の課題解決環境整備事業

（４）商工会・商工会議所等の指導事業

（５）法定経営指導員講習事業

成果目標

短期的には商工会・商工会議所の経営発達支援計画等に基づく支援を受けた事業者のうち、売上高が増加した事業者の割合が50%以上となることや専門家派遣等による相談等対応件数のうち、解決的支援件数の割合100%を目指す。

長期的には、商工会・商工会議所の経営発達支援計画等に基づく支援を受けた事業者のうち、営業利益が増加した割合50%以上を目指す。

中小企業支援事業のうち、
（５）地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

中小企業庁　経営支援部　小規模企業振興課

令和８年度概算要求額 16億円（10億円）

事業の内容

事業目的

○国と地方公共団体が、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に則り、適切に役割分担、相互を補完する形で施策を講じることにより、小規模事業者の経営の改善発達や発災時における迅速な復旧支援を通じた、地域経済の発展、各地域の経済発展に伴う日本全体の経済発展へと寄与することを目的とする。

事業概要

地方公共団体による、以下の取組を支援。

①地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた小規模事業者の経営の改善発達を目的とした施策（経営発達支援計画・事業継続力強化支援計画の策定支援、経営発達支援計画に基づく経営計画の作成支援・販路開拓等の実行支援、事業継続力強化支援計画に基づく防災・減災対策の実行支援等）

②局激指定、災害救助法適用を受けた災害からの復旧支援を目的とした施策（施設・設備の復旧事業）

③複数の商工会・商工会議所と地方公共団体による共同計画の申請＝広域計画を促進するため、他の支援機関等と一体となって実施する取組（専門家派遣事業や合同セミナーの開催等）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

【通常時支援】

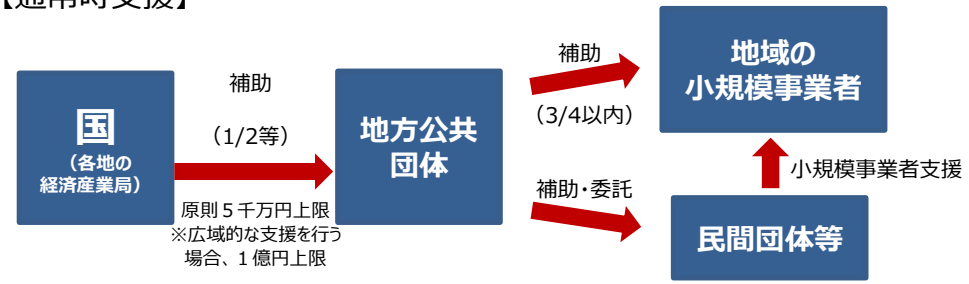

【災害時支援】

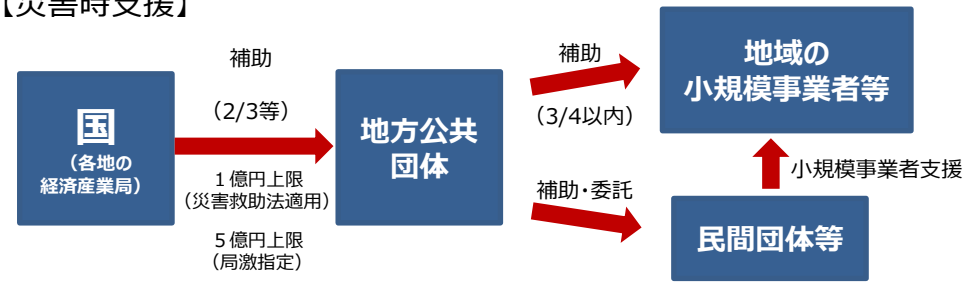

成果目標

【通常時支援】

長期的には、地方公共団体が支援した小規模事業者のうち、短期的には売上高増加率が向上した事業者の割合が50%を超えることを目指し、支援から5年後には営業利益率が向上した事業者の割合が50%を超えることを目指す。

【災害時支援】

長期的には、地方公共団体が支援した小規模事業者等のうち、年度末で事業再建を果たした者の割合80%以上を目指す。

人権教育・啓発活動支援事業

中小企業庁事業環境部財務課

令和８年度概算要求額 2.0億円（2.0億円）

事業の内容

事業目的

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について※」等を踏まえ、人権に配慮した経営の重要性の普及啓発による中小企業等の健全な経済活動の構築や、重点的な支援が必要な地域又は業種における中小企業等の活性化を促進する。加えて、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」等に基づき、産業振興等を含めたアイヌ施策を総合的かつ効果的に実施することにより、アイヌ中小企業の産業振興を図るとともに、アイヌの民工芸品への理解を深めることを目的とする。

※平成8年7月26日　閣議決定

事業概要

（１）人権教育・啓発活動推進委託事業

人権教育・啓発に知見のある民間団体等に委託し、中小企業等を対象として、人権の重要性や最近の動向の説明、社内教育の方法等の取組事例の紹介等に関するセミナーや研修の実施、パンフレット等の作成等を実施する。

（２）人権教育・啓発活動支援委託事業

国と地方公共団体が連携し、中小企業等を対象として、地域特有のニーズに即したセミナーや研修、人権問題等へ対応するためのきめ細かな巡回相談等を実施する。

（３）アイヌ中小企業振興対策事業

北海道や東京等での展示・販売事業や、アイヌ民工芸品の木彫事業者等の技術向上・新商品開発のための研修等を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）人権教育・啓発活動推進委託事業

（２）人権教育・啓発活動支援委託事業

（３）アイヌ中小企業振興対策事業

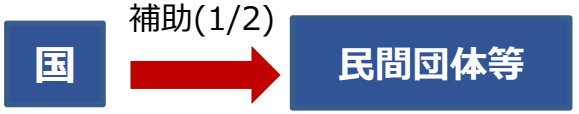

成果目標

（１）セミナー等参加者で非常に人権意識が高まったと回答した者の割合を90%以上とすることを目指す。

（２）巡回指導、研修参加者で非常に人権意識が高まったと回答した者の割合を90%以上とすることを目指す。

（３）展示・販売会等の参加者でアイヌ民工芸品に大変興味を持ったと回答した者の割合を90%以上とすることを目指す。

後継者支援ネットワーク事業

令和８年度概算要求額 3.5億円（4.0億円）

中小企業庁事業環境部
財務課

事業の内容

事業目的

- 地域に根ざした中小企業の次期経営者となる後継者の既存の経営資源を活かした新規事業や事業再構築に向けた取組等を支援することで、地域経済の新陳代謝を図るとともに、日本、世界で活躍する地域の核となる事業者の輩出を目指す。
- また、後継者支援に様々な支援機関等がかかわることで、後継者支援のエコシステムが自ずと生まれるなどの波及効果が生まれることを期待する。

事業概要

- 後継者による既存事業及び経営資源の活用を踏まえた新規事業等の企画・実行に向けた具体的な行動を引き出すため、後継者向けのピッチイベントを全国大で開催する。
- 具体的には、地域に根ざしている支援機関等を巻き込みながら、後継者の掘り起こしを行い、地方大会への参加者を増やしていくとともに、大会参加者については、先輩経営者等から事業計画の磨き上げを受けることで、決勝大会に進出する後継者のレベルを引き上げていく。加えて、決勝大会で優秀な成績を収めた後継者については、その後も経営指導を受けられる体制を構築する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

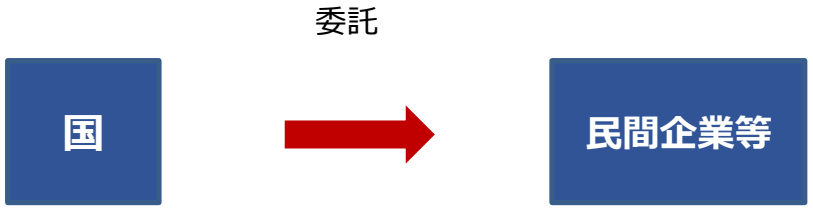

成果目標

令和12年度までに、120件の新規事業展開や事業拡大を目指す。

中小企業取引対策事業

中小企業庁事業環境部取引課

令和８年度概算要求額 37億円（29億円）

事業の内容

事業目的

賃上げの原資確保に向けて、原材料価格等のコスト上昇分の適切な価格転嫁をはじめ、中小企業の取引環境の改善のため、中小受託取引適正化法（以下「取適法」）の厳正な執行や相談窓口の運営、価格交渉促進月間やフォローアップ調査の実施、下請Gメンヒアリングによる取引実態の把握等を通じ、中小企業の取引適正化に取り組む。

事業概要

中小企業の取引適正化を図るために、以下の取組を行う。

（１）取適法の厳正な執行
取適法等に基づく書面調査を実施するほか、法執行に必要な体制を構築

（２）下請かけこみ寺における相談対応
中小企業の取引上の悩みについて、無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」を運営

（３）価格交渉力強化事業
9月と３月を価格交渉促進月間として位置づけ、講習会や広報、フォローアップ調査等を実施

（４）下請Gメンによるヒアリング調査
取引実態を把握するための下請Gメンによる中小企業へのヒアリング調査を実施

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

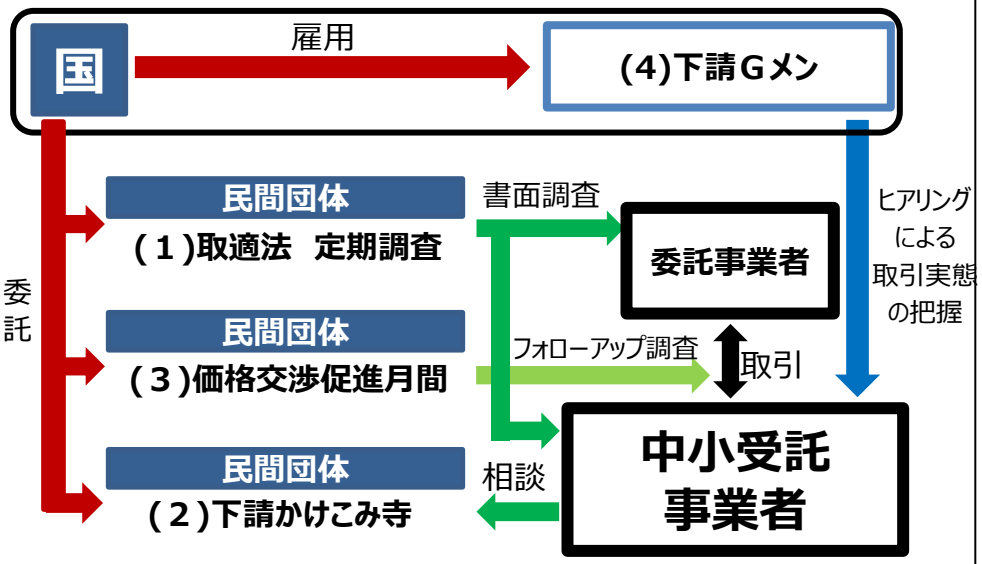

成果目標

約５万件の発注側事業者・約２０万件の受注側事業者に対して調査を行う。また、下請Gメンによるヒアリングを年間1万件以上実施し、中小企業の取引実態を把握する。

これらの施策により、取適法違反の発見及び改善指導を含め、価格交渉と価格転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す。

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

令和8年度概算要求額 128億円（123億円）

中小企業庁経営支援部
イノベーションチーム

事業目的・概要

事業目的

中小企業が下請け構造から脱却し成長を実現するためには、ものづくり基盤技術及びサービスモデルの高度化を図ることが重要。

中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的とする。

事業概要

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大３年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する（旧戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業及びサビサポ事業））。

また、中小企業によるイノベーション創出を強力に支援する活動を普及・拡大するための実証事業を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

○補助事業期間：２～３年
○補助上限額：（通常枠）単年4,500万円、３年間9,750万円
（大型研究開発枠）単年１億円、３年間３億円
○補助率：（中小企業者等）原則2/3以内（大学・公設試等）原則定額
※課税所得15億円超の中小企業者等は1/2以内

○委託：補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等

成果目標・事業期間

○短期的には、事業終了時点での以下の達成を目指す。
・個々のプロジェクトの研究開発達成度50%超

○最終的には、事業終了後５年経過時点で以下の達成を目指す。
・事業化を達成するプロジェクトが50%超
・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上
・補助事業の総売上累計額が総予算投入額の150%